

東洋町地域防災計画



令和7年3月

目 次

第1編 共通編	1
第1部 総 則	3
第1章 計画の趣旨	5
第1節 計画の目的	5
第2節 計画の構成	5
第2章 計画の運用	6
第1節 計画の修正	6
第2節 他の計画との調和	6
第3章 地域の特性	7
第1節 位置	7
第2節 地形	7
第3節 地区の状況	7
第4節 気象	8
第5節 災害の履歴	10
第4章 災害の想定	12
第1節 南海トラフ巨大地震	12
第2節 その他の地震・津波	18
第3節 水害・土砂災害	18
第4節 竜巻などの風害	18
第5節 大規模火災	18
第6節 大規模交通災害	18
第7節 有害物質災害	19
第5章 防災ビジョン	20
第6章 処理すべき業務の内容	22
第2部 災害予防計画	25
第1章 地域防災力の育成	26
第1節 防災知識の普及	26
第2節 自主防災体制の整備	27
第3節 災害時要配慮者の支援対策	28
第4節 ボランティアの環境整備	31
第2章 防災体制の強化	32
第1節 応急活動体制の整備	32

第2節	情報通信システムの強化	34
第3節	火災予防対策の推進	36
第4節	災害時医療体制の整備	38
第5節	緊急輸送体制の整備	40
第6節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	42
第3章	住民生活の確保	44
第1節	避難対策の推進	44
第2節	食料・生活必需品の確保	46
第3節	飲料水の確保	47
第4節	ごみ・がれき、し尿の処理体制の確保	48
第4章	災害に強いまちづくり計画	49
第1節	津波・高潮の被害軽減対策	49
第2節	水害・土砂災害予防対策	50
第3節	地震動に強いまちづくり	51
第4節	ライフラインの安全対策の強化	52
第2編	風水害対策編	53
第1部	風水害応急対策計画	54
第1章	参集・配備	55
第1節	動員・参集	55
第2節	災害対策本部の設置	57
第3節	災害対策本部による初動活動の展開	60
第2章	情報の収集・伝達	65
第1節	気象情報の収集	65
第2節	初動のための情報伝達	69
第3節	被害情報の収集・報告	70
第4節	情報通信システムの機能確保	72
第5節	広報・広聴活動	73
第3章	応援・派遣要請	75
第1節	広域応援等の要請と受け入れ	75
第2節	自衛隊の派遣要請	78
第4章	避難誘導対策	80
第1節	高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保	80
第2節	避難の誘導	82
第3節	警戒区域の設定	83
第4節	避難所の開設・運営	84

第5章 災害拡大防止活動	86
第1節 水防活動・土砂災害防止活動	86
第2節 救助・救出・消防・搜索活動	87
第3節 医療救護活動	89
第4節 二次災害の防止	90
第6章 緊急輸送・交通対策	91
第1節 交通網の確保	91
第2節 緊急輸送の実施	93
第7章 災害救助法の適用	94
第8章 生活救援活動	96
第1節 食料供給	96
第2節 応急給水	98
第3節 生活必需品等の供給	99
第4節 健康支援・保健衛生対策	100
第5節 し尿処理	102
第6節 ごみ・がれきの処理	103
第7節 遺体の検案・安置・埋葬	104
第8節 愛玩動物の保護・管理	106
第9節 応急住宅対策	107
第9章 ライフラインの応急対策	109
第1節 電力施設	109
第2節 水道施設	110
第3節 下水道施設	111
第4節 その他のライフライン施設	112
第10章 災害時要配慮者対策	113
第11章 ボランティア活動対策	114
第12章 学校等での応急活動	115
第1節 学校・保育園での応急活動	115
第2節 社会教育施設・文化財対策	118
第13章 農林漁業関係応急対策	119
第2部 風水害復旧・復興計画	120
第1章 復旧・復興事業の推進	121
第2章 生活の再建支援	123
第1節 り災証明書・被災証明書の発行	123
第2節 災害弔慰金の支給等	124
第3節 税・利用料の減免等	127

第4節 住宅の確保	128
第5節 義援金品の受付・配分	129
第3章 産業の復興支援	130
第3編 地震・津波対策編	131
第1部 地震・津波応急対策計画	132
第1章 参集・配備	133
第1節 動員・参集	133
第2節 災害対策本部の設置	135
第3節 災害対策本部による初動活動の展開	138
第2章 情報の収集・伝達	143
第1節 地震情報の収集	143
第2節 初動のための情報伝達	147
第3節 被害情報の収集・報告	148
第4節 情報通信システムの機能確保	150
第5節 広報・広聴活動	151
第3章 応援・派遣要請	153
第1節 広域応援等の要請と受け入れ	153
第2節 自衛隊の派遣要請	156
第4章 避難誘導対策	158
第1節 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保	158
第2節 避難の誘導	160
第3節 警戒区域の設定	162
第4節 避難所の開設・運営	163
第5章 災害拡大防止活動	165
第1節 救助・救出・消防・搜索活動	165
第2節 医療救護活動	167
第3節 二次災害の防止	168
第6章 緊急輸送・交通対策	169
第1節 交通網の確保	169
第2節 緊急輸送の実施	171
第7章 災害救助法の適用	172
第8章 生活救援活動	174
第1節 食料供給	174
第2節 応急給水	176
第3節 生活必需品等の供給	177

第4節	健康支援・保健衛生対策	178
第5節	し尿処理	180
第6節	ごみ・がれきの処理	181
第7節	遺体の検案・安置・埋葬	182
第8節	愛玩動物の保護・管理	184
第9節	応急住宅対策	185
第9章	ライフラインの応急対策	187
第1節	電力施設	187
第2節	水道施設	188
第3節	下水道施設	189
第4節	その他のライフライン施設	190
第10章	災害時要配慮者対策	191
第11章	ボランティア活動対策	192
第12章	学校等での応急活動	193
第1節	学校・保育園での応急活動	193
第2節	社会教育施設・文化財対策	196
第13章	農林漁業関係応急対策	197
第2部	地震・津波復旧・復興計画	198
第1章	復旧・復興事業の推進	199
第2章	生活の再建支援	201
第1節	り災証明書・被災証明書の発行	201
第2節	災害弔慰金の支給等	202
第3節	税・利用料の減免等	205
第4節	住宅の確保	206
第5節	義援金品の受付・配分	207
第3章	産業の復興支援	208
第4編	事故災害対策編	210
第1部	各機関の業務の内容	212
第2部	応急対策計画	214
第1章	大規模火災応急対策計画	215
第1節	大規模火災	215
第2節	林野火災	217
第2章	交通災害応急対策計画	219
第1節	道路災害	219

第2節	鉄道災害	221
第3節	航空災害	223
第4節	海上災害（人身事故等）	224
第5節	海上災害（油流出等）	226
第3章	危険物災害応急対策計画	228
第4章	原子力災害応急対策計画	229
第5編	南海トラフ地震防災対策推進計画	232
第1章	計画の趣旨	234
第2章	盛り込むべき事項の一覧	234
第3章	高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の対象地域	239
第4章	実施すべき事業	239
第6編	参考資料	240
第1章	避難所の一覧	242
第2章	避難者名簿の様式	246
第3章	り災証明書・被災証明書の様式	247
第4章	各課の被害調査様式	250
第5章	消防庁への報告様式	251
第6章	自衛隊派遣要請の様式	256
第7章	土砂災害の警戒箇所	258
第8章	水防区域・施設の一覧	284
第9章	災害時応援協定の締結状況	293
第10章	自主防災組織の一覧	296
第11章	食料配布計画等のイメージ	297
第12章	津波避難対象地域の一覧	298
第13章	応急活動の担当部局一覧	299
第14章	土砂災害警戒体制の整備	300

第 1 編 共 通 編

第 1 部 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

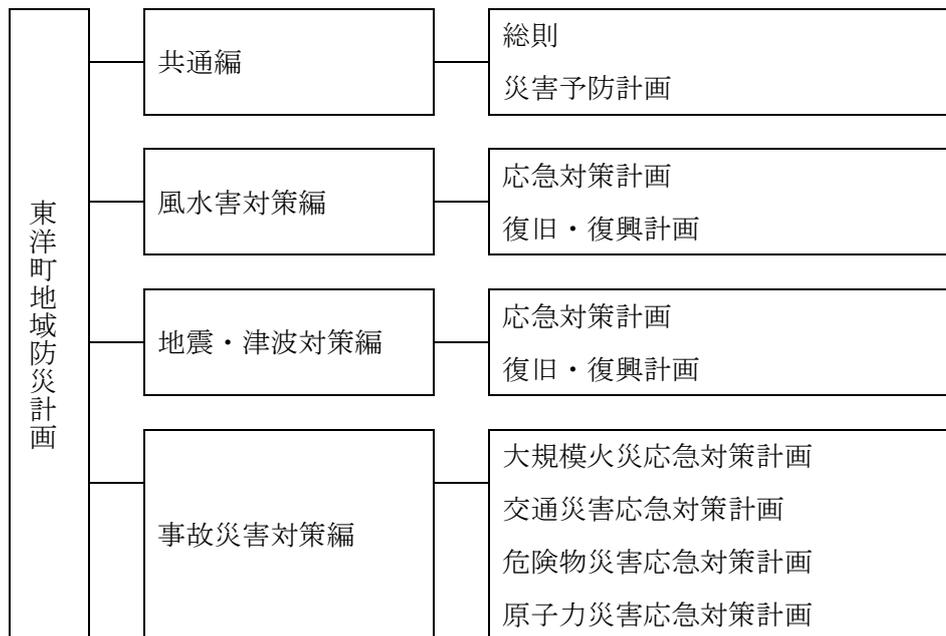
東洋町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、東洋町防災会議が作成する計画である。

住民の生命、身体及び財産を守り、町土の保全と住民生活の安定確保を図るため、東洋町の防災対策に関して、町が行う業務を中心として、住民や関係機関の業務を含め、総合的に計画する。

第2節 計画の構成

東洋町地域防災計画は、総則、災害予防対策を定めた共通編と、風水害対策編、地震・津波対策編、事故災害対策編で構成する。

計画の構成



※土砂災害警戒避難体制については、第6編第14章「土砂災害警戒避難体制の整備」による。

第2章 計画の運用

第1節 計画の修正

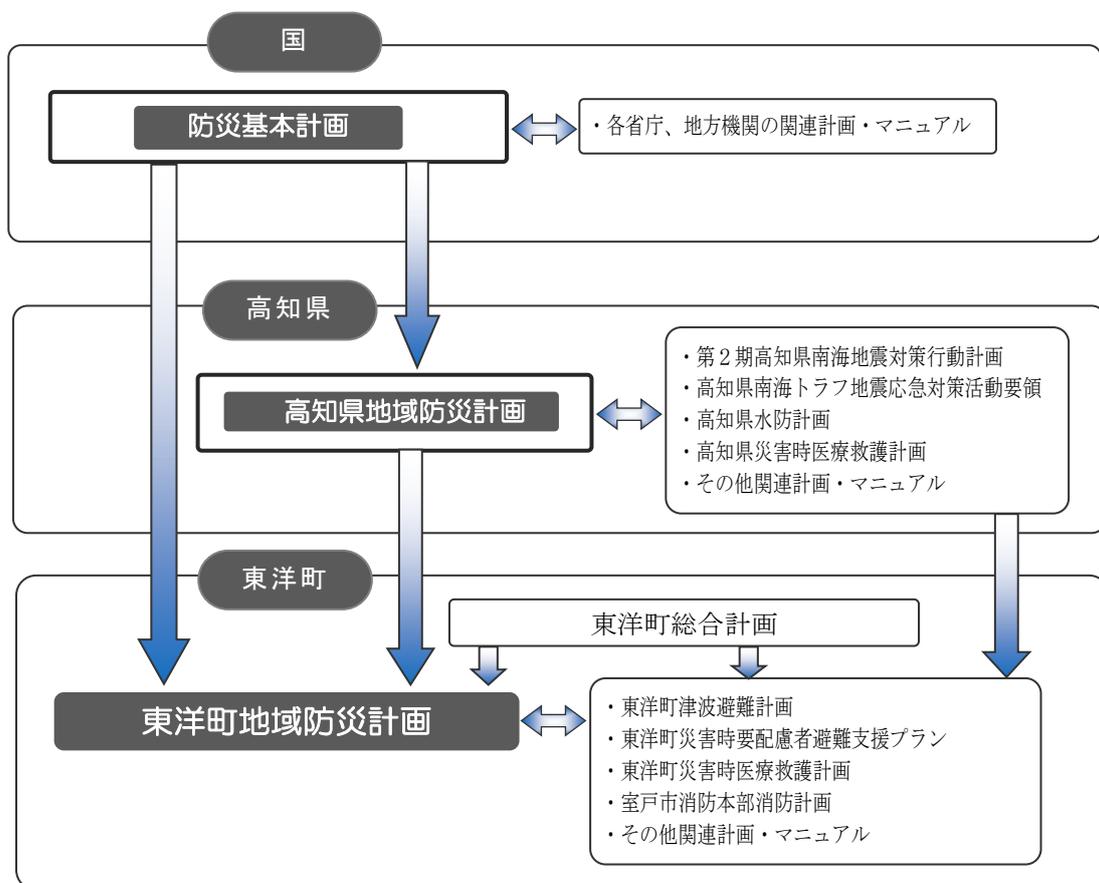
この計画は、必要があると認めるときは東洋町防災会議に諮り、修正する。

防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点がある時は、これを東洋町防災会議（事務局：東洋町総務課）に提出する。

第2節 他の計画との調和

この計画は、内閣府中央防災会議が策定する防災基本計画、高知県地域防災計画一般対策編（平成24年12月修正）、高知県地域防災計画火災及びび事故災害対策編（平成24年12月改定）、高知県地域防災計画震災・津波対策編（平成26年度改定）、第2期高知県南海地震対策行動計画（平成25年6月策定）、高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（平成25年6月策定）、高知県水防計画（平成25年度）など、国・県、防災関係機関の関連計画の調和に留意する。

計画の位置づけ



第3章 地域の特徴

第1節 位置

本町は、高知県の最東端に位置し、北は徳島県海部郡海陽町、南は室戸市、西は安芸郡北川村に接している。東南側は太平洋に面し、室戸阿南海岸国定公園の美しい海岸風景が広がり、町域の大半は四国山地となっている。東西10km、南北14km、総面積は74.10km²におよび、太平洋を一辺とした三角形をなしている。

室戸岬を經由して高知市と徳島市とを結ぶ国道55号が海岸線を走り、高知市からは110kmで車で3時間、徳島市からは90kmで2時間半の時間距離にある。また、野根地区からは、すれ違いができない狭あい区間が一部ある舗装道路であるが、北川村を經由して奈半利町まで国道493号が通じている。

第2節 地形

本町の約9割は山地で、町内の最高峰の高谷東山は標高が915.5mあるが、町域の大半は標高200～500mの低山帯である。しかし、急峻な四国山地が太平洋に鋭く落ち込み、地形は険しい。

宅地は、北部の甲浦港周辺と中部の野根平野に集中しているが、生見海岸周辺や、本町を貫く野根川やその支流の別役川、押野川に沿った中山間地域にも、集落が点在している。野根平野から以南の通称「淀ヶ磯四里」は、室戸市入木まで約10kmにわたって断崖が続き、人家はない。

第3節 地区の状況

東洋町は、東から甲浦地区、生見地区、野根地区に大別される。

甲浦地区は、標高30～50mの急峻な山を挟んで、東側が地方港湾甲浦港のある甲浦、西側が小池川・河内川が白浜海岸に注ぐ白浜・小池・河内となっている。

甲浦は、平安時代の「土佐日記」にも記述される天然の良港である。東股、西股の2つの入江に沿って連なる50m前後の幅の低地に住宅が密集しており、域内の道路は狭く、海岸部の海拔は2m程度と町内で最も低い。住宅地を囲む、標高30m前後の急峻な山々は、津波の際の避難高台の役割を果たす。

白浜・小池・河内は、河川や波の堆積作用と埋め立てによってできた標高2～3mの低地である。甲浦小学校、甲浦中学校、阿佐海岸鉄道甲浦駅など主要な公共施設も立地している。白浜は、海岸と小池川に囲まれた中洲状になっており、災害時の避難路となる7つの橋の通行を確保することが重要である。

生見地区は、生見川、塩満川などの河川と波の堆積作用によってできた海拔4～6m

の低地・丘陵地に住宅や農地、役場をはじめとする公共施設、海水浴やサーフィン等のための宿泊施設が立地している。

野根地区は、野根平野と中山間地域に大別される。

野根平野は、野根海岸の8～10mの浜堤上^{ひんてい}に位置する池相間・東町・浦に住宅が密集し、そこから内陸に入った中村・中島には圃場整備された農地が広がり、野根小学校や野根中学校も立地している。野根平野では、野根川河口付近から中村にかけての海拔が4m前後と最も低い。

中山間地域には、内田、別役、押野、つづら、名留川、大斗、川口、真砂瀬^{べつちやく}などの集落があり、かつては林業等で栄えたが、現在は高齢化が著しく進んでいる。道路幅が狭くう回路もないため、災害時の孤立化も心配される。

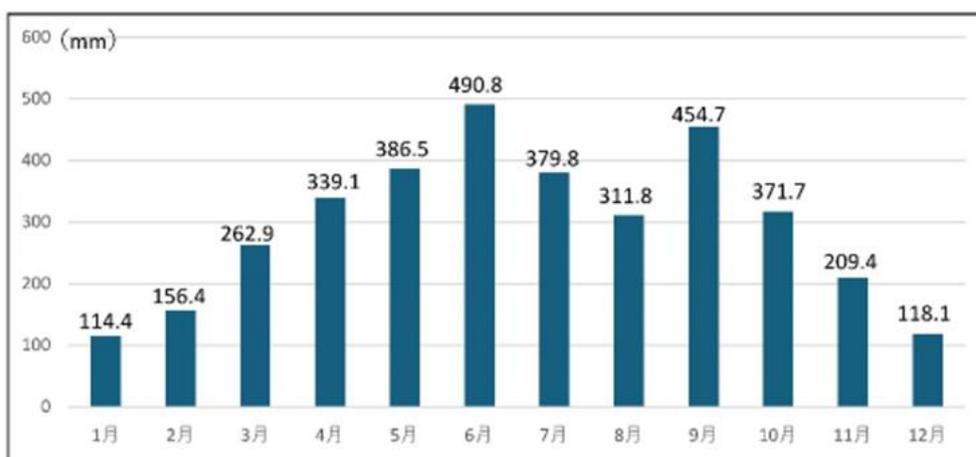
第4節 気象

本町は、夏季に温暖多雨、冬季に乾燥という太平洋側式気候に属している。

東洋町には、気象庁の気象観測所がないため、近隣の観測所の平年値をみると、海陽では、年平均気温は16.5℃、年間降水量は3195.9mm、室戸市室戸岬では、年平均気温は6.9℃、年間降水量は2465.0mm、室戸市佐喜浜では年間降水量は3540.9mmとなっている。なお、平年値は平成3年～令和2年（海陽は平成21年～令和2年の）の平均である。

本町は、四国の山地帯が太平洋に突き出た半島部に位置することから、台風や梅雨前線などによる豪雨がたびたび発生し、風水害の備えが重要な地域である。

佐喜浜観測所での月別平均降水量（平成3年～令和2年）



資料：気象庁のデータより作成

佐喜浜観測所での観測史上1～3位の値

要素／順位	1位	2位	3位
日最大降水量 (mm)	479 (2003/11/28)	469.0 (2015/9/24)	411.5 (2012/9/14)
日最大10分間降水量 (mm)	27.0 (2015/11/7)	27.0 (2013/9/3)	25.5 (2014/10/26)
日最大1時間降水量 (mm)	133 (2005/10/7)	129 (2003/11/28)	128 (2006/9/6)
月降水量の多い方から (mm)	1,186 (1988/6)	1,105 (1980/8) 1,125 (2021/8)	1,060.5 (2012/6) 1,105 (1980/8)
年降水量の多い方から (mm)	5,068 (2012)	4,806 (1990) 4,988.5 (2021)	4,727 (2003) 4,806 (1990)

資料：気象庁のデータより作成

第5節 災害の履歴

1 地震・津波

本町を含む高知県沿岸は、過去に幾度も南海トラフ地震が発生しており、津波による被害も生じている。東海地震や東南海地震との連動型も多く、1707年の潮岬沖を震央とする宝永地震は、東北地方太平洋沖地震が発生するまで、記録に残る日本最大級の地震とされてきた。

直近の昭和南海地震では、甲浦地区では津波による浸水で、野根地区では揺れによる家屋倒壊で、甚大な被害が生じた。

地震・津波の履歴

地震名	西暦	規模	概要
白鳳地震	684年	M8 1/4	土佐で甚大な津波被害。「続日本記」に「土佐国の田苑五十余万頃（五十万町）没して海となる」と記されている
仁和地震	887年	M8.0～8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多くの死傷者を出した
康和地震	1099年	M8.0～8.3	南海地震と推定されている。土佐で田約1,000haが海に沈む津波。2年前に東海・東南海地震と推定される永長地震
正平地震	1361年	M8 1/4～8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害
慶長地震	1605年	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。大津波で、房総半島から土佐にかけて被害甚大。穴喰から室戸岬にかけての死者数千人
宝永地震	1707年	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は潮岬沖。10回余りの大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は5～26m
安政南海地震	1854年	M8.4	東海・東南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約32時間前に浜名湖沖を震央とする安政東海地震が発生。津波は穴喰で5～6m、室戸3.3m
昭和南海地震	1946年	M8.0	震源域は潮岬沖。高知県全体で死者・行方不明者679人、家屋流失500棟以上。甲浦は津波で軒先近くまで浸水し、1m沈下。野根は津波の被害はなかったものの、揺れによる家屋の倒壊が著しく、939戸のうち、全壊96戸、半壊435戸
チリ地震	1960年	M9.5	太平洋岸の広い地域に1～4mの津波。甲浦で52cmの津波。全国で死者・行方不明者142人。県内は負傷者1人、全壊7棟
東北地方太平洋沖地震	2011年	M9.0	震源は三陸沖。死者・関連死あわせて2万人以上。高知県の津波は須崎港湾奥の桜川で278cm、室戸で73cm

資料：地震調査研究推進本部「高知県に被害を及ぼした主な地震」、高知県地方気象台「高知県に影響する地震津波について」ほか

2 風水害・土砂災害等

本町は、台風の通り道にあたり、暴風や高波、豪雨による災害がこれまでも多く発生している。近年では、平成15年に国道55号が土石流で通行止めとなったほか、平成11年には甲浦港でフェリーが座礁している。

また、室戸市菜生海岸では、平成16年に菜生で防潮堤破壊により、3人が死亡しているほか、平成23年には北川村平鍋で大規模な土砂災害が発生している。

風水害・土砂災害等の履歴

西暦	年号	概要
1934	昭和9年	9月 室戸台風。室戸岬に上陸。上陸時の中心気圧が911.6hPaでわが国では観測史上3位。甲浦港海岸で高潮被害。近畿地方を中心に被害甚大で、死者2,702人、行方不明334人。床上・床下浸水40万棟以上
1945	昭和20年	9月 枕崎台風。室戸台風、伊勢湾台風と並ぶ昭和三大台風。全国で死者2,473人、行方不明者1,283人、住家損壊89,839棟、床上・床下浸水273,888棟
1959	昭和34年	9月 伊勢湾台風。室戸台風、枕崎台風と並ぶ昭和三大台風。野根海岸で湛水面積100ha、72戸が流失または全壊。災害救助法適用
1961	昭和36年	6月 集中豪雨。突如6日間の総雨量が1,089mmを記録、平地では日本最大のもの。野根では日降水量460mm
1961	昭和36年	9月 第2室戸台風。室戸岬で観測史上2位の最大瞬間風速84.5m。甲浦港海岸で高潮被害。近畿地方を中心に被害甚大で、全国で死者194人、行方不明者8人、床上・床下浸水36万棟以上
1963	昭和38年	4月 集中豪雨。鴨田橋流失。淀ヶ磯の国道土砂崩れ多く、オチズで通行止め
1965	昭和40年	9月 台風23号。室戸岬で台風として日本の観測史上最も強い最大風速69.8m、史上5位の最大瞬間風速77.1m。室戸市と東洋町に災害救助法適用
1966	昭和41年	5月 集中豪雨。3日間の雨量は佐喜浜908mm、野根607mm
1970	昭和45年	8月 土佐湾台風。高知県全体で死者・行方不明者13人、全半壊4,439棟、床上・床下浸水40,293棟。甲浦沿岸で最高潮位145cm、佐喜浜沿岸で188cm
1975	昭和50年	11月 野根東の町で藤田スケール「F1」の竜巻が発生。住家に大きな被害
1987	昭和62年	8月 落雷でサーファー6人死亡、6人負傷
1989	平成元年	8月 台風17号。佐喜浜で7.13mの高潮・高波
1994	平成6年	9月 台風26号。佐喜浜で6.61mの高潮・高波。野根海岸で離岸堤1基被災
1997	平成9年	7月 台風9号。佐喜浜で8.73mの高潮・高波。野根海岸で越波、家屋破損等に被害
1998	平成10年	5月 集中豪雨。押野川など中小の川が氾濫し激甚災害指定（同年9月の高知豪雨とは異なる）
1999	平成11年	7月 「フェリーむろと」が甲浦港に入港しようとした際に、台風8号の強風にあおられて防波堤に接触後、浅瀬に乗り上げて座礁
2001	平成13年	8月 台風11号。佐喜浜で6.76mの高潮・高波。野根海岸で広範囲で越波被害
2003	平成15年	8月 台風10号。強風により屋根が破損。住宅半壊2棟。行方不明1人
2003	平成15年	11月 豪雨災害。24時間最大雨量632mm、時間最大雨量117mmによって国道55号の野根中の谷から佐喜浜町入木字猪崎間で土石流
2004	平成16年	6月 台風4号。東洋町字チャエンの国道55号の山側斜面から落石
2004	平成16年	10月 台風23号。土佐清水市に上陸。室戸市菜生で防潮堤破壊により、公営住宅が越波で半壊し3人死亡、半壊11戸、床下浸水26戸
2006	平成18年	4月 大雨。谷川の越流による被害。床下浸水が名留川と浦で各1棟
2008	平成20年	6月 大雨。野根地区で床下浸水1棟
2011	平成23年	9月 台風12号。町内でも強風により屋根の一部が損壊する等、住家一部損壊。北川村平鍋で大規模な土砂災害

第4章 災害の想定

第1節 南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿岸地域では、マグニチュード8クラスのプレート型地震が100～150年周期で起きている。1946年の昭和南海地震以降、70年以上経過しており、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価（算定基準日 令和7年1月1日）では、30年以内の発生確率は80%程度とされており、次の大地震発生の切迫性が高まっている。

本計画では、「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月10日）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月15日）に基づき、以下の通り被害を想定する。

被害想定の対象となる地震・津波は、最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程度の地震・津波となっている。

1 地震・津波の規模

地震・津波の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（L1）と「最大クラスの地震・津波」（L2）を想定する。

地震・津波の規模

クラス	規模	内容
L1	発生頻度の高い 一定程度の地震・津波	・平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの
L2	最大クラスの地震・津波	・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波 ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

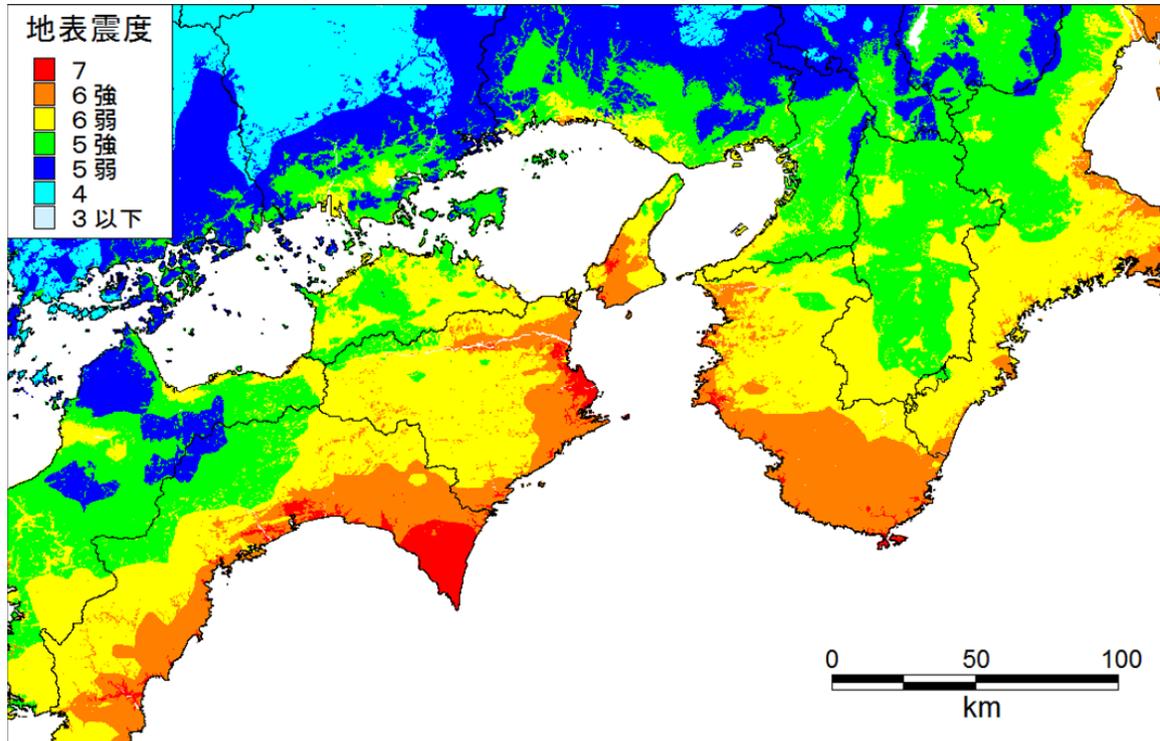
2 震度

内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、本町に大きな影響を与える「強震動生成域」は、高知県には、土佐湾の東部と西部に2つある。また、その周辺では、紀伊水道や潮岬沖にある。内閣府では、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、あわせて48ケースで揺れをシミュレーションしている。

本町が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾東部の「強震動生成域」がさらに東側にずれた「東側ケース」で、東洋町では平地で震度7、山間部で震度6強となる。

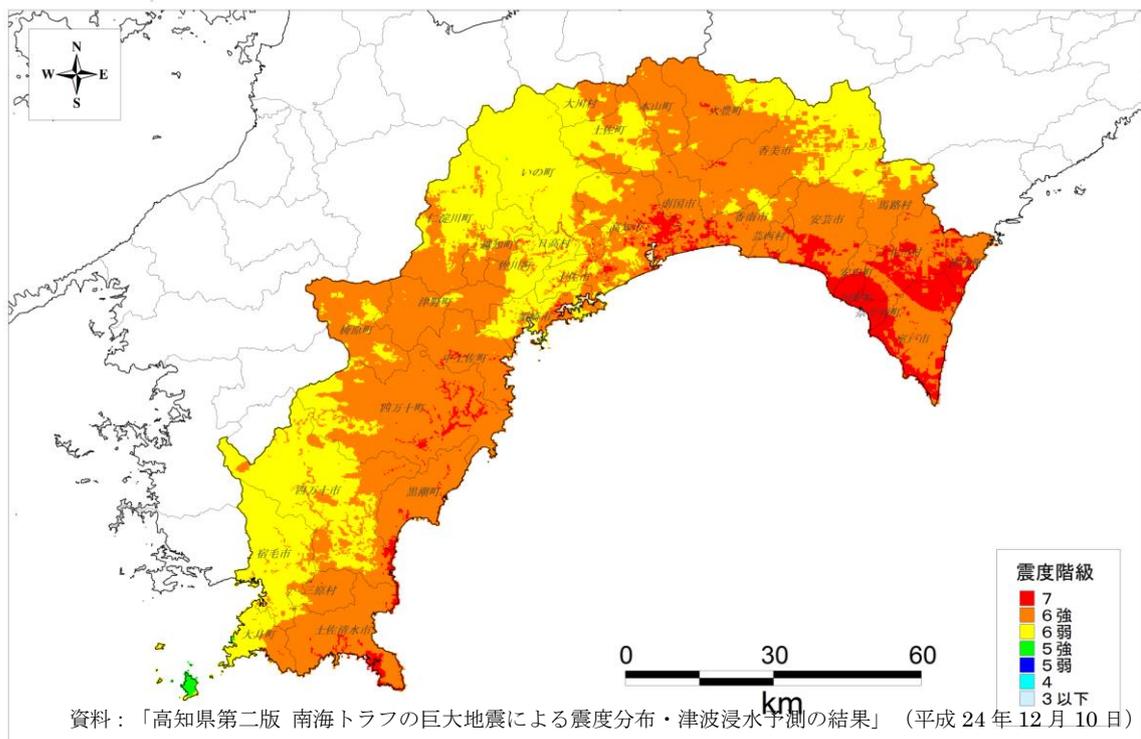
これにさらに詳細な地形的要素を加えた高知県の想定では、野根地区で震度7、甲浦地区で震度6強となっている。

国の震度の想定のうち、東洋町で最も震度が大きくなるケース



資料：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」（平成24年8月29日）

高知県による震度の想定（最大クラス重ね合わせ）



資料：「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月10日）

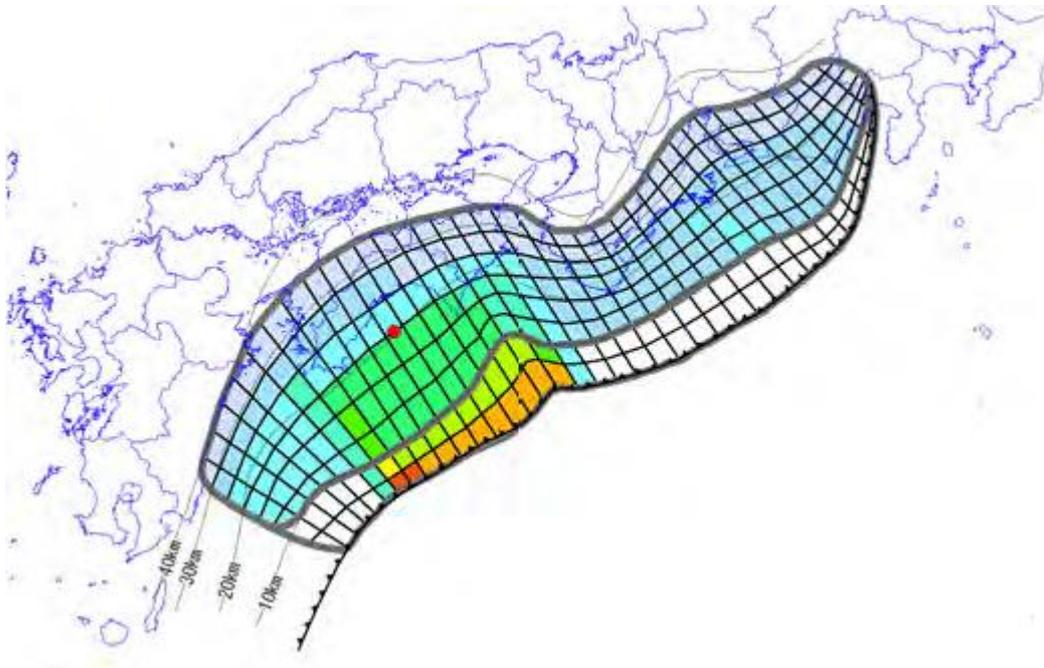
3 津波

津波については、内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、「大すべり域+超大すべり域」の設定場所によってケース①～⑤の5つの基本ケースが考えられ、さらに派生的な6ケースをあわせて11のケースが検討された。

東洋町においては、四国沖に大すべり域+超大すべり域を設定するケース④が、津波の高さが最大かつ到達時間も最短となる。

高知県の検討では、国の11ケースのうち、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪の6ケースが採用され、「強震動生成域」と組み合わせて市町村ごとに検討を行い、東洋町は国のモデルの場合と同じく、ケース④で津波の高さが最大かつ到達時間も最短となった。

国のモデルによる、東洋町に最大の被害が及ぶ津波ケース（ケース④）

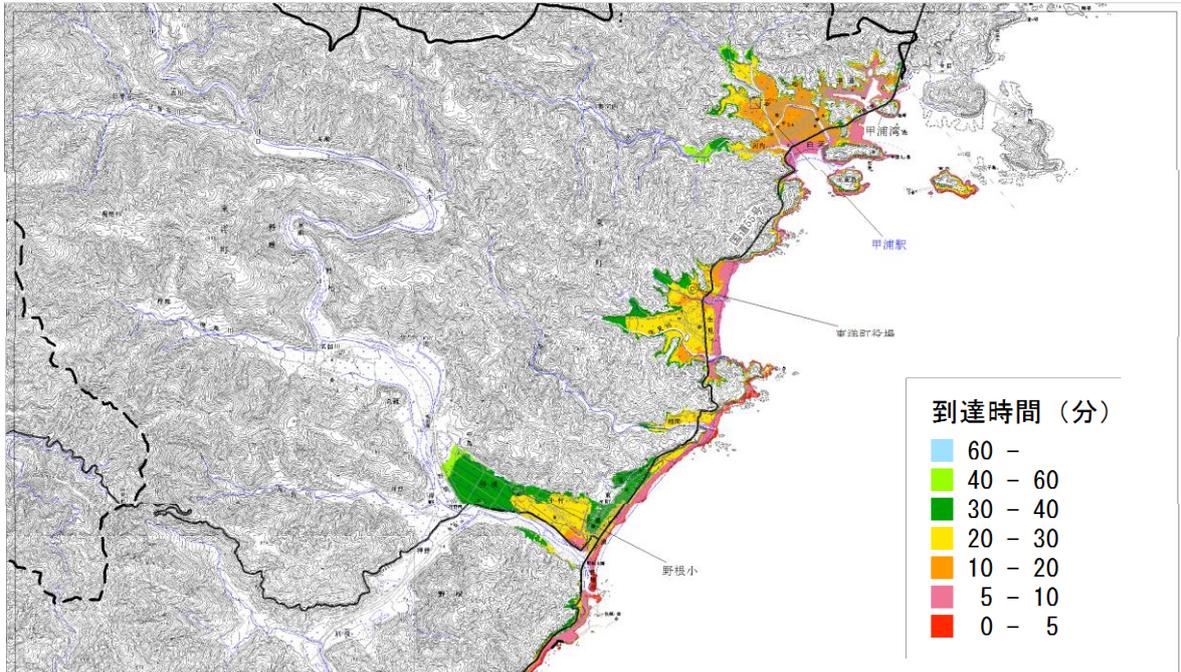


資料：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」（平成24年8月29日）

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」（L2）において、浸水深30cmの津波は、東洋町の海岸に5～10分後に到達し、30～40分後には、甲浦地区、生見地区の平野部全体と、野根地区の内陸2km程度までの平野部が浸水する。

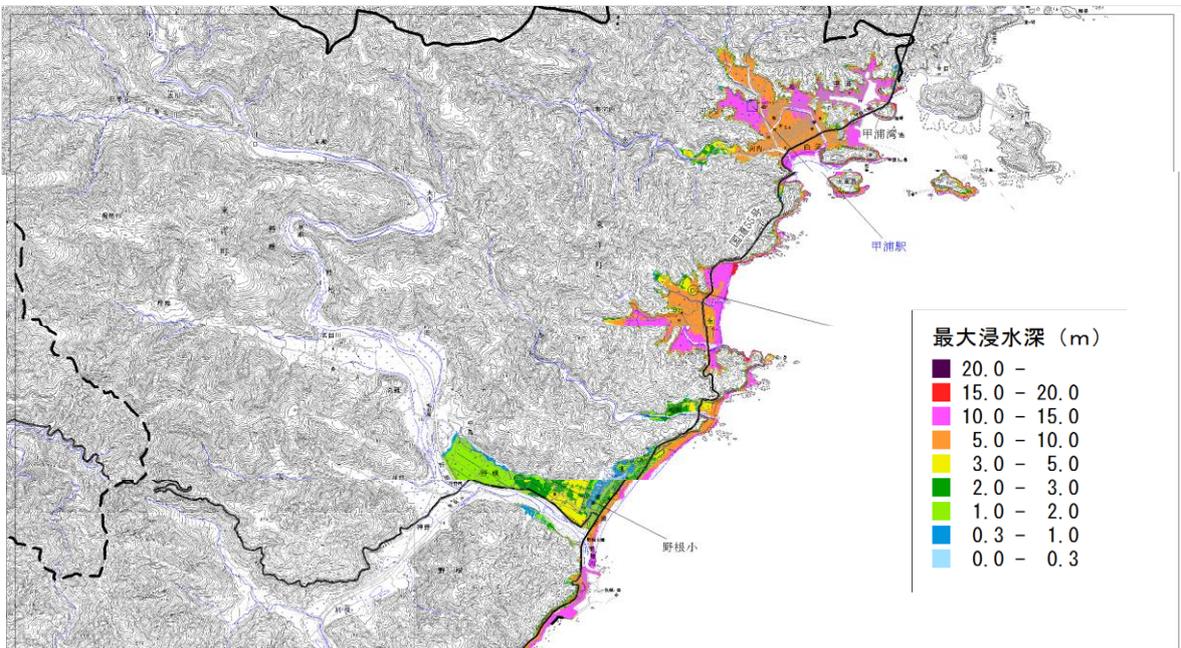
また、最大浸水深は、甲浦地区、生見地区で5～15m、野根地区で1～5mに達する。

高知県のモデルによる 30cm の津波の到達時間の予測



資料：「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」 (平成 24 年 12 月 10 日)

高知県のモデルによる津波浸水深の予測



資料：「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」 (平成 24 年 12 月 10 日)

〔参考〕 県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・津波ケースの組み合わせ

		津波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
地震	基本ケース				四万十市		黒潮町	
	陸側ケース	香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町		高知市 南国市 香南市			須原市 中土佐町 四万十町	
	東側ケース	北川村 馬路村		室戸市 東洋町 田野町 安田町	安芸市 芸西村 土佐市	奈半利町		
	西側ケース	三原村		宿毛市 土佐清水市 大月町				

4 被害の想定

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」（L2）の場合、東洋町での最大の死者は1,060人強（うち、津波による死者が1,000人）、負傷者数が320人強、町外からの流入者を含む1日後の避難者数は2,600人に上ると推計されている。

これらは、その数の多さもさることながら、こうした未曾有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災し、国道も寸断され、応援を簡単には得られない状況であることを想定しておく必要がある。

一方、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（L1）の場合は、東洋町での津波による死者は350人、町外からの流入者を含む1日後の避難者数は1,800人と推計されている。

なお、「最大クラスの地震・津波」（L2）の場合、10分後に全員が避難を開始する啓発や、避難路・防災避難タワーの整備などの防災・減災対策を講じた後の想定として、東洋町での死者は260人強、町外からの流入者を含む1日後の避難者数が2,100人と推計されている。

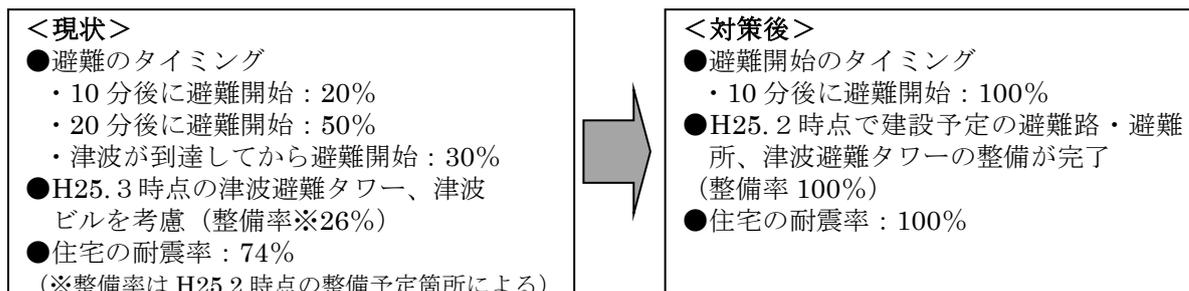
高知県による東洋町の被害想定

ケース	地震動	L1		東側 (L2)	
	津波	L1		ケース④ (L2)	
条件		現状	対策後	現状	対策後
建物棟数		2,532			
建物の被害	液状化 (棟)	10	—	10	—
	揺れ (棟)	30	*	890	50
	急傾斜地崩壊 (棟)	*	—	10	—
	津波 (棟)	380	—	840	—
	地震火災 (棟)	120	—	40	—
	合計 (棟)	530	—	1,800	—
人口 H17 国勢調査		3,386			
人的被害 (死者数)	建物倒壊 (人)	*	*	60	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	*	—	*	—
	津波 (人)	350	*	1,000	260
	急傾斜地崩壊 (人)	*	—	*	—
	火災 (人)	*	—	*	—
	ブロック塀 (人)	*	—	*	—
合計 (人) ※	350	*	1,100	260~	
人的被害 (負傷人数)	建物倒壊 (人)	60	*	280	40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	*	—	20	—
	津波 (人)	80	0	40	40
	急傾斜地崩壊 (人)	*	—	*	—
	火災 (人)	*	—	*	—
	ブロック塀 (人)	*	—	*	—
合計 (人) ※	140	*	330	80~	
人的被害 (負傷者のうち重傷者数)	建物倒壊 (人)	40	*	160	20
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	*	—	*	—
	津波 (人)	30	0	10	20
	急傾斜地崩壊 (人)	*	—	*	—
	火災 (人)	*	—	*	—
	ブロック塀 (人)	*	—	*	—
合計 (人) ※	60	*	180	40~	
1日後の避難者数	避難所	1,200	1,000	1,700	1,400
	避難所外	600	520	900	690
	合計	1,800	1,500	2,600	2,100

— : 未算出 * : 若干数

<想定条件> 冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

防災・減災対策の内容



第2節 その他の地震・津波

地震には、複数のプレートの境目で、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる海溝型地震（プレート境界型地震）と、プレートの運動によってプレート上の弱い部分で破壊が起こる活断層型地震がある。

活断層型地震は、日本全国どこでも起こりうるが、活断層上で起こりやすいことが経験的に知られている。本町周辺には活動が活発な活断層はなく、むしろ、奈良県から愛媛県にかけて伸びる中央構造線断層帯が、30年以内の地震発生確率が最大12%程度とされているエリアもあり、注意を要する。また、剣山地には、活断層と疑われる断層も複数あり、昭和30年には那賀町（旧相生町）を震源とするM6.4の地震が発生し、随所で崖崩れがあり、死者1名などの被害が生じている。

また、津波については、南海トラフ巨大地震のみならず、昭和35年のチリ地震の津波で高知県内で全壊7棟の被害が発生した事例もあり、遠方の地震に際しても注意を要する。

第3節 水害・土砂災害

水害は、野根川や小池川、河内川、生見川、相間川の氾濫や、内水滞留、高潮・高波などについて、警戒が必要である。

土砂災害については、本町で昭和38年や平成15年に大きな被害が生じるとともに、平成23年には北川村平鍋で「深層崩壊」も起こっており、今後も注意していく必要がある。

また、高波については、平成16年に室戸市菜生海岸で海岸堤防が30mにわたって倒壊・流失し、3人が死亡する災害が発生しており、本町でも引き続き警戒が必要である。

第4節 竜巻などの風害

風害では、台風時のほか、全国的に多発している竜巻や、下降気流によるダウンバーストと呼ばれる突風にも警戒が必要である。

第5節 大規模火災

大規模火災としては、林野火災のほか、消防法上の危険物の貯蔵所、取扱所での火災、危険物運搬中の車両や船舶の火災などが考えられる。

第6節 大規模交通災害

甲浦港を離発着する定期フェリーは廃止されたが、太平洋を航行中の船舶の事故を想定しておく必要がある。そのほか、鉄道事故や飛行機事故が考えられる。

第7節 有害物質災害

有害物質災害としては、平成22年の三重県熊野灘でのフェリー座礁に伴う油流出事故のような災害や、工場事故や交通事故、化学物質や放射性物質などの漏洩、飛散が考えられる。

放射性物質の漏洩、飛散については、東洋町は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で200 k m、福井県や島根県の原子力発電所からは300 k m離れているが、福島第一原子力発電所事故では、300 k m離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、東洋町においても影響を想定していく必要がある。

第5章 防災ビジョン

東日本大震災では、10mを超える巨大津波により、関連死を含め2万人以上の尊い命が犠牲になっただけでなく、福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が飛散・漏出する未曾有の事態となった。

この東日本大震災では、想定外の災害が全国どこでも起こりうることと、災害初動期には、自助・共助が重要であることが改めて再認識された。

また、東日本大震災を受けて、国・県で南海トラフ巨大地震の想定が再検討され、東洋町では、平野部の多くが浸水想定区域となった。

このため、この想定浸水深にも対応できる防災避難タワーや高台への避難路など、ハード面の充実が不可欠であるが、同時に、いかに初動期に迅速に避難し、応急対策を行うかという点で、ソフト面の取り組みこそが重要である。

こうした観点に立ち、本計画では、以下の点を防災ビジョンとして掲げる。

1 津波に強いまちづくりの推進

南海トラフ巨大地震・津波対策のため、国・県の支援を得ながら、津波からの迅速な避難と、避難後の応急活動を展開できる「防災避難タワー」や、高台などの「津波避難場所」をはじめ、「津波避難路」、「津波避難誘導灯」、「地域防災センター」（生見）、「野根地区防災活動拠点施設」、「東洋町防災ヘリポート」を含む「東洋町防災拠点施設」（甲浦坂トンネル上）、「甲浦集落活動センターなぎ」、「保育園」、「消防施設」、「集会所」、「防災備蓄倉庫」、「津波避難広場」、昭和62年に整備された「デジタル防災行政無線」、「小中学校の空調設備」などの整備を早急に進める。さらには、「津波水門の設置」や「防潮堤の強靱化」など、平野部への津波の進入を食い止め、あるいは遅らせる対策の抜本的強化を国・県に要望する。

また、東洋町津波避難計画に基づき、住民・事業所・行政が協働で地区ごとに津波避難訓練等を定期的に行い、浸水想定区域の住民全員の迅速な高台避難を徹底する。

2 応援・受援を的確に行う体制づくり

東日本大震災のような町内全域に被害が生じる大規模災害では、地域住民や町職員のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足する。

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害時派遣医療チーム（DMAT）、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティアなどからの応援が円滑に機能して、はじめて、本格的な応急対策が進むという事実は否めない。

また、本町は、高知県の最東端に位置しており、応急救護など、様々な面で、徳島県下の市町村や徳島県庁との連携・協力も欠かせない。これは、応援を受ける場合も、東洋町から応援を行う場合も同様である。なお、高知県には島根と秋田の2県が支援にあたる計

画となっている。

こうした広域的な応援・受援を的確に行いながら、大規模災害への応急対策が進められる体制の強化に、関係機関が連携しながら取り組む。

3 「想定外」に対応する「地域力」の強化

南海トラフ巨大地震に関する住民意識は高いが、「集中豪雨」など、異常気象が全国的に多発する中、「想定外」の災害が東洋町でも起こりうることを認識し、防災・減災対策を進める必要がある。

このため、住民一人ひとりが災害の初期情報を早期に入手し、的確に命を守る行動をとり、助けあいながら、その後の応急活動、復旧・復興活動に取り組めるよう、住民相互のあいさつ、声かけなどの奨励、自主防災組織活動をはじめコミュニティ活動の育成、ボランティア団体の育成などを通じて、「地域力」の強化に努める。

また、災害発生時において、女性のニーズにきめ細かく配慮された応急活動が展開できるよう、防災対策に女性の視点を積極的に採り入れるよう努める。

4 東洋町事前復興まちづくり計画の策定

南海トラフ巨大地震・津波対策のため、国・県の支援を得ながら、被災後であっても、住民が早期に生活を再建し希望を持って地域に住み続けることが出来るように事前復興まちづくり計画の策定に取り組む。

第6章 処理すべき業務の内容

町及び防災関係機関が処理すべき業務の内容は、おおむね次のとおりである。

■町・県・消防本部

機関名	処理すべき業務
東洋町	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災のための施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 避難の指示及び避難場所の開設 9 消防、水防その他応急措置 10 被災者に対する救助及び救護等の措置 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の保健衛生及び応急教育 14 その他の災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 15 災害復旧・復興の実施
室戸市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報の収集伝達、消防、救助、救急、避難、行方不明者の捜索 2 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
高知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災のための施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 避難の指示及び避難場所の開設の指示 9 水防その他応急措置 10 被災者に対する救助及び救護等の措置 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施

■指定地方行政機関

農 林 水 産 省 中 国 四 国 農 政 局 高 知 地 域 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 3 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
---	---

気象庁 高知地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
海上保安庁 高知海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被害状況調査 3 海上における人命救助 4 避難者、救援物資等の緊急輸送 5 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水質調査 6 海上における流出油事故に関する防除措置 7 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 8 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 9 海上治安の維持 10 海上における特異事象の調査
国土交通省 四国地方整備局 (高知河川国道事務所、土佐国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4 直轄河川の水質事故対策、通報等 5 直轄ダムの放流等通知 6 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 7 港湾・海岸・空港の災害応急対策 8 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 9 災害関連情報の伝達・提供 10 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 11 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
農林水産省林野庁 安芸森林管理署 (野根森林事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整

■自衛隊

陸上自衛隊 第14旅団 海上自衛隊 第24航空隊 海上自衛隊 徳島教育航空群	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 県、市町村が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者及び遭難者等の捜索、救助、水防活動、消防活動、道路の警戒、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員、物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） 4 防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
---	--

■指定公共機関及び指定地方公共機関等

東洋町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害における消防、救助、避難、行方不明者の捜索 2 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
室戸警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害時における治安、広報、救出、救護、避難の指示及び誘導 2 警察通信施設の維持管理
四国電力（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保全、保安 2 電力の供給
西日本電信電話（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の調整及び気象予警報等の伝達
（株）NTTドコモ四国	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
KDDI（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害時における通信の疎通確保
高知県漁業協同組合 甲浦支所 野根漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 潮位観測、発表及び伝達 2 無線通信施設の保全及び維持管理 3 災害時における港内船舶の避難に対する指導 4 災害時における水防用資材等の需給 5 漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策

高知県農業協同組合 東洋支所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急食糧の緊急需要 2 農業用関係の被害調査及び復旧融資等の対策 3 災害に備えた農作物等に対する肥培管理の指導
東洋町商工会	<ul style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
甲浦郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
(社)高知県 安芸郡医師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療活動
東洋町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅災害時要配慮者対策 2 町が行う災害対策への協力 3 災害ボランティアセンターの設置・運営 4 被災者の保護及び救援物資の支給 5 その他町が行う避難及び応急対策への協力 6 被災生活困窮者に対する生活福祉基金の融資
日本赤十字社 高知支部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護 2 血液製剤の確保及び供給の為の措置 3 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 4 被災者に対する救援物資の配布 5 義援金の募集受付 6 防災ボランティアの登録及び育成 7 防災ボランティアの活動調整 8 各種ボランティアの調整、派遣
阿佐海岸鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
高知県東部交通(株) 徳島南部バス(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 バス施設の災害予防、災害応急対策及び復旧 2 災害時の緊急輸送対策

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災力の育成

第1節 防災知識の普及

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・産業建設課

《基本的な考え方》

東日本大震災や近年の豪雨災害、竜巻など、災害の教訓をふまえ、南海トラフ巨大地震・津波をはじめ、あらゆる災害に周到に備えるため、防災知識の普及を図る。

《施策の方向》

1 町職員に対する教育の推進

町職員は、防災訓練、職員研修、講演会、防災のマニュアル等により、災害の教訓や防災知識の習得を図る。

2 児童・生徒に対する教育の推進

小中学校、保育園では、南海トラフ地震・津波での避難方法をはじめ、災害の教訓をふまえた具体的でわかりやすい防災知識の教育を進める。

3 住民に対する防災知識の普及

南海トラフ地震・津波の浸水想定区域や、避難場所、避難経路、避難方法、家庭での食料や水、携帯トイレ等の備蓄の重要性、家族との連絡方法、自主防災活動の方法など、災害の教訓をふまえた具体的でわかりやすい防災知識の教育を進める。地域防災センターにおいて、防災学習、研修等を行い、地域防災力の向上を図る。

第2節 自主防災体制の整備

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課

◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

住民個人と自主防災組織など町内の各種団体、事業所、行政が明確に役割分担しながら、日頃からの災害予防対策を進める。

《施策の方向》

1 自主防災組織の育成

県などの協力を得ながら、防災訓練や研修、資機材の整備支援等を通じて、自主防災組織の育成に努めるとともに、消防団やボランティア団体、防犯団体など各種組織との連携促進を図る。

2 事業所等による自主防災体制の整備

県などの協力を得ながら、事業所等に対して従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった視点から自主的な防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等）に資する情報提供等を進める。

3 地区防災計画の策定促進

平成25年の災害対策基本法改正により、住民主導の「地区防災計画」の策定を市町村が支援していくこととなった。

これは、一定の地区内の居住者等が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害発生時における居住者等の相互支援等の防災活動に関する計画であり、居住者等は、市町村防災会議に対し、地区防災計画を定めるよう提案することができる。

本町においては、平成24年度に、「津波対策の推進に関する法律」第9条に基づく「津波避難計画」（全体計画と浸水想定16エリアの地域計画）を策定しているが、これを基本としながら、各自主防災組織と連携して、避難後の応急対策や、発災前の予防に関する住民の取り組みを定めた「地区防災計画」の策定を検討していく。

第3節 災害時要配慮者の支援対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民課・地域包括支援センター

◇連携する部局：総務課・議会事務局・税務課・出納課・産業建設課・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

災害時要配慮者に対して、東洋町では、平成22年7月に「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、一人ひとりの同意を得た避難行動要支援者名簿の作成と関係機関での情報共有、一人ひとりに対する支援体制の整備に努めてきた。

これは、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月策定。平成18年3月改訂）を受けたものであるが、東日本大震災の教訓をふまえ、平成25年には「避難行動要支援者名簿」の作成・運用が改めて災害対策基本法で義務づけられている。

こうした名簿は、作成そのものより、いかにして活用していくかが重要であり、住民の心身の状況の変化に応じて、情報を随時更新するとともに、関係機関の職員の異動等に際し、プライバシーに配慮しながら、的確に引き継いでいく。

○災害時要配慮者

災害発生時に身を守るために支援が必要な者を災害時要配慮者とする。災害時要配慮者の範囲としては、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、日本語に不慣れな外国人等）で次のような者である。

- ① 要介護状態や障害等の理由により、災害発生時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中で障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
- ④ 防災知識の取得が困難な者

○避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、在宅等で①に該当する者を避難行動要支援者といい、その避難支援を行うために東洋町が作成する名簿を避難行動要支援者名簿という。

○避難支援等関係者

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）を避難支援等関係者という。

《施策の方向》

1 災害時要配慮者の把握・「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

災害時要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。下記の条件に該当する災害時要配慮者のうち、生活の基

盤が自宅にある者を避難行動要支援者として、手上げ方式、同意方式により「避難行動要支援者名簿」を作成し、定期的に、最新の情報に更新を進める。

- ① 介護保険要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
 - ・ 心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く
 - ・ 視覚・聴覚障害者は、第1種を有する
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者(児)
- ④ 保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 難病医療費受給者（日常生活全介助者）
- ⑥ その他（全各号に準ずる状態にあり、町長が必要と認めた者）

「避難行動要支援者名簿」に記載すべき事項（災害対策基本法第49条の10）

一 氏名
二 生年月日
三 性別
四 住所又は居所
五 電話番号その他の連絡先
六 避難支援等を必要とする事由
七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する。また、現に災害が発生し、又は発生のおそれがあり避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、東洋町は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者に提供することができるものとする。

3 避難行動要支援者に係る個別計画の作成・運用

災害時等、要支援者の避難誘導や救護を迅速かつ適切に実施するため、要支援者一人ひとりについて、「誰が支援し、どこの避難所に避難するのか」を中心に避難・救護に関する情報を個別計画に反映させ、要支援者情報として町に登録しておく必要がある。このため、避難支援等関係者、避難支援者等の協力を得ながら、個別計画を策定し、適宜更新を行うこととする。

この情報は要支援者に配布する。配布時には、避難支援者と共に確認し、災害時の避難誘導に活用する。

4 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者を把握するため、町の関係部署並びに関係機関で把握している情報の集約に努める。

5 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する仕組みを構築し、台帳情報を最新の状態に保つ。

6 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じる。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること。
- (3) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること。
- (4) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (7) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催すること。

7 災害時要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うための通知又は警告の配慮

災害時要配慮者が円滑に避難するため又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (2) 障害の状況に応じて情報伝達の方法が異なることに留意すること。
- (3) 外国人に対する情報提供について検討する。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難の支援をするが、避難支援等関係者本人または家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で実施することが原則である。

9 社会福祉施設の安全確保対策の促進

災害時要配慮者である乳幼児や高齢者が通入所する保育園、グループホームなどの社会福祉施設について、施設職員と消防団、自主防災組織などが連携した地域ぐるみの防災訓練の実施や、防災資機材の整備など、施設の安全確保対策を促進する。

第4節 ボランティアの環境整備

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民課・地域包括支援センター

◇連携する部局：総務課・議会事務局・税務課・出納課・産業建設課・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

災害時のボランティアによる支援は、応急活動を円滑に行う上で重要である。

住民がボランティアとして応急活動を行うケース、東洋町が被災した時にボランティアを受け入れるケース、他県・他市町村へ東洋町のボランティアが応援に行くケース、それぞれの体制を明確化する。

《施策の方向》

1 住民ボランティアの育成

町、町社会福祉協議会などが連携しながら、日頃からボランティアの育成に努める。

2 災害時のボランティアの受け入れ体制の明確化

災害時は、町社会福祉協議会が災害時ボランティアセンターを開設し、町社会福祉協議会がボランティアコーディネーターとして、県社会福祉協議会等へのボランティア派遣要請や、派遣されたボランティア、自主参集したボランティアの受け付け、業務の割り振りなどを行うこととなる。

応援要請や受け付け、業務の割り振りなどの活動が円滑に行われるよう、あらかじめ活動手順などを明確化し、関係者で情報を共有し、訓練を随時行っておく。

3 応援体制の整備

他県・他市町村へ東洋町のボランティアが組織的に応援に行くケースに対し、日頃から、住民と派遣母体である町・町社会福祉協議会が情報交換に努める。

第2章 防災体制の強化

第1節 応急活動体制の整備

《担当部局》

◆主要な担当部局：全課・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

東日本大震災では、津波による庁舎機能の喪失、原発事故による集団避難など、従来の想定を超える事態が発生した。

こうした想定外の事態においても、住民・職員が可能な応急活動を行えるよう、体制整備を図る。

《施策の方向》

1 災害規模ごとの初動体制の明確化

L2クラスの地震・津波においては、住民・職員が命を守る行動を最優先するため、高台に避難・避難誘導し、津波警報が解除されたのちに、応急対策を進めることとなる。

また、町職員の多くは、甲浦地区、野根地区に居住しており、国道が開通しない限り、役場には参集できない。こうした状況を念頭におき、各種業務の手順の複数職員による習得や、甲浦地区、野根地区での応急資器材等の充実など、初動体制づくりを進める。

また、L1クラスの地震・津波、風水害、事故災害において、職員が通常の職場に速やかに参集し、応急対策を進めるための初動体制づくりを進める。

2 応急活動拠点の確保・充実

災害時の応急活動拠点となる各公共施設で、円滑に応急活動が行えるよう、耐震化など施設の強靱化、情報通信手段の多層化、自家発電機などによる非常電源の確保、各種電子データのバックアップなどを進める。

特に、通信手段や交通手段の途絶が予想されるL2クラスの地震・津波において、情報伝達が迅速に行われ、県など関係機関からの的確な応援が受けられるよう、浸水しない上階（防災センター）での情報通信機器の配備を進める。

3 応急活動資器材、食料・飲料水の備蓄の推進

L2クラスの地震・津波の場合、応急活動資器材、食料・飲料水を町ですべて賄うことは困難であり、国・自衛隊等からの受援が前提となる。しかし、十分な応援が到着するまでの発災初期に、可能な限り人命を救助し、衣食を確保し、衛生状態を保つために、町、自主防災組織、住民が役割分担しながら、応急活動資器材、食料・飲料水を分散備

蓄する。

これらの備蓄は、L1クラスの地震・津波、風水害、事故災害での活用も図る。

東洋町役場の備蓄必要量

	飲料水	食糧
L1クラスの地震・津波に対する備蓄必要量	3,600リットル	4,320食
L2クラスの地震・津波に対する備蓄必要量	5,600リットル	6,480食

※飲料水は、県被害想定による1日後避難者数×3リットル（1日分）

※食糧は、県被害想定による1日後避難者数×1.2×3食（1日分）

4 防災訓練の実施

地域住民、自主防災組織、関係団体・機関、行政の協働により、L2クラスの地震・津波に対する高台への避難訓練を継続的に実施するとともに、L1クラスの地震・津波、風水害、事故災害などを含め、発災後の応急活動を迅速・的確に行うための訓練を適宜行う。

訓練は、高知県や徳島県等と連携した総合防災訓練のほか、各職場での日々の情報伝達や機器操作の訓練など、実践的・個別的な訓練を随時実施する。

その際、災害時要配慮者への配慮、被災時における男女のニーズの違いの配慮に努める。

5 応急活動の手順の整理と複数職員による習得

応急活動は、L2クラスの地震・津波とそれ以外の災害の場合で大きく異なることから、各職場で、それぞれの場合の業務手順を整理し、必要に応じ、マニュアルなどを作成する。

また、大災害の場合、参集できない職員の発生も想定されることから、各業務を、担当者以外の職員が行えるよう、複数職員による手順の習得に努める。

6 広域応援・受援体制の整備

大災害では、広域的な応援・受援が迅速な応急活動には欠かせないことから、防災協定の締結、応急危険度判定士など専門家との連携強化など、関係機関との連絡・協力体制づくりを進める。

7 災害時の出納業務への備え

出納業務は災害時にも継続する必要があるが、災害時にこそ業務量が拡大するが、民間委託ができない業務である。燃料費など、現金が必要な支払い量が増えるとともに、指定金融機関も被災し、為替での取引ができないことも想定される。

このため、災害時に出納業務が円滑に行われるよう、庁内の応援体制づくりやリスクマネジメントを進める。

第2節 情報通信システムの強化

《担当部局》

◆主要な担当部局：全課・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

東日本大震災では、停電により、長時間にわたって、行政機関を含む被災地の通信途絶が発生した。また、電算システムが被災し、復旧に時間がかかった市町村も多くみられた。

このため、役場（災害対策本部）内部での情報通信手段、役場と県・国との情報通信手段、役場と住民の情報通信手段、住民が利用する情報通信手段のそれぞれの強靱化を図るとともに、電算システムの災害対策の強化に努める。

特に、住民への災害情報の迅速な伝達に向け、平成26年4月から導入された「公共情報コモンズ」の活用を努める。

※公共情報コモンズ：総務省が普及を推進する災害情報伝達の共通基盤。テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットなどのデータ交換方式を統一したもので、四国四県では他地方に先立ち、全市町村で導入済である。

《施策の方向》

1 無線による通信手段の確保

無線は、電話が使えない大災害時に非常に有効な通信手段である。町の防災行政無線、県の防災行政無線、室戸市消防本部の消防無線の3系統があるが、県の被害想定が改定され、これら無線の受発信設備が津波で浸水するおそれがあることが判明したため、浸水しない上階（地域防災センター）への移動など、その安全対策を進める。あわせて、町の防災行政無線と消防無線については、国が求めているデジタル化への移行を進める。また、携帯型デジタル簡易無線機の整備を図る。

東日本大震災では、漁業無線やアマチュア無線が有効に活用された事例も多く、本町においても、免許・機器を所有する住民との連携・協力体制を維持・確保していく。

2 携帯電話・携帯電話メールによる通信手段の確保

携帯電話、スマートフォンは、回線輻輳が課題であるが、災害時の情報通信手段として大きな役割が期待される。

本町では、緊急地震速報などの気象情報や地域の被害情報を即時配信するエリアメールを実施しており、その機能充実や利用促進を図っていく。

また、地上のアンテナを介さず、携帯端末の電波を直接、人工衛星が受信する「衛星携帯電話」の設置を進めていく。

3 その他の通信手段の確保

固定電話は、停電や回線輻輳が課題であるが、携帯電話、スマートフォンとともに災

害時の情報通信手段の主力であり、回線制限時も優先して回線確保が図られる「災害時優先電話」の確保に努める。

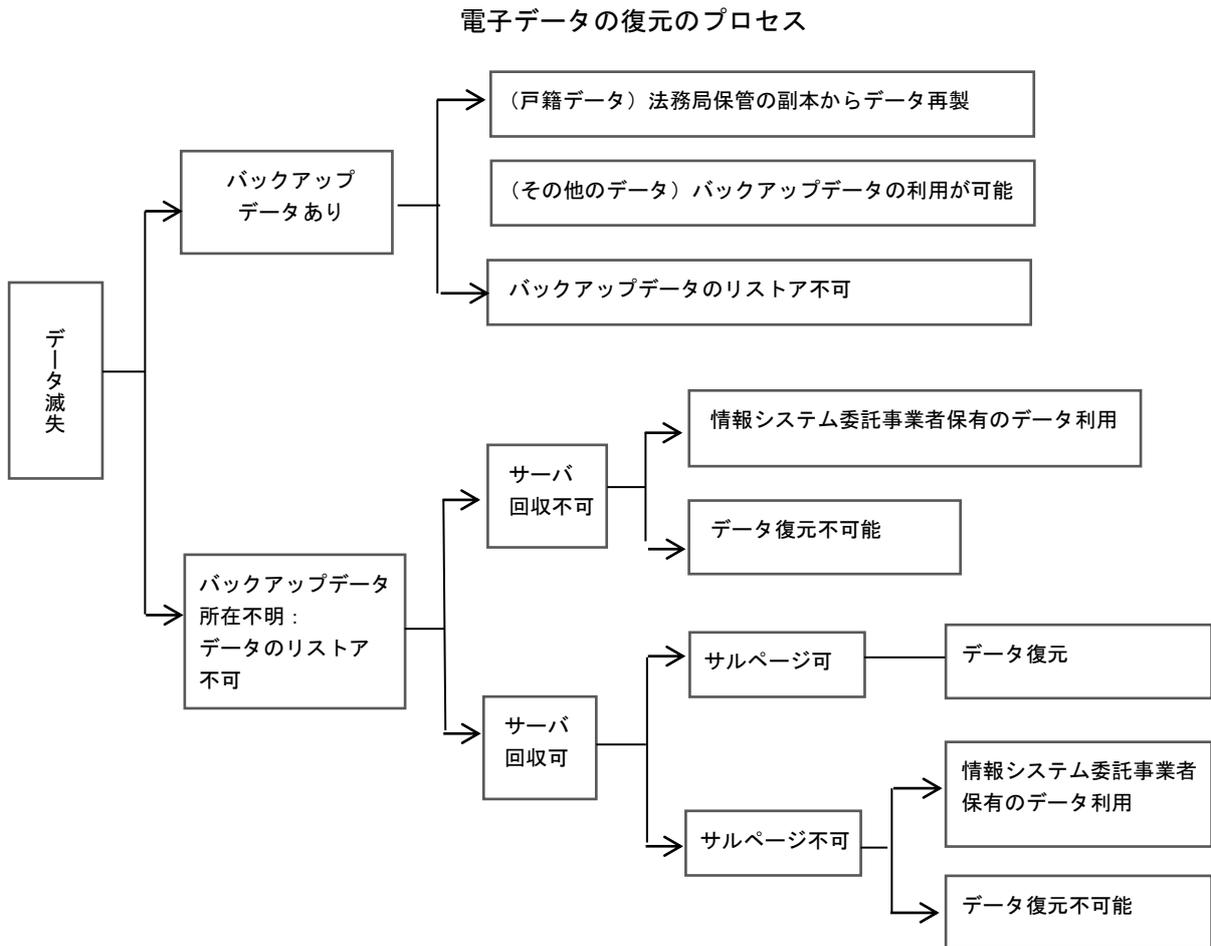
また、パソコンのインターネットは、送受信できる情報量・速度の面で災害時の情報通信手段として重要であり、町ホームページを災害時に有効に活用できる体制づくりを進めるほか、町内の情報通信網の大容量化や強靱化を促進していく。

さらには、IP告知放送についても、災害時の情報発信機能の充実を促進していく。

4 電算システムの復旧体制の強化

災害時には、町役場の通常業務を優先度の高いものから順次再開させていく必要があるが、今日の役場業務は、財務会計や住民情報の管理をはじめ、大半の業務を電算システムに依存しており、停電やパソコン、ネットワークシステム等の故障・破損が生じると、業務の再開が大変難しいのが実情である。

このため、役場の非常電源の確保・充実を図るとともに、各種電子データのバックアップ体制の強化に努める。また、システム委託事業者などと連携しながら、被災時にデータを速やかに復元できる体制づくりに努める。



資料：財団法人地方自治情報センター「災害に強い地方公共団体の情報システムのあり方に関する調査研究（－行政データ管理とバックアップサイトについて－）」（平成24年度）

第3節 火災予防対策の推進

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・産業建設課・教育委員会

《基本的な考え方》

本町では、常備消防事務を室戸市消防本部に委託し、東洋町消防団による非常備消防とともに、火災予防体制を構築している。

室戸市消防本部では生見地区に東洋出張所を設置し、13人の職員と消防ポンプ車、高規格救急車、救助資機材積載車、広報車を各1台配備している。

一般的な火災への対応力は十分な体制にあるが、林野火災などの対応が難しい火災や、地震など災害に伴い発生する火災に対し、迅速・的確に消火活動を行えるよう、応援・受援を含む体制整備を進める。

《施策の方向》

1 火災予防の啓発

事業所を対象とした火災予防査察や、一般家庭への啓発により、火災予防に努める。

2 消防団の活性化

大規模火災時や災害時の初期消火、人命救助、さらには水防活動などに重要な役割を果たす消防団の育成・活性化に努める。

地震・津波、風水害、事故災害などの個別ケースによって、さらにはどこが被災地域であるかによって、参集や出動、避難誘導、救助のあり方が変わってくることから、消防職員の協力を得ながら、図上や実地による研修や訓練等を定期的実施していく。

3 東洋出張所の設備の充実

室戸市消防署東洋出張所の海拔は約7mであり、L2クラスの地震・津波が生じれば、情報通信機器や資器材・車両等が水没するおそれがある。

このため、L2クラスの地震・津波が起こっても、迅速な応急活動が行えるよう、消防車両について、浸水しない高さにある移動スペースを整備するとともに、消防無線についても、現東洋出張所内の設備に加えて、浸水しない高さでの設備の確保を図る。

4 国道不通時の活動体制の確立

消防職員の多くは、甲浦地区、野根地区に居住しており、L2クラスの地震・津波などにより、国道が通行できない場合、東洋出張所に参集できない。

この場合、消防団とともに、地区での救助等の活動を行うことが適切と考えられるため、こうした活動体制について、日頃から図上や実地による検討を実施し、確立していく。

5 消防水利の充実

消火栓、防火水槽については、耐震性が十分でない施設もあり、順次、更新等を進めるほか、消防水利が不足する地域について、住民ニーズをふまえながら、新設を進めていく。

6 消防団屯所の高台移転の検討

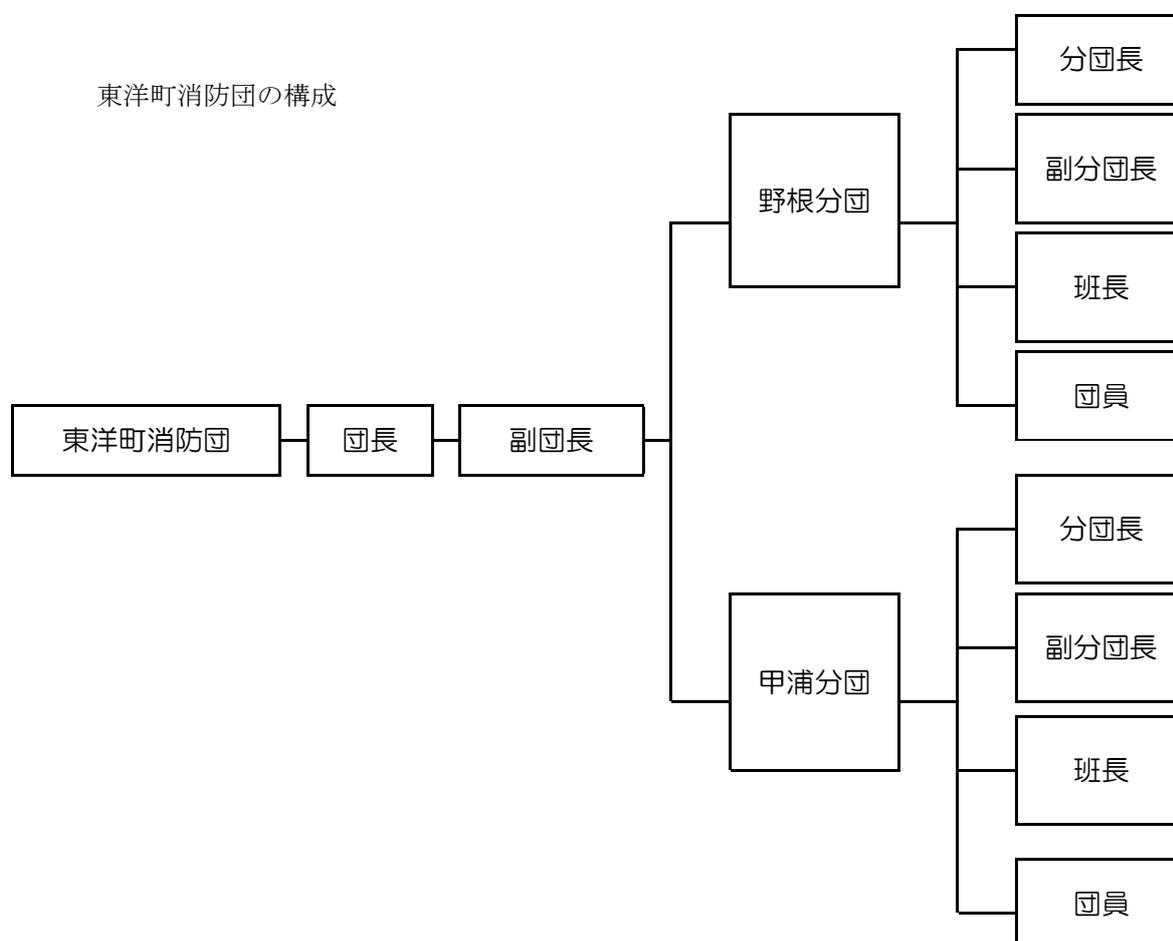
L2クラスの地震・津波時の迅速な消防団活動を図るため、野根分団屯所、甲浦分団屯所の高台への移転を検討していく。

7 広域応援・受援体制の充実

県内各市町村消防との協定による応援・受援のほか、大災害時の他県からの緊急消防援助隊の受援や、林野火災などによる合同消火・救助活動が円滑に行えるよう、訓練等を進める。

8 津波による火災の防止

東日本大震災では、漁港の燃料タンクの炎上や流された自動車の炎上が被害を拡大させた。このため、町内の燃料タンクの津波対策を関係機関とともに推進する。



第4節 災害時医療体制の整備

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民課・地域包括支援センター
◇連携する部局：総務課・議会事務局・税務課・出納課・産業建設課・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

東洋町では、災害時には甲浦小学校、野根地区公民館に準医療提供所、東洋町防災拠点施設、旧名留川小学校に医療救護所を設置し、安芸郡医師会の協力を得ながら応急医療救護を実施するとともに、救護病院である海南病院や、災害拠点病院である高知県立あき総合病院、徳島県立海部病院、さらには広域的な災害拠点病院である高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部付属病院、阿南医療センター、徳島赤十字病院、徳島県立中央病院等と連携しながら、応急救護を進めることとなる。

広域的な応援も得ながら災害時に迅速・的確な医療救護を行える体制づくりに努める。

なお、高知県災害時医療救護計画では、医療救護所は東洋町防災拠点施設、旧名留川小学校となっているが、甲浦東地区防災広場、野根地区防災活動拠点施設についても、医療救護所としての機能を担えるよう、関連設備などの整備を進める。

《施策の方向》

1 医療救護所の施設・設備の整備

安芸郡医師会や徳島県海部郡医師会等にアドバイスを受けながら、各医療救護所に、担架、トリアージタグなどの医療救護資機材や、風邪薬や糖尿病など慢性疾患の医薬品、非常用電源の確保を進める。

2 広域応援・受援体制の充実

大災害が発生した場合は、医療需要が地域の医療救護力を超えることが想定され、「災害派遣医療チーム（DMAT）」などからの受援が不可欠となる。救急搬送については、緊急消防援助隊や自衛隊、海上保安庁などからの受援も想定される。

他地域からの「災害派遣医療チーム（DMAT）」等が的確に医療救護活動等を行えるよう、県などと連携しながら、ヘリポートや港湾・漁港の整備・充実を図るとともに、宿泊・滞在場所の確保・整備を進める。

3 L2クラスの地震・津波時の搬送・医療救護体制の整備

L2クラスの地震・津波時は、保健医療従事者の多くが医療救護所に参集できない、沿岸部の道路や車両が水没し、沿岸部各地の傷病者を救急搬送できないといった事態が想定される。また、重症患者に対する医療救護を優先的・集中的に行うことが求められる。

こうした事態も想定しながら、安芸郡医師会、室戸市消防本部、県警察、海上保安庁など関係機関の協力を得ながら、参集・応急医療救護の手法について、随時、研修・訓練等で確認し、災害時に備える。

第5節 緊急輸送体制の整備

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設課

◇連携する部局：総務課・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

県では、国道55号を第一次緊急輸送道路に、国道493号を第二次緊急輸送道路に指定している。また、ヘリコプター離発着場は、野根地区の押野公園が指定され、高知県消防防災ヘリや高知県ドクターヘリが利用している。このほか、甲浦港、野根港による海上輸送が利用できる。

災害発生時に、これらの輸送路、輸送拠点を活用して、要員や物資の輸送、供給を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送体制の充実に努める。

《施策の方向》

1 道路網の整備・充実

災害による道路、橋梁、トンネルの路面や橋脚、法面等のひび割れや崩落を防ぐとともに、大災害時に不通になった道路の代替輸送路の確保を図るため、町道整備を進めるとともに、国・県道の整備を要望していく。

とりわけ、四国8の字ネットワークのミッシングリンク早期解消にむけて、東洋北川道路の早期事業化を要望していく。

2 港湾・漁港の防災機能の充実

災害時に輸送・応援船舶が通行、停泊できるよう、甲浦港、野根港の防災機能の充実に国・県とともに進めていく。

3 ヘリポートの確保

津波が浸水しない大型ヘリポートとして甲浦坂トンネル上の町有地を「東洋町防災拠点施設」として整備し、「東洋町防災ヘリポート」としての機能を配置する。

また、既存の白浜海水浴場やその駐車場、甲浦中学校グラウンド、甲浦小学校グラウンド、生見海水浴場や海洋センターグラウンド、野根海浜、野根中学校グラウンド、野根小学校グラウンド、押野公園を災害時のヘリポートとして安定して運用していけるよう整備に努める。さらには平成26年に大斗地区の民有地について、災害時応援協定を締結しており、災害時のヘリポートとしての活用を図る。

4 物資集積拠点の整備・充実

大災害時には、大量の応援物資を保管・仕分けする拠点が必要である。

平成25年1月現在、県内では、4か所の広域物資拠点と39か所の二次物資拠点が指定

されているが、本町には指定拠点はない。

このため、津波や水害による浸水の可能性も想定しながら、物資集積拠点の整備を進める。なお、平成24年10月に、民間事業所の所有地を「津波避難広場」として利用する災害時応援協定を締結しており、物資集積拠点としての活用を図っていく。

5 民間との協定締結の推進

災害時の人員、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、関係事業所との間で、緊急時の車両、燃料等の供給協定の締結を推進する。

6 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、所有車両を緊急通行車両として室戸警察署を經由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

第6節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

《担当部局》

◆主要な担当部局：全課・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を活用し、住民に対し日頃からの備えの再確認を促す取組を引き続き実施する。こうした取組に加え、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民や地域に対する自主避難を含めた事前避難の啓発等の防災対応を実施する。

《施策の方向》

1 後発地震に備える

- (1) 臨時情報が発表された場合に備えて、避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所等における非常持ち出し品の確認、家具・棚の固定、住宅の耐震対策など、日頃からの地震への備えの再確認を啓発する。
- (2) 臨時情報が発表された場合、津波到達時間が短く後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある地区の住民、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に自主避難等の事前避難の啓発等を実施する。

2 臨時情報の種類と発表条件

種類	発表条件
臨時情報（調査中）	観測された異常な現象（南海トラフ沿いの監視領域内でM6.8以上の地震発生等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価された場合
臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）が発生や、想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合
臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

注）岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードをモーメントマグニチュードという。

3 臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応

臨時情報（調査中）が発表された場合は、参集・配備の基準（第3編・第1部・第1章・第1節 動員・参集 参照）に基づき、関係部局による配備体制をとる。

4 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応

(1) 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、参集・配備の基準（第3編・第1部・第1章・第1節 動員・参集 参照）に基づき、関係部局による配備体制をとり、情報収集等の必要な対策を実施する。

(2) 災害応急対応を取るべき期間等については、南海トラフ沿いの監視領域内において、M7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応

(1) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、参集・配備の基準（第3編・第1部・第1章・第1節 動員・参集 参照）に基づき、関係部局による配備体制を取り、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある範囲の居住者等に対する避難指示等の発令のほか、必要な対策を実施する。

(2) 学校・保育園等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児、児童、生徒等の命をより確実に守るために、休校、休園等の必要な対策を検討する。

(3) 災害応急対応を取るべき期間等については、南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとし、当該期間経過後1週間は、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 臨時情報（巨大地震注意及び巨大地震警戒）等の伝達

地域住民並びに防災関係機関に対し、臨時情報（巨大地震注意及び巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。臨時情報（巨大地震注意及び巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

第3章 住民生活の確保

第1節 避難対策の推進

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課

◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

L2クラスの地震・津波の場合、本町には、15メートルクラスの津波が到来し、広範囲にわたって浸水すると想定される。発災直後の緊急避難場所として、高台や高台への避難路の整備を進めるとともに、浸水想定区域外の指定避難所や、浸水想定区域内であっても最大浸水深より高いフロアを利用できる指定避難所において、住民が安全に避難生活を送れる体制づくりを進める。

また、L2クラスの地震・津波に対する避難対策を優先しつつ、その他の災害での避難対策もあわせて進める。

《施策の方向》

1 避難計画の作成・更新

本町では、平成24年度に「津波避難計画」（全体計画と浸水想定16エリアの地域計画）を策定した。防災避難タワーの整備など、環境変化にあわせ、この計画を随時更新しつつ、避難訓練等で実効性を高めていく。

また、風水害など、津波以外の場合における避難計画も、地区ごとに随時策定・更新するよう努める。

2 津波避難場所・津波避難路の整備

津波避難場所・津波避難路の整備は、津波からの避難対策として最も重要であり、国・県の協力を得ながら、周到な整備に努める。

甲浦地区については、避難高台となる丘陵地に囲まれているため、それらの丘陵地に、災害時要配慮者を含む地域住民が適切に避難できるよう、舗装やスロープによる緩傾斜化、津波避難誘導灯の整備などを進める。

白浜・河内地区については、防災避難タワーの充実と橋梁を含む避難路の整備を進めるとともに、甲浦地区と同様に、丘陵地の避難高台としての活用を進める。

生見地区については、高台・避難路の整備、地域防災センターの整備、とりわけ、サーファーなど観光客を想定した避難誘導板の整備などを進める。

野根地区についても、防災避難タワーの充実と避難路の開設や舗装、緩傾斜化などを

進める。

このほか、本町は、非居住地域であっても、お遍路さんなど徒歩や自転車の方を含め、観光やビジネスでの滞在者が多い。このため、「淀ヶ磯四里」での避難スペース、避難路等の開設を国等と連携しながら進めていく。

3 避難所の整備

本町には、小中学校や地区集会所など4241か所の指定避難所がある。

これらの施設の中には、震度7クラスの揺れが生じれば、倒壊や破損のおそれがある施設も少なくない。また、停電により、照明や空調が利用できないだけでなく、通信が途絶し、孤立化するおそれのある施設もある。

このため、関係機関・団体と連携しながら、避難所となる施設の耐震改修や非構造部材の耐震化を進めるとともに、必要な資機材、非常電源等の整備を進める。

また、指定避難所の大半は、L2クラスの地震・津波の浸水想定区域内にある。このため、浸水想定区域外の平野部に指定避難所として利活用が可能な防災拠点施設の整備を進める。

4 避難所の運営体制づくり

自主防災組織と町が協働で避難所を適切に開設・運営できるよう、鍵の開閉、通信機器の操作、資機材の搬入出、災害時要配慮者の受け入れ方法などについて、随時協議や訓練の実施に努める。

5 広域一時滞在場所の整備

東日本大震災では、他市町村、他県への避難の事例が多数みられた。

本町が大規模災害に対して、受援に重きを置かざるをえない以上、他市町村、他県の被災に対しても、本町ができる役割を果たしていく必要がある。

このため、町内に、こうした広域一時滞在者を受け入れることができる施設の整備を進める。

第2節 食料・生活必需品の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・住民課・地域包括支援センター
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・産業建設課・教育委員会・ 室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

L2クラスの地震・津波の場合、県の被害想定では、発災1日後の避難所への避難者数は2,600人と想定されている。

このため、町では、全避難者の1日分にあたる6,480食の主食を、津波による浸水が想定されない場所に分散備蓄するとともに、スープなどの副食や、毛布、生理用品、大人用・乳児用おむつなどの生活必需品の備蓄の充実に努める。

また、住民、自主防災組織、事業所へも、食料・生活必需品の備蓄を啓発していくとともに、町内や近隣の事業所の協力を得ながら、流通在庫等による緊急調達体制の強化に努める。

《施策の方向》

1 食料・生活必需品の備蓄の推進

糖尿病食や嚥下食、アレルギー除去食など、食に関する様々なニーズに対応しながら、非常食の備蓄を進めるとともに、毛布や生理用品、大人用・乳児用おむつ、粉ミルク、仮設トイレ・携帯トイレなど、生活必需品の備蓄を進める。

L2クラスの地震・津波を念頭に、町内各所への分散備蓄を進めるとともに、配給時の時間短縮を図るため、飲料水・毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等を組み合わせたパッケージ備蓄を進めていく。

2 流通在庫等による緊急調達体制の強化

流通在庫等による物資調達を円滑に行うため、関係事業者・団体等との協定締結を随時進めるとともに、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

3 住民、自主防災組織、事業所への備蓄の啓発

住民、自主防災組織、事業所に対し、個人用非常時持ち出し袋の準備や、組織的な備蓄の推進、保存が効く食材を常時多めに貯蔵する習慣づけを啓発していく。

第3節 飲料水の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設課

◇連携する部局：総務課・議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し配給できる体制を整備する。

《施策の方向》

1 水道水の応急給水体制の整備

野根・生見簡易水道、甲浦簡易水道について、配水池への緊急遮断弁は設置済みのため、今後は、災害時にその水をくみだして応急給水するしくみの整備を進める。

このしくみにより、断水時に被災者に水道水を迅速に応急給水できるよう、多くの職員による手順の習熟や、配布用の水袋の備蓄、設備の適切な維持管理などに努める。

2 ボトル飲料水の備蓄の推進

配水池からの応急給水に加え、取扱いがやさしいボトル備蓄による給水体制の確保に努める。

3 家庭での飲料水の備蓄の啓発

1人1日3リットルの飲料水を、3～5日分ポリタンクの容器に備えておくこと、風呂の残り湯をとっておくこと、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておくことなどを啓発する。

4 飲料水供給施設の適切な維持管理の促進

本町には、野根・生見、甲浦、名留川の3つの簡易水道以外に、7つの飲料水供給施設がある。

災害時に、この飲料水供給施設の水が適切に活用できるよう、水質検査などへの支援に努める。

第4節 ごみ・がれき、し尿の処理体制の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民課（地域包括支援センターを除く）・産業建設課
◇連携する部局：総務課・議会事務局・税務課・出納課・住民課地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

本町は、安芸広域市町村圏事務組合の安芸広域メルトセンターで可燃ごみの焼却処理を、芸東衛生組合の佐喜浜リサイクルセンター、ペットボトル処理施設で資源ごみの中間処理を行っている。し尿処理は、芸東衛生組合の相間衛生センターで処理を行っている。

大災害が発生したら、これらの施設では、津波による浸水や地震の揺れなどによる故障、停電、職員の被災などにより、機械の運転が行えないケースが想定される。

こうした事態に、迅速に処理業務を再開できるよう、体制整備を進めるとともに、処理ができない間の代替手段の確保を図る。

《施策の方向》

1 廃棄物の仮置き場の運営体制づくり

公有地を優先し、民有地も含め、搬出できないごみ・がれき等の仮置き場として利用可能な土地の検討を随時進めていく。設定した仮置き場については、常時監視や分別の方法の検討など、必要な準備を行う。

2 応援・受援体制の整備

ごみやし尿の収集・搬送、ごみ処理施設・し尿処理施設の応急復旧を行う民間事業者等との災害時の協力体制の整備を進める。

3 災害に強い施設づくりの推進

広域で連携しながら、非常用電源の確保など、災害に強い施設づくりに努める。

第4章 災害に強いまちづくり計画

第1節 津波・高潮の被害軽減対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課

◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

南海トラフ巨大地震をはじめとする大地震による津波被害や、台風などによる高潮、河川の氾濫などの被害を最小限に食い止めるため、海岸、河川の整備を国・県に要望しつつ、推進する。

《施策の方向》

1 海岸の津波・高潮対策の促進

南海トラフ巨大地震による津波は、防波堤を超えたり、破壊することも想定される。また、甲浦港や白浜海岸は、津波が容易に進入できる構造となっている。

このため、既存の防波堤のかさ上げや強靱化、さらには離岸堤や潜堤、人工リーフなどの複数の施設を組み合わせた津波・高潮対策の推進を、国・県に要望していく。

また、多数の水門や陸開等の閉鎖を迅速・確実に行えるよう、平常時から点検、操作方法の習熟などに努めるとともに、自動化・遠隔操作、補強等を県に要望していく。

2 河川の津波・高潮対策の促進

東日本大震災では、津波の河川遡上により、内陸地に大きな被害が生じた一方、河口部の防潮水門が津波の遡上を食い止めた事例もみられた。

このため、野根川や小池川、河内川、生見川の河口に、遠隔地からの自動開閉が可能な津波防潮水門の整備を国・県に要望していく。

また、野根川については、県のL2クラスの地震・津波の被害想定では、遡上した津波が堤防を乗り越え、野根平野に甚大な被害をもたらすこととなっているため、堤防のかさ上げや強靱化、河床の浚渫などを国・県に要望していく。

3 高台を活用した土地利用の検討

本町は、平野の大半がL2クラスの地震・津波の浸水想定区域である一方、丘陵地は傾斜が急であるため、主にぼんかん畑などの農地や山林として利用され、可住地が少なく公共施設もない。

このため、長期的視野で、宅地や事業所用地、公共施設用地としての土地利用の誘導を図っていくため、高台の開発可能性を探っていく。

第2節 水害・土砂災害予防対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課

◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

本町では、近年においても、平成10年や15年、23年など、頻繁に水害や土砂災害が発生している。

集中豪雨による水害や土砂災害、地震の二次災害での土砂災害に対する予防対策を進める。

《施策の方向》

1 土砂災害防止対策の促進

土砂災害警戒区域等の場所や災害の危険性などについて、住民への周知に努めるとともに、県と連携しながら、砂防工事など必要な対策を進める。

土砂災害警戒避難体制の整備については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

2 河川改修の促進

本町の河川は、全国有数の豪雨地域である四国山地から南流し、太平洋へと流れている。しかし、全長が短くピーク流量に対する流域面積が小さいため、氾濫の危険性が高い。

このため、堤防の整備・かさ上げや強靱化、河床の浚渫などを国・県に継続的に要望していく。

3 内水滞留の防止

本町では、河川の氾濫以外にも、内水滞留による家屋・農地等の浸水が懸念される。このため、下水道や農業用排水路等の老朽設備の更新等を順次進めるとともに、住民と連携しながら、適切な維持管理に努める。

4 水防活動の強化

消防団や町の関係職員が迅速・的確に水防活動を行えるよう、水防演習等により情報連絡手段や水防工法の習得に努めるとともに、水防資機材の備蓄強化に努める。

第3節 地震動に強いまちづくり

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課

◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

南海トラフ巨大地震では、東洋町でも震度7の揺れが生じるおそれがある。

家庭や事務所での家具・棚の固定など、生活空間の揺れ対策を啓発するとともに、建築物の耐震化を進める。

《施策の方向》

1 生活空間の揺れ対策の啓発

家庭や事務所での家具・棚の固定など、生活空間の揺れ対策を啓発する。

2 住宅等の耐震補強・耐震改修の促進

国・県の助成制度等を活用しながら、住宅や事務所の耐震診断、耐震補強、耐震改修を促進していく。

3 公共建築物の耐震補強・耐震改修の促進

町内の公共建築物について、非構造部材も含め、耐震診断、耐震補強、耐震改修を進める。

4 橋梁の耐震化の促進

国・県と連携しながら、橋梁の耐震化を進めていく。

5 液状化対策の推進

地震の際に、地下水水位の高い砂地盤が振動により液体状になり、構造物が埋もれたり浮き上がったりする液状化現象は、本町でも想定されるため、国・県と連携しながら、被害予測を進めるほか、液状化対策工法の導入などを促進していく。

第4節 ライフラインの安全対策の強化

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課

◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会・室戸市消防署東洋出張所

《基本的な考え方》

災害時に、ライフラインが寸断されることがないように、また、被害が生じても早急に復旧できるよう、安全対策を強化する。

《施策の方向》

1 応援・受援体制の整備

水道、下水道などの管工事業や、道路や住宅などの土木建設業に携わる民間事業者との災害時の協力体制の強化に努める。

また、日本水道協会など、関係業界団体の指導・協力を得た他県・他市町村との応援・受援体制の整備を進める。

2 水道の安全対策の推進

老朽化した水道管など水道施設について、更新の際に、順次耐震化など安全対策を進めていく。また、施設のバックアップ電源の確保や、水源の多元化、配水の多系統化に努める。

3 下水道の安全対策の推進

本町の下水道は、甲浦地区で特定環境保全公共下水道が整備され、その他の地域は合併処理浄化槽の設置を誘導している。

汚水の浄化には、基本的に電気を使用するため、停電時の非常電源の確保を図るとともに、施設の耐震化など安全対策や、浸水時の復旧体制の確保などを進める。また、各家庭の浄化槽についてもこれらの啓発に努める。

4 民間のインフラ施設の安全対策の促進

送電線や電話線、ガス設備、鉄道、民間バスなど、民間のインフラ施設について、耐震化、津波対策など安全対策を促進していく。

5 代替電力の確保の促進

災害時にも稼働し続けることが可能な太陽光発電の普及を図るなど、代替電力の確保を促進していく。

第2編 風水害対策編

第 1 部 風水害応急対策計画

第1章 参集・配備

第1節 動員・参集

《基本的な考え方》

災害発生時や発生のおそれがあるとき、職員は参集・配備の基準に基づき速やかに参集し、応急活動を実施する。

参集・配備の基準

	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備
	配備体制	警戒体制 (災害警戒本部)	非常体制 (災害対策本部)	緊急非常体制 (災害対策本部)
風水害・土砂災害	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報のいずれかが発表されたとき	警報が発せられ、災害発生が予想されるとき、又は比較的軽微な規模の災害が発生したとき	大規模の災害発生が予想され、また町内全域にわたる災害若しくは局地的に甚大な災害が発生したとき	大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあり、第3 配備では対応出来ないとき
(水防計画の体制)	水防指令第1号 (気象警報が発表され、高潮、洪水、山くずれ等の危険が予想されるとき。最低必要数の班員を招集し、各部署に配備)	水防指令第2号 (野根川 2.3m超の水防団待機水位など)	水防指令第3号 (野根川 3 m超の氾濫注意水位など。水防本部を設置) 水防指令第4号 (全班員を招集)	水防指令第5号 (災害対策本部として活動)
その他 事故災害	—	事故等で町内で多数の死傷者等が発生する恐れのあるとき	事故等で町内で多数の死傷者等が発生したとき	第3 配備で不十分なき

※特別警報発表時は第4 配備とする。

《施策の方向》

1 職員の動員・配備の決定

動員・配備の決定は町長が行う。町長が不在かつ連絡不能の場合の代決順位は、副町長、総務課長、産業建設課長とする。

2 職員の招集

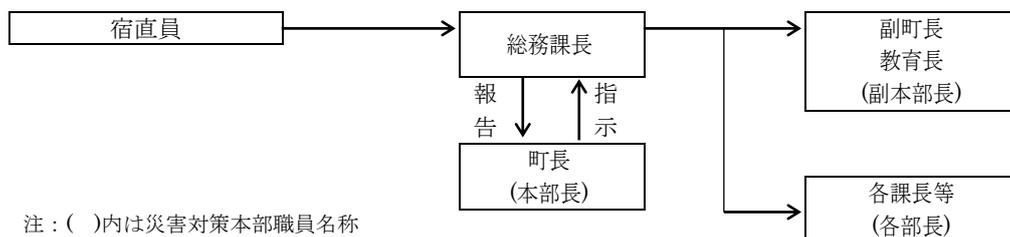
各課において、各課長が第1～第4配備の参集者と招集方法を定めておく。

勤務時間外は、携帯電話等により招集の連絡を行うが、通信途絶時は、各職員が災害の状況から自主判断し、通常の職場に参集する。通常の職場に参集できない場合は、甲浦小学校、甲浦集落活動センターなど、野根地区防災活動拠点施設に参集する。

勤務時間外において、道路の寸断等によりこれらの場所に参集できない職員は、自宅から最寄りにある避難所等に参集する。いずれの場合も、自身の避難と地域住民の避難誘導を最優先に行う。

勤務時間外の災害発生時には、宿直員が総務課長に町役場の被害状況等を連絡し、総務課長が町長等に連絡する。

勤務時間外における町役場の警備員又は当直者からの連絡系統



注：()内は災害対策本部職員名称

応急対策に従事する職員数

課	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	連絡責任者
町長	0	1	1	1	
副町長	0	1	1	1	
総務課	1	全員	全員	全員	総務課長
税務課	0	1	全員	全員	税務課長
住民課	0	1	全員	全員	住民課長
地域包括支援センター	0	1	全員	全員	地域包括支援センター事務局長
保育園	現場対応				園長
産業建設課	1	全員	全員	全員	産業建設課長
出納課	0	1	全員	全員	会計管理者
教育委員会	0	1	全員	全員	教育長
小学校・中学校	現場対応				各校長
議会事務局	0	1	全員	全員	議会事務局長
消防団（水防団）	0	幹部	全員	全員	※役場職員との重複あり。

第2節 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害により被害の発生がほぼ確実であるとき、又は町長が必要と認めた場合、町長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

《施策の方向》

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、町長が行う。町長が不在等の場合は、次の意思決定者の順位により設置を行う。

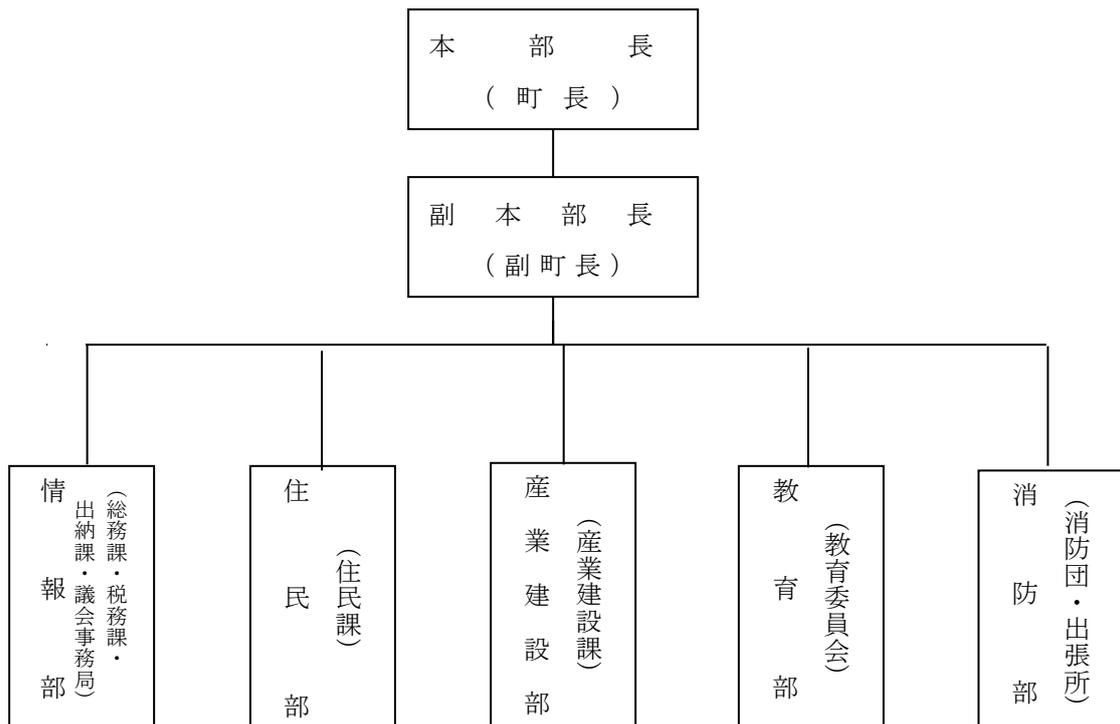
災害対策本部の設置決定者

第1順位	副町長
第2順位	総務課長
第3順位	産業建設課長

災害対策本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、情報部、住民部、産業建設部、教育部、消防部の5部構成とする。

災害対策本部の設置場所は、役場本庁舎または地域防災センターとし、災害の状況により、適宜、適切な場所を使用する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部組織図



災害対策本部の業務内容

部 名	部長（副部長）	担 当 課	業 務 内 容
情 報 部	総 務 課 長 （議会議務局長） （税務課長） （会計管理者）	総 務 課 議会議務局 税 務 課 出 納 課	1 気象情報・災害情報の収集・伝達 2 高齢者等避難・避難指示等の伝達 3 職員の動員・配備調整 4 救助・救出・避難誘導 5 災害対策本部の運営 6 自衛隊、県、他市町村等への応援要請 7 車両の管理・調達 8 被害状況の取りまとめ、県等への報告 9 出納事務、義援金等の保管 10 家屋等の被害調査 11 納税猶予・減免措置 12 各種連絡調整など全般的事務
住 民 部	住 民 課 長 （地域包括支援センター局長）	住 民 課	1 救助・救出・避難誘導 2 避難所の開設・運営 3 応急救護・医療機関との調整 4 健康管理・相談 5 保育園・福祉施設の安全対策 6 町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整 7 ボランティアの受け入れ・調整 8 食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達 9 保健衛生・有害物質対策 10 ゴミ・し尿の収集・処理 11 物資の仕分け 12 遺体の安置・遺族との連絡調整
産業建設部	産 業 建 設 課 長	産 業 建 設 課	1 水防活動 2 救助・救出・避難誘導 3 道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧 4 簡易水道施設の被害調査・応急復旧 5 応急給水 6 下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達 7 林水産業施設の被害調査・応急対策 8 町内企業等の被災状況の把握・応急対策 9 ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整 10 被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置 11 町内企業等の復興のための融資等
教 育 部	教 育 長 （教育次長）	教 育 委 員 会	1 救助・救出・避難誘導 2 学校・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧 3 学校等での避難所の開設・運営 4 給食施設を活用した炊き出し 5 授業の再開
消 防 部	消 防 団 長 （室戸市消防署 東洋出張所長）	消 防 団 室 戸 市 消 防 署 東 洋 出 張 所	1 消防・水防活動、水門・陸閉閉鎖 2 危険箇所の警戒巡視 3 高齢者等避難・避難指示等の伝達 4 救助・救出・避難誘導 5 行方不明者、遺体の搜索

2 災害対策本部情報部による初動活動

災害対策本部情報部は、発災直後に、情報収集や広報、災害対策本部会議の準備などを行う。

発災直後の災害対策本部情報部の業務

- ① 気象情報（予警報）、高齢者等避難・避難指示の伝達
- ② 災害対策本部の設置
- ③ 災害対策本部設置等の情報提供
- ④ 被災情報の収集
- ⑤ 第1回本部会議の準備
- ⑥ 救援機関との連絡体制の確保
- ⑦ マスコミ対応
- ⑧ 応急対策に必要な資金の把握

3 災害対策本部会議の開催

本部長は、応急対策期間中、本部会議を定期的で開催し、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議・決定する。各部は、その決定事項をもとに、事務分掌に基づく応急対策を推進する。

災害対策本部会議で協議すべき事項の例

- ① 応急対策全体の方針
- ② 人命救助の方針
- ③ 避難所運営の方針
- ④ 配備体制・職員の労務管理の方針
- ⑤ 自衛隊の派遣要請
- ⑥ 災害救助法の適用要請
- ⑦ 他の地方公共団体等への応援要請
- ⑧ 電源の確保方策
- ⑨ 通常業務の再開の方針

4 職員の労務管理

各部長は、職員の健康や勤務の状態等を常に配慮し、交代勤務など適切な措置をとる。

5 設置、廃止等の表示・報告

災害対策本部を設置、移動又は廃止したときは、本部室入口に「東洋町災害対策本部」の標識板等を掲げるとともに、その旨を知事、東洋町防災会議委員、庁内各課、報道機関、その他関係機関に報告する。

災害対策本部は、被害が拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めるとき、本部会議の協議により閉鎖を決定する。

第3節 災害対策本部による初動活動の展開

《基本的な考え方》

応急活動は、自分自身や家族の安全確保を図った上で、発災直後は救助・救出・避難誘導を最優先に実施し、その後、各部ごとに、所掌内容を適切な時期に、的確に実施するよう努める。

《施策の方向》

1 情報部

総務課、議会事務局、税務課、出納課の職員は、災害対策本部情報部として、職員の動員配備、災害対策本部の設置・運営、災害情報の収集・伝達、県・国等への応援要請、出納事務、家屋等の被害調査など、以下の活動に取り組む。

情報部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1時間後～	6時間後～	24時間後～	1週間後～
活動内容	◇ 職員の動員配備					
	◇ 職員・家族の安否確認	→				
	1 気象情報・災害情報の収集・伝達				→	
	2 高齢者等避難・避難指示等の伝達	→				
	3 職員の動員・配備調整					→
	4 救助・救出・避難誘導	→				
	5 災害対策本部の運営					→
	6 自衛隊、県、他市町村等への応援要請			→		
	7 車両の管理・調達					→
	8 被害状況の取りまとめ、県等への報告					→
	9 出納事務、義援金等の保管					→
10 家屋等の被害調査					→	
11 納税猶予・減免措置					→	
◇ 災害対策本部の解散					→	
◇ 通常業務の再開					→	
◇ 復興本部の設置					→	

2 住民部

住民課の職員は、災害対策本部住民部として、保育園など福祉施設利用者の安全確保、避難所や医療救護所の開設・運営、ごみ・がれき・し尿の応急処理、災害時要配慮者の支援、保健活動、遺体の安置などの応急対策を行う。

住民部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 救助・救出・避難誘導		→			
	◇ 福祉施設利用者の安全確保		→			
	◇ 職員・家族の安否確認		→			
		◇ 県等との連絡調整		→		→
		2 避難所の開設・運営		→		→
		◇ 在宅災害時要配慮者の安否確認・応急支援		→		→
		◇ 保育園園児の帰宅支援				
		3 応急救護・医療機関との調整			→	
		◇ ごみ処理場等の被害状況の確認				
				4 健康管理・相談		→
				5 保育園・福祉施設の安全対策		→
				6 町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整		→
				7 ボランティアの受け入れ・調整		→
				◇ 被災者への食料・生活物資の提供		→
				8 食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達	→	
					◇ がれき置き場の確保	
					◇ 遺体安置所の確保	
					9 保健衛生・有害物質対策	→
				10 ゴミ・し尿の収集・処理	→	
				11 物資の仕分け	→	
				12 遺体の安置・遺族との連絡調整	→	
					◇ 火葬・埋葬 →	
					◇ 通常業務の再開 →	
					◇ 施設の復旧工事 →	

3 産業建設部

産業建設課の職員は、災害対策本部産業建設部として、危険箇所の監視や、被害状況の調査、被災箇所の応急対策などを行う。また、断水時は応急給水を行うとともに、農地や漁港、町内企業の被害状況の調査、被災した農家や企業の復興支援などを行う。

産業建設部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 水防活動		→			
	2 救助・救出・避難誘導		→			
	◇ 職員・家族の安否確認		→			
		3 道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧			→	
		4 簡易水道施設の被害調査・応急復旧			→	
				5 応急給水	→	
				6 下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達	→	
				7 農林水産業施設の被害調査・応急対策		→
				8 町内企業等の被災状況の把握・応急対策		→
				9 ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整		→
						10 被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置 →
					11 町内企業等の復興のための融資等 →	
					◇ 通常業務の再開 →	
					◇ 施設の復旧工事 →	

4 教育部

教育委員会の職員は、災害対策本部教育部として、児童・生徒や社会教育施設利用者の避難誘導や、帰宅支援、避難所となる教育施設への避難者の受け入れを行うとともに、教育施設や文化財の被害調査、応急復旧を行う。あわせて、小中学校の早期再開をめざす。

教育部の活動内容

		応急対策の実施時期					
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～	
活動内容	1 救助・救出・避難誘導		→				
	◇ 職員・家族の安否確認		→				
		◇ 傷病者の搬送		→			
		◇ 児童・生徒の帰宅支援		→			
		◇ 社会教育施設利用者の帰宅支援		→			
		◇ 教育施設への避難者の受け入れ				→	
		県等との連絡調整				→	
					2 学校・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧	→	
					3 学校等での避難所の開設・運営	→	
					4 給食施設を活用した炊き出し		→
							5 授業の再開 →
							◇ その他の通常業務の再開 →
						◇ 教育施設・文化財の本格復旧工事 →	

5 消防部

消防団員、室戸市消防署東洋出張所の職員は、災害対策本部消防部として、消火・水防、救助・救出・避難誘導などの応急対策を行う。

また、二次災害の防止や一般傷病者の救急搬送などのため、発災後も通常業務の継続を図る。

消防部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1時間後～	6時間後～	24時間後～	1週間後～
活動内容	◇ 職員の動員配備					
	1 消火・水防活動、水門・陸閘閉鎖		→			
	2 危険箇所の警戒巡視		→			
	3 高齢者等避難・避難指示等の伝達		→			
	4 救助・救出・避難誘導		→			
		◇ 職員・家族の安否確認				
					5 行方不明者、遺体の搜索	→
					◇ 遺体の安置所への移送	→
◇ 通常業務の継続					→	

第2章 情報の収集・伝達

第1節 気象情報の収集

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

気象警報や、河川の水位などの情報を迅速かつ的確に収集する。

《施策の方向》

1 気象予警報等の収集

気象庁による警報・注意報・その他の気象情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信されている。これらの的確な収集に努める。

なお、平成22年5月27日から気象業務法に基づく警報・注意報等は市町村ごとに発表されるよう、制度改正された。テレビなどでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり広域的な範囲で報道していることが多い。

また、平成25年8月31日から、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の気象現象に対する「特別警報」が運用されている。

注意報・警報以外にも、台風情報や記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報などの気象情報や土砂災害警戒情報が、高知地方気象台から発表される。

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、本町での発表基準は120mmである。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

また、竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表される。有効期間は発表から1時間で、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁の共同により発表される。なお、土砂災害警戒情報が通知された場合の処置は、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

警報・注意報・気象情報の本町の発表基準は、以下のとおりである。

東洋町での注意報・警報等の種類及び発表基準

令和5年11月30日現在

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	245
	洪水		流域雨量指数基準	野根川流域=30.7
			複合基準	-
	暴風		平均風速	陸上 20m/s
				海上 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
				海上 25m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
波浪		有義波高	6.0m	
高潮		潮位	2.1m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	23
			土壌雨量指数基準	181
	洪水		流域雨量指数基準	野根川流域=24.5
			複合基準	-
	強風		平均風速	陸上 12m/s
				海上 15m/s
	風雪		平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
				海上 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	3.0m
	高潮		潮位	1.2m
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	濃霧		視程	陸上 100m
				海上 500m
	乾燥			最小湿度 40%で、実効湿度 60%
なだれ			積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨	
低温			最低気温 - 4℃以下 (高知地方気象台)	
霜			晩霜期 最低 3℃以下	
着雪			24時間降雪の深さ: 20cm 以上 気温 - 2℃ ~ 2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

土壌雨量指数: 降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもの
流域雨量指数: 流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示したもの

特別警報の発表基準

気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震動	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

高知県の土砂災害警戒情報の概要

高知県と高知地方気象台は、土砂災害警戒情報発表の目安として「土砂災害警戒避難基準雨量」を設定し、共同で監視している。2時間先までのスネークラインが、土砂災害発生危険基準線（CL）を超過し、土砂災害発生の危険性が高まったとき、高知県と高知地方気象台が大雨警報発表後に市町村ごとに共同して土砂災害警戒情報を発表している。

また、高知県のホームページでは、市町村による迅速な避難指示や住民の自主避難等の判断の支援を目的として、土砂災害危険度情報が提供されている。

県のホームページでの「高知県の土砂災害危険度情報」画面

監視画面イメージ



土砂災害警戒情報とは
土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町村長による避難勧告発令や、県民の自主避難の判断などのため、高知県と高知地方気象台が共同で発表する情報

土砂災害危険度情報
土砂災害警戒情報を補足する情報で1kmメッシュごとに、土砂災害発生の危険度を4段階に判定した結果を表示（右表）

レベル4	土砂災害発生の恐れ	実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過
レベル3	土砂災害に嚴重警戒	予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過
レベル2	土砂災害に警戒	実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過
レベル1	今後の雨量に注意	実況または予想で大雨注意発表基準の土壌雨量指数を超過

2 河川水位の監視

河川が増水し、越水のおそれがあるときは、産業建設課職員と消防団により、現場で目視による水位監視を行う。

野根川については、野根水位観測所の水位情報を随時確認し、水防団待機水位を超えた場合に、現場で目視確認を行う。また、宍喰川や佐喜浜川など、国土交通省のホームページで常時閲覧できる近隣の水位観測所の水位情報も参考にする。

野根川の野根水位観測所の指定水位

水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
2.3m	3.0m	4.0m	4.3m

3 異常現象発見時の通報

異常現象の発見者は、その旨を、町総務課または消防本部（119番）、室戸警察署（110番）に通報する。

通報すべき異常現象の内容

水 害		通報すべき異常現象の内容
		①堤防の亀裂又は欠け、崩れ ②堤防からの溢水 ③堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	①山鳴り ②降雨時の水位の低下 ③川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	①斜面のひび割れ ②沢や井戸水の濁り ③斜面からの水の吹き出し など
	がけ崩れ	①がけからのわき水 ②がけの亀裂 ③小石の落下 など
	山地災害	①わき水の量の変化（増加又は枯渇） ②山の斜面を水が走る など

4 参集時の職員の情報収集

町職員は、参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第2節 初動のための情報伝達

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、気象情報や被害の状況などを速やかに伝達する。

《施策の方向》

1 庁内における伝達

(1) 勤務時間内の伝達

勤務時間内においては、総務課が、各課への連絡は、庁内放送や防災行政無線、電話、使走などの方法で、警報発表など重要な情報を伝達する。

(2) 勤務時間外の伝達

勤務時間外においては、総務課から町長、副町長、教育長、各課長へ、各課長から各課員へ、電話連絡網により情報を伝達する。

2 住民への周知

気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等について、町長が必要と認めた場合、防災行政無線、エリアメール等を活用して、住民に対し迅速に周知する。

第3節 被害情報の収集・報告

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

速やかな被害情報の収集は、応急活動を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、各課の役割分担のもと、速やかに被害調査を行い、県に報告する。

《施策の方向》

1 情報収集の一元化

被害情報は、災害対策本部各部に情報総括責任者を配し、一元化に努める。

情報総括責任者は原則として各部長とし、各部長が業務につけない時は代理を配する。

情報総括責任者は、「被害状況調査票」により必要な情報を記載し、災害対策本部情報部に報告する。

2 被害調査の実施

各部では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。

被害調査の役割分担

担当部	調査項目
情報部	被害状況のとりまとめ
	電算システムの被害
	庁舎・町内公有財産の被害
	町職員・議員の被害
住民部	社会福祉施設・医療機関の被害
	災害時要配慮者の被害
	廃棄物処理施設の被害
産業建設部	道路、橋梁、河川、海岸、港湾・漁港の被害
	公営住宅の被害
	公園緑地の被害
	廃棄物処理施設の被害
	水道施設、配水池の被害
	下水道施設の被害
	農地、農畜作物、農業施設の被害
	商工事業者の被害
教育部	学校の被害
	社会教育・体育施設の被害
	文化財の被害
消防部	消防団員・消防職員の被害
	消防施設・設備・車両等の被害

3 県への報告

災害対策本部情報部は、高知県防災情報システムを通じて、県（危機管理・防災課）に対して、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による報告により被害状況報告を行う。

各課は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

いずれも、報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したもののうちから逐次報告する。通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

県への被害状況報告の区分

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害（被害）の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。

第4節 情報通信システムの機能確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害発生後、ただちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じている時は、事業者と連携しながら、速やかに応急復旧を図る。

《施策の方向》

1 通信手段の確保

防災行政無線、防災アプリライフビジョン、トランシーバー、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット、庁内LAN、パソコン、コピー機、プリンターなど、通常の情報通信機器・回線が確保されている時は、それらを通信手段として活用する。

故障や不通が生じている時は、その原因を調査し、代替電源の確保や、事業者と連携した応急復旧を進める。

2 災害時優先電話の活用

一般電話回線が不通の時も、災害時優先電話が使用できる場合は、それにより通信を確保する。

3 多様な通信手段の活用

住民の協力を得ながら、漁業無線やアマチュア無線などの活用により、通信を確保する。

第5節 広報・広聴活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

《施策の方向》

1 広報や記者発表の実施

災害対策本部情報部は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、住民への広報や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

広報の手段

- ア 広報紙の臨時発行
- イ 広報車による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 避難場所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ インターネット（ホームページ、エリアメール、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
- キ 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の災害時要配慮者に配慮したきめ細かな広報

広報の内容の例

- ア 気象情報
- イ 避難の指示の呼びかけ
- ウ 避難場所開設の情報
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 被災状況とその後の見通し
- カ 安否情報
- キ 被災者のために講じている施策に関する情報
- ク ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- ケ 医療機関などの生活関連情報
- コ 交通規制情報
- サ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2 広聴活動の実施

災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していくとともに、災害対策本部情報部でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、災害対策本部各部で実施していく。

また、議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。

第3章 応援・派遣要請

第1節 広域応援等の要請と受け入れ

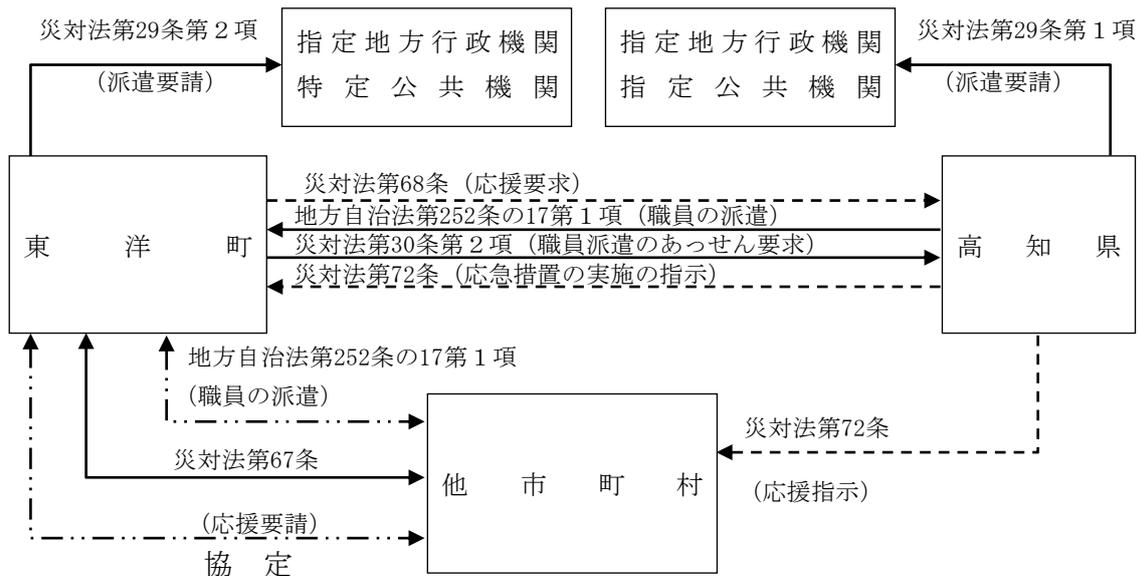
《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議事事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

被害が甚大で、町単独で対処することが困難なときは、県などに応援要請を行う。応援活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備に努める。

法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



---> 一般的な相互応援協力要請

----> 応急措置の応援要求、指示

——> 職員の派遣要請、派遣

(※災対法：災害対策基本法)

《施策の方向》

1 応援の要請

(1) 県への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

なお、災害対策本部情報部を通して応援要請を行ういとまのないときは、各課において県の担当部局に直接要請する。その場合、事後速やかに災害対策本部情報部に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

(2) 県下市町村への応援要請

町長は、県への応援要請のほか、必要に応じ県下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、室戸市消防本部、消防団、高知県内広域消防相互応援協定による応援の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ各府県からの緊急消防援助隊の派遣を要請する。各府県からの緊急消防援助隊は、市町村長から高知県経由で消防長へ派遣要請を行うほか、消防庁長官が自らの判断で各都道府県知事へ出動要請を行うケースがある。

(4) 相互応援協定市町村への応援要請

町長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

2 職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策、災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応できないと判断した場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他必要な事項

3 応援の受け入れ

県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、災害対策本部情報部を中心に、受け入れ体制を整備する。

(1) 誘導

災害対策本部情報部は、案内者を確保し、応援が到着したら、速やかに被災地や活動拠点へ誘導する。

(2) 連絡窓口の設置

災害対策本部情報部は、連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

4 他市町村への避難の受け入れの要請

東洋町内で甚大な被害が発生し、他市町村への避難を余儀なくされる場合は、応援要請の方法に準じて、県を介して、相手方市町村に、避難者の受け入れなどの要請を行う。

第2節 自衛隊の派遣要請

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県が行う。市町村は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」するが、通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

自衛隊の災害派遣時の活動の例

(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送
(3) 遭難者等の搜索救助	(9) 炊飯又は給水の支援
(4) 水防活動	(10) 物資の無償貸与又は譲与
(5) 消防活動	(11) 危険物の保安及び除去
(6) 道路又は水路の機能確保	(12) その他

《施策の方向》

1 派遣要請

(1) 県への派遣要請の要求

町長は、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事（県危機管理・防災課）に「要請を要求」する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び被害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 自衛隊への派遣要請

町長は、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

2 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊の受け入れ担当

自衛隊の受け入れ、町と自衛隊の間における総合調整は災害対策本部情報部があたり、連絡調整のために町の連絡担当者を指名し、町に連絡窓口を設置する。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。

(3) ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保など、準備に万全を期す。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動を開始できるよう留意する。

3 知事への撤収要請の要求

町長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第4章 避難誘導対策

第1節 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の指示

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住民に生命又は身体の危険が迫っている時、町は災害対策基本法第60条、水防法第29条を根拠に、高齢者等避難や避難指示、「緊急安全確保の指示」を発令し、住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

災害対策基本法に基づく発令はあくまで町主体で行う必要があるが、町が発令できない時に限り県が代行する。県は地すべり防止法第25条、水防法第29条に基づく避難指示は行うことができる。このほか、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難の指示を行う。

高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の指示の発令の目安

		高齢者等避難	避難指示		緊急安全確保の指示
水害	発令の目安	①野根川の水位観測所で、氾濫注意水位を超過	①野根川の水位観測所で、避難判断水位を超過 ②その他の河川・ため池等で目視により氾濫の危険性が高いと判断 ③東洋町に、大雨、洪水警報が発表され、災害の危険性が高いと判断	④野根川の水位観測所で、氾濫危険水位を超過	(水害で屋内に退避し、上階へ避難する方が望ましいケースもあるが、町として指示は出さない)
	対象地域	河川流域など			
土砂災害	発令の目安	巻末「土砂災害携帯体制の整備」の定めによる。			
	対象地域	土砂災害警戒区域の全部または一部、または急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流の周辺区域の全部または一部			
風害	発令の目安				①暴風特別警報発表 ②竜巻注意情報発表
	対象地域				
高潮・高波	発令の目安	台風接近前等において気象庁が高潮・波浪の特別警報の可能性のある旨を発表	①高潮・波浪の警報が発表＋満潮時予測潮位により危険性が高いと判断 ②東洋町に高潮・波浪の特別警報が発表	③潮位が「危険潮位」を超過 ④越波・越流、堤防倒壊が発生	
	対象地域	越波・越流の可能性のある地域			
事故災害	発令の目安	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき	大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき	原子力発電所事故等による放射性物質の漏洩
	対象地域	延焼のおそれがある地域	延焼のおそれがある地域	危険地域	

《施策の方向》

1 指示の発令・周知

町は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保の指示を発令する。なお、土砂災害による避難指示等発令の判断基準、避難指示等の発令の際の助言については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

町以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された指示は、発令主体(町、県、国、警察官など)、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、防災行政無線、エリアメール、IP告知放送、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。

避難指示の文例

年 月 日
〇〇月〇〇日〇〇時、東洋町長から避難の指示が出ました。 〇〇〇〇のため、〇〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに、 〇〇〇に避難してください。

年 月 日
こちらは東洋町です。 〇月〇日〇時〇分(高知地方気象台より、)東洋町に〇〇特別警報が発表されました。東洋町では、〇〇地区、△△地区に避難指示を発令しています。ただちに安全な場所に避難してください。外へ出ることが危険な場合には、家の中でも、2階や、崖から一番遠く離れた部屋へ移動するなど、ただちに安全確保行動をとってください。

2 高齢者等避難・避難指示の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに高齢者等避難・避難指示を解除し、その旨を公示する。土砂災害に対する避難指示等の解除の際の助言については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

第2節 避難の誘導

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

高齢者等避難・避難指示が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、住民、観光客等の避難誘導を行う。

《施策の方向》

1 勤務時間内の避難誘導

消防職員、消防団員、被災地区にいる職員、自主防災組織員、警察官などが連携しながら、安全な指定避難所への避難誘導を行う。

必要に応じて、町長の指示に基づき、被災地区外にいる職員、消防団員等が応援チームを結成して応援に向かい、避難誘導體制の強化を図る。

2 勤務時間外の避難誘導

消防職員、消防団員、被災地区にいる職員、自主防災組織員、警察官などが連携しながら、安全な指定避難所への避難誘導を行う。

応援チームを結成できる人員が役場に参集したのち、町長の指示に基づき、それら人員を中心とした応援チームを結成して応援に向かい、避難誘導體制の強化を図る。

第3節 警戒区域の設定

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第63条に基づき町が、水防法第14条、消防法第36条において準用する同第28条に基づき消防職員、消防団員が実施できるほか、警察官、海上保安官、自衛官も実施できる。

《施策の方向》

1 警戒区域の設定

町長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なわ張り等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を室戸警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第4節 避難所の開設・運営

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所（避難施設）を開設・運営する。

《施策の方向》

1 避難所の開設の決定

災害対策本部長は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合、その状況を判断して指定避難所の内から開設する避難所を選定し、施設の所管課に対し、開設の指示をする。なお、すでに住民が自主避難している各地域の避難所での避難についても、町による生活支援や災害救助法による国・県の財政支援を行う必要があることから、原則として開設避難所として承認する。

2 避難所の開設

災害対策本部情報部で、選定した避難所の施設の状態を確認し、施設中の避難所がある場合、鍵開けを、住民部、教育部などの関係職員に個別に依頼する。

また、災害対策本部情報部は、開館中の施設も含め、可能な限り全選定避難所に、町職員が速やかに配備されるよう、配備計画を立て、関係職員に配備を個別に依頼する。

配備された職員は、避難所に到着し、開設を終えた時、その旨を所属部長を通じて災害対策本部情報部に報告する。

3 避難所の運営・管理

(1) 運営でのリーダーシップの発揮

避難所の運営は、初期段階では町職員や教職員等が中心になり、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

(2) 避難者名簿の作成

避難所運営を円滑に行うため、氏名、年齢、性別、住所、その他事項を記載する避難者名簿を作成する。

避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とするが、避難者の自主的な意思を尊重する。

避難者名簿は、写しを災害対策本部情報部へも渡し、情報を共有する。

(3) 自主運営の協力依頼

避難所の開設が長期にわたると予想される場合は、町主導による運営継続は、町の通常業務の早期再開に支障をきたすことから、避難所運営委員会を組織し、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、自主運営への移行を図る。

(4) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所配備職員は、飲料水や食料、生活必需品、仮設トイレなど、救助・救援物資の必要数を把握し、災害対策本部情報部に供給を依頼する。

救助・救援物資が届いたら、避難者や地域住民等の協力を得ながら、設置や配布を行う。

(5) 要配慮者等の搬送

避難所に避難してきた被災者のうち、傷病等の状況により、当該避難所での長期生活が困難な被災者については、本人の意思を確認した上で、災害時医療救護所や医療機関へ搬送する。

(6) トイレ等の衛生対策

浄化槽や仮設トイレについては、事業者の協力を得ながら、できるだけ速やかにくみ取りや消毒等を行う。また、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、トイレや調理場、その他各設備の清掃等に努める。

(7) 避難所における情報提供

避難所では、安否情報や、救助・救援物資の配布予定、被災者支援情報、その他必要な情報を、口頭や掲示、放送等で定期的に周知する。

(8) 災害時要配慮者への配慮

避難所では、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(9) 男女のニーズの違いへの配慮

避難所では、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。

(10) 健康支援・生活支援の実施

きめ細かな相談などを通じ、避難者の健康状態や困りごとの把握に努める。

4 避難所の集約・閉鎖

学校での授業の再開などを行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

第5章 災害拡大防止活動

第1節 水防活動・土砂災害防止活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

河川の氾濫や堤防の決壊、高潮のおそれが生じた際は、町は消防団に出動を指令し、消防団と室戸市消防署東洋出張所、産業建設課、安芸土木事務所室戸事務所等が連携して、土のう積など水防工法等を行い、被害の拡大防止を図る。いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

《施策の方向》

1 出動の指令

町は、危険が予想される時は、消防団に出動を指令する。

2 危険箇所の監視と水防設備の操作

危険が予想される区域を監視し、警戒に努めるとともに、陸閘・水門の閉鎖など、必要な措置を行う。

3 被害拡大防止措置の実施

河川、水路、海岸等の堤防からの越水や破堤に対する土のう積、内水滞留を緩和するための流路の啓開、傾斜地の土砂崩れを防御するための不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置など、被害拡大防止に対する必要な措置を行う。

4 十分な水防体制の確保

消防団長は、人員・資機材の補充の必要性が迅速に判断できるよう、活動の状況を随時、町長に報告する。

町長は、配備人員を随時検討し、必要に応じ、追加の職員配備指令や県・他市町村等への応援要請を図る。

第2節 救助・救出・消防・捜索活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：消防部（東洋出張所）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害発生時に、消防職員、消防団員、さらには警察官、海上保安官、自衛隊員などが連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の捜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊などの応援隊が到着する前に人命救助や捜索の活動を大規模に展開する必要がある場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救助・搬送・捜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

1 人命の救助・救出

消防職員、消防団員は、日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生などの応急措置を行う。

災害対策本部員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。

2 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されている時は、消防職員が、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ災害時救護病院である海南病院や、田野病院、救急告示病院かつ災害拠点病院である徳島県立海部病院、高知県立あき総合病院などへの搬送を行う。

重篤な時は、防災ヘリやドクターヘリ等の協力も得ながら、広域的な災害拠点病院である高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部附属病院、阿南医療センター、徳島赤十字病院などへ搬送する。

傷病者が多数発生している時や、病院への搬送が不可能な場合、消防職員が、東洋町の災害時医療救護所である甲浦小学校、野根地区公民館、東洋町防災拠点施設、甲浦東地区防災広場、旧名留川小学校に搬送する。野根地区防災活動拠点施設の医療救護所としての指定後は、当該施設も活用する。

これらの搬送は、消防職員や警察官、自衛官などが行うが、消防団員や災害対策本部員、地域住民は、可能な支援を行う。

3 火災の消火と延焼の防止措置の実施

火災が発生している時は、消防署、消防団を中心に、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、消火活動や延焼防止措置を行う。従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

災害対策本部長は、消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、以下の協定等に基づき、他市町村等に応援要請を行う。

- ア 高知県消防広域相互応援協定
- イ 室戸市・東洋町消防相互応援協定
- ウ 東洋町・中芸広域連合相互応援協定
- エ 海陽町との口頭・慣例による相互応援の申し合わせ

4 被災者台帳の作成と行方不明者の搜索活動の実施

消防職員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛隊員などが連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、行方不明者の搜索活動を行う。

災害対策本部では、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を搜索活動関係者に提供する。

第3節 医療救護活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

多数の傷病者への医療が必要な時は、災害時医療救護所を設置し、町内や近隣市町村の医療従事者の協力を得ながら、迅速な医療救護活動を実施する。

《施策の方向》

1 災害時医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生した際、町長は、災害時医療救護所設置予定場所である甲浦小学校、野根地区公民館、東洋町防災拠点施設、甲浦東地区防災広場、旧名留川小学校への傷病者の搬送を確認した時点で、災害時医療救護所の設置を決定する。野根地区防災活動拠点施設の医療救護所としての指定後は、当該施設も活用する。

災害時医療救護所の設置決定を受け、住民部職員は、安芸郡医師会事務局、安芸福祉保健所及び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、災害時医療救護所での傷病者の受け入れ準備を進める。あわせて町社会福祉協議会事務局職員、ボランティア組織等にも協力を呼びかけ、受け入れ体制の確保に努める。

2 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は安芸郡医師会が行う。

町は、安芸郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師などの町職員やボランティアなど、協力人員の割り振りを行う。あわせて、DMAT（災害派遣医療チーム）の応援の要否を検討し、必要に応じて、県に要請する。

3 医療救護活動の実施

災害時医療救護所では、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しながら、医療・看護活動を行う。

災害対策本部住民部では、飲用水や医療用資機材、薬剤などの調達に努めるとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析など特殊な医療を要する被災者の広域的な災害拠点病院への搬送体制の確保に努める。

災害対策本部において記録していくべき内容

- | |
|---|
| (ア) 医療救護所に参集した要員名簿
(イ) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
(ウ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記すること）
(エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻 |
|---|

資料：高知県災害時医療救護計画（平成24年3月）

第4節 二次災害の防止

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）
◇連携する部局：消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害により、倒壊しやすくなった建物、崩れやすくなった斜面など、危険箇所による二次災害の防止を図る。土砂災害緊急情報が通知された場合の処置については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

《施策の方向》

1 公共施設・道路などの二次災害防止

危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じて二次災害の防止に努める。

危険性のある建物などへの立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 宅地・建築物の二次災害防止

県の協力を得ながら、宅地・建築物の応急危険度判定を実施する。なお、避難所開設時は、その応急危険度判定を優先的に行う。

被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、被災建築物応急危険度判定士が主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するもの

第6章 緊急輸送・交通対策

第1節 交通網の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害応急活動を円滑に行うために、町内における交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道や阿佐海岸鉄道阿佐東線の早期啓開、早期復旧を図るとともに、町道の早期復旧を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握と報告

産業建設部は、災害発生後、速やかに自動車またはオートバイ、自転車、徒歩により道路、鉄道、港の被害状況の調査を行い、関係機関に報告する。

2 町道の交通規制の実施

町長は、危険箇所が発生している町道について、室戸警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。

3 国・県道の交通規制への協力

国・県道が、不通状態になったり、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知など、警察等による交通規制活動に協力するほか、町内の道路の被災の状況を検討しながら、町道による代替輸送路の確保に努める。

4 港湾・漁港、ヘリコプター発着場の機能確保

船舶やヘリコプターによる交通が可能となるよう、甲浦港、野根港、ヘリコプター発着場となりうる広場・グラウンド等の障害物の除去などを行う。

5 重要道路の早期啓開の促進

国・県道の早期啓開にむけ、町有地の作業場としての提供など、国・県の応急復旧作業に協力する。平成26年11月の災害対策基本法改正では、道路管理者が指定した道路区間に放置された車両等が道路啓開や緊急通行車両の妨げになる場合に、道路管理者による車両等の移動命令や撤去を可能とする権限が付与されたことから、町道について

は、重要道路を優先しながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

6 阿佐海岸鉄道阿佐東線の早期復旧への協力

阿佐海岸鉄道阿佐東線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、町有地の作業場としての提供など、事業者の応急復旧作業に協力する。

第2節 緊急輸送の実施

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

《施策の方向》

1 車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

災害対策本部情報部は、各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。

2 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付

交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、室戸警察署または県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。

事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3 緊急輸送の実施

災害対策本部情報部は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 物資集積場の開設・管理

備蓄物資や救援物資を、効率的に輸送するため、災害対策本部情報部は必要に応じて物資集積場を開設する。

物資集積場は、各公共施設やその駐車場などの公有地、さらには民間倉庫なども含めて選定し、各集積場の責任者を配備して、物資の需給状況や受付簿などによる在庫状況の管理に努める。

第7章 災害救助法の適用

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国の財政支援を受ける。

災害救助法の適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	30世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
②	県内の住家滅失世帯数	1,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	町内の住家滅失世帯数	15世帯以上	
③	県内の住家滅失世帯数	5,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	町内の住家滅失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号

※「滅失」は半壊、半焼は2分の1で、床上浸水は3分の1で計算する。

災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療救護チームの派遣＝県 （ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
災害にかかった住宅の応急修理	緊急修理 3日以内 部分修理 3か月以内 場合によっては 6月以内	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町

障害物の除去	10日以内	町
--------	-------	---

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

《施策の方向》

1 適用の手続の情報提供

町長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2 急を要する時の災害救助の実施

災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

3 職権による町への一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

第 8 章 生活救援活動

第 1 節 食料供給

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

《施策の方向》

1 食料の調達と配布計画

町の備蓄と、JA、小売業者等からの購入により調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省、自衛隊に応援を要請する。

災害対策本部情報部では、調達される全体量をふまえ、配布予定場所ごとの配布計画を作成する。その際、離乳食、糖尿病食、アレルギー食などへの配慮に努める。

2 食料の搬送

応急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ輸送する。

調達食料は、調達先事業者に、物資集積場または各避難所への直接搬送を依頼し、不可能な場合は、ボランティア等の協力を得て、災害対策本部情報部が搬送する。

ボランティア等の協力が得られない場合は、必要に応じて運送業者に搬送を委託する。

3 食料の配布

発災後 7 日までは東洋町物資配送計画に基づき、国や県等からの支援物資を受け入れるとともに、各避難所へ速やかに配送する。

各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、在宅の食料困窮者への食料配布についても考慮する。

4 炊き出し計画の作成と炊き出しの実施

即席食品を配布後、食料が不足し、交通途絶で、速やかな受援が見込めない場合、炊き出しを行う必要があるが、炊き出しを行うには、プロパンガスなどの燃料と飲料水、大型鍋などの調理器具、大量の食器（お椀・スプーンなど）が必要である。

災害対策本部情報部では、各避難所の担当職員と調整しながら、各避難所での炊き出しの必要性、必要量、不足する食材・機器を把握して炊き出し計画を作成し、食材・機器を搬送し、各避難所でこれに基づき炊き出しを実施する。

ガス器具、燃料等は、高知県LPガス協会に提供を要請して調達する。

災害対策本部情報部による炊き出し計画を待ついとまがない時は、各避難所で、最上席の職員の判断のもと、炊き出しを実施する。

5 残さ等の適切な管理

調理残さや食べ残しなどの衛生管理に努める。

第2節 応急給水

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

災害により、断水が発生した場合、備蓄しているボトル飲料水を配布するとともに、配水池から飲用水をくみだして給水タンクで運んで断水地区を巡回し、応急給水を行う。

《施策の方向》

1 応急給水体制の確保

断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。

このため、災害対策本部情報部による調整のもと、災害対策本部産業建設部を中心に、他部の協力を得ながら、応急給水チームと水道復旧チームを編成する。

災害対策本部情報部は、応急給水等に関する情報を、速やかに防災行政無線、エリアメール等で住民に周知する。

2 水道水の使用の制限

水道が汚染などにより、飲料水として使用することが不適当な時は、直ちに使用の禁止、停止及び制限などの措置を行い、防災行政無線、エリアメール等で周知を図る。

3 備蓄しているボトル飲料水の配布

町長は、災害対策本部情報部や産業建設部と協議しながら、食料の供給予定や、水道施設・管路の被害状況、配水池からのくみだしの可否などをふまえ、備蓄しているボトル飲料水の配布量、配布時間、配布場所を決定する。

ボトル飲料水の搬送・配布方法は、食料の場合に準じて行う。

4 応援要請

災害が発生し、町独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、町長は知事に要求する。

他市町村等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

5 配水池からのくみだし

配水池の水が利用できる場合は、町長は、被災者1人あたり1日3リットルを目安に、飲用水・生活用水の需要を試算し、くみだしによる配布の量、時間、場所を決定する。

応急給水チームは、給水タンクへのくみだしを行い、軽トラック等に積載して、断水地区の避難所等を巡回し、給水を行う。

第3節 生活必需品等の供給

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、災害時要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

生活必需品の例

ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、食器類
被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

《施策の方向》

1 生活必需品等の調達と配布計画の作成

町の備蓄と、小売業者等からの購入により調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

災害対策本部情報部では、調達される全体量をふまえ、配布予定場所ごとの配布計画を作成する。

2 生活必需品等の搬送

備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ輸送する。

調達品は、調達先事業者に、物資集積場または各避難所への直接搬送を依頼し、不可能な場合は、ボランティア等の協力を得て、災害対策本部情報部が搬送する。

ボランティア等の協力が得られない場合は、必要に応じて運送業者に搬送を委託する。

3 生活必需品等の配布

各避難所に届けられた生活必需品等は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、在宅被災者への配布についても考慮する。

第4節 健康支援・保健衛生対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、町職員や町社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携しながら、被災者の健康支援に努める。

また、安芸福祉保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

《施策の方向》

1 健康支援活動の推進

災害対策本部住民部の職員と、安芸福祉保健所や町社会福祉協議会の職員、ボランティアが連携しながら、健康支援チームを編成し、避難所での避難生活者、在宅の被災者などへの健康相談、訪問支援、健康診断などを推進する。

グループホームの入居者については、施設で健康支援活動が行われるが、健康支援チームは可能な支援に努める。

2 心の健康への専門的な支援の推進

被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症などに対しては、安芸福祉保健所などと連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3 食中毒の予防

(1) 食中毒の防止

食中毒の防止のために、安芸福祉保健所と連携しながら、衛生状態の監視、改善に努める。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

4 感染症等の予防

法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒などを奨励する。

避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、安芸福祉保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。

結核、鳥インフルエンザ（H5N1）、SARSコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症などの法定感染症や、未知のインフルエンザウイルス感染症の発症が確認された場合は、医師と連携しながら、患者の隔離などまんえん防止措置を行う。

第5節 し尿処理

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。

このため、災害時は、仮設トイレを避難所等に設置し、し尿を収集・処理していく。

また、処理施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

災害対策本部住民部は、芸東衛生組合の各処理施設や収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

災害対策本部産業建設部は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達し、避難所、公共施設などへ設置する。

3 仮設トイレ等の衛生環境の維持

仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティアなどの協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。

4 し尿収集体制の確保

環境対策部は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。

室戸市と連携し、各処理施設の早期復旧に努める。処理施設は、室戸市が室戸清浄園を、東洋町が相間衛生センターを使用することとなっているが、被災状況により、必要に応じて、施設の相互利用の便宜を図る。

5 応急くみ取りの実施

災害対策本部住民部は、事業者の協力を得て、応急くみ取りを実施する。

室戸清浄園、相間衛生センターの両施設で処理が十分にできない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第6節 ごみ・がれきの処理

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩壊などにより、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や安芸広域メルトセンター、佐喜浜リサイクルセンター等の被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの仮置き場に一時的にごみ・がれきを集積させ、処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

処理施設の再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

災害対策本部住民部は、処理施設や収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 ごみ・がれきの仮置き場の設置・搬入

大量のごみ・がれきが発生した場合、仮置き場候補地の中から、可能な場所を選定し、ごみ・がれきの仮置き場を設置する。

仮置き場では、可燃・不燃、有害ごみに大別して搬入し、ボランティアなどの協力を得ながら、仕分けを行う。

3 処理計画の作成

災害対策本部住民部は、安芸広域メルトセンター等の処理施設や収集事業者の復旧見込みをもとに、県や安芸広域9市町村と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成する。

4 ごみ処理の再開

収集事業者による収集と、安芸広域メルトセンターでの処理が可能になり次第、一般ごみの収集・処理を再開する。

安芸広域メルトセンターでの処理が長期間不可能となる場合、安芸広域9市町村と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。

5 不法投棄の監視

災害対策本部住民部は、仮置き場や河川、海岸、山林等への不法投棄を防止するため、ボランティアなどの協力を得ながら、定期巡回を行う。

第7節 遺体の検案・安置・埋葬

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町が検案所・安置所を設置し、検案、埋火葬が速やかに行われるよう努める。

《施策の方向》

1 検案所・安置所の設置

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町長は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、公共施設等の中から、災害の規模により1か所から複数か所、選定する。

2 資機材の調達

災害対策本部住民部は、遺体安置のため資機材の調達を行う。遺体安置に係るドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。

資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

3 取扱書類の整理

遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関係書類を整理・保管する。

4 遺体の収容・検案

遺体は、消防署員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛官などが検案所に収容する。

町職員や地域住民は、収容場所の確保などを行うとともに、遺族・親族に連絡する。

災害対策本部住民部は、速やかに医師による検案や、必要に応じて警察官による検視（見分）を手配する。

検案・検視が行われた後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。

身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴などを記録、必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。

5 遺体の安置

検案・検視が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、

縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、町で遺体を安置する。

身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人として埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、火葬を行う。

6 火葬の実施

東洋町斎場の早期復旧を図り、遺族からの依頼に基づき、葬儀取扱店等の協力を得ながら、火葬を実施する。また、身元が確認できない遺体の火葬を行う。必要に応じて、棺、骨つぼ等の支給などの措置を講ずる。

火葬後の遺骨は、災害対策本部住民部が、寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。埋葬までの間、町で遺骨を保管する。

7 埋葬の実施

埋葬については、各自治会で埋葬場所を検討し、自治会主導で実施する。

町・町議会は、埋葬可能な町有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。

身元が確認できない遺骨については、町で埋葬場所を検討し、町で埋葬する。

8 応援の要請と広域の調整

町は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。

第8節 愛玩動物の保護・管理

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。

《施策の方向》

1 愛玩動物との同行避難の支援

犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。

2 放浪動物の保護・収容

災害対策本部住民部は、住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、安芸福祉保健所などと連携しながら、保護・収容等を行う。

3 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明、または所有者が被災により自力で処理できない場合は、災害対策本部住民部が、関係機関と協力して処理する。

第9節 応急住宅対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住宅が損壊等のために住むことができなくなった人に対し、応急仮設住宅など住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、公費による応急修理も行う。

《施策の方向》

1 公営住宅への一時入居

災害対策本部産業建設部は、町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。

また、県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

2 民間住宅への一時入居

東日本大震災では、民間住宅を借り上げ、一時入居先とし、災害救助法で支弁する例が多くみられた。

災害対策本部建設部は、町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、県に、災害救助法での支弁が可能かを照会する。

災害救助法での支弁が可能である場合、町として民間住宅を借り上げ、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。なお、県が借り上げ、町があっせんするケースも想定される。

災害救助法での支弁について明確な回答が得られない場合は、町長の判断で、民間住宅の借り上げ、一時入居の措置を行うか、それが難しい場合は、被災者に対し、空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

3 応急仮設住宅の建設・供与

応急仮設住宅の建設・供与は、県が実施主体であり、町は必要戸数を県に申請するとともに、町有地を建設用地として提供する。町有地のみで建設用地が不足する場合は、民有地の提供を土地の所有者に要請する。

4 応急仮設住宅の管理運営・生活支援

県と管理委託契約を結び、町の責任において適切な管理運営を行う。

入居者どうしや地域住民によるコミュニティの形成や、女性の意見の反映、ボランテ

ィアの協力を得た生活支援、防犯対策などを進め、長期避難生活の質の向上に努める。

5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみ、県により、応急修理が行われる。

町は、この県が行う応急修理に協力するとともに、県の委任を受けた場合には町が実施する。

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 電力施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議事事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレなど基本的なライフラインが確保できない。また、役場の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、3月11日当日は450万戸が停電状態となり、発災後3日間は100万戸で、3月中は20万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、町は四国電力が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

《施策の方向》

1 非常電源の確保

災害により停電が生じた際は、町は、役場や避難所などを中心に、自家発電装置などによる電源の確保に努める。

2 四国電力が行う復旧作業への協力・支援

災害対策本部情報部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、四国電力からの広報内容の住民への周知など、四国電力が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第2節 水道施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害により水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

《施策の方向》

1 応急復旧体制の確保

断水が発生した場合、災害対策本部情報部による調整のもと、災害対策本部産業建設部を中心に、他部の協力を得ながら、応急給水チームと水道復旧チームを編成する。

水道復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。

工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われる時は、県、日本水道協会などに応援を要請する。

2 被害調査の実施

水道復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。

3 応急復旧工事その他必要な措置の実施

水道復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。

4 住民への周知

災害対策本部産業建設部は、災害対策本部情報部と連携しながら、水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第3節 下水道施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害により下水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

《施策の方向》

1 応急復旧体制の確保

下水道施設が被災した場合、災害対策本部情報部による調整のもと、災害対策本部産業建設部を中心に、各部の協力を得ながら、下水道施設復旧チームを編成する。

下水道施設復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。

工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われる時は、県などに応援を要請する。

2 被害調査の実施

下水道施設復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。

3 応急復旧工事その他必要な措置の実施

下水道施設復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。

4 住民への周知

災害対策本部産業建設部は、災害対策本部情報部と連携しながら、下水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第4節 その他のライフライン施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

電力、水道、下水道に加え、ガスや電話など、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

《施策の方向》

1 ガス会社が行う復旧作業への協力・支援

災害対策本部情報部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知など、ガス会社、高知県エルピーガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

2 通信事業者が行う復旧作業への協力・支援

災害対策本部情報部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話などの通信回線の復旧に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知など、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

3 暫定的な通信手段の確保への協力・支援

被災地特設公衆電話の設置など、暫定的な通信手段の確保への協力・支援を行う。

第10章 災害時要配慮者対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

町、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民などが連携しながら、災害発生後、速やかに災害時要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

《施策の方向》

1 災害時要配慮者の安否確認

災害発生後、災害対策本部住民部は、災害時要配慮者台帳と被災者台帳を照合し、災害時要配慮者の台帳上の安否確認を行う。

安否がわからない災害時要配慮者については、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得ながら、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

2 社会福祉施設入居者の安全確保

グループホームの入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、災害対策本部住民部は、事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。

3 在宅災害時要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない在宅災害時要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、近隣市町村の医療機関や介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、障害者支援施設等での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力など可能な支援を実施する。

4 きめ細かな支援情報の提供

被災者には、聴覚や視覚などに障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

5 避難所での災害時要配慮者等への配慮

避難所では、高齢者や障がい者、乳幼児など、様々な災害時要配慮者のニーズに配慮し、スペースの確保に努めるとともに、必要な生活必需品・医療用具等の配布を行う。

6 福祉サービスの早期再開

訪問介護など、福祉サービスの早期再開に努める。

第11章 ボランティア活動対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生した時には、応急活動、復旧活動へのボランティアの協力が不可欠である。

ボランティアは、来訪する距離から、町内や近隣市町村の住民と遠方からの支援に区分されるとともに、専門技術の有無により、専門技術ボランティアと一般ボランティアに区分される。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町、町社会福祉協議会が連携しながら、ボランティアによる応援を応急活動、復旧活動に十分に活かせる環境づくりに努める。

ボランティアの活動内容の例

救助・捜索活動	物資の運搬・仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれきの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

《施策の方向》

1 災害時ボランティアセンターの開設

災害対策本部住民部は、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受け入れ、活動の調整を行う災害時ボランティアセンターを地域福祉センター内に開設する。

2 活動場所等の提供

災害対策本部住民部は、町社会福祉協議会と連携して、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を可能な範囲で提供し、活動に協力する。

また、団体、企業等による大規模・組織的なボランティアから、ベースキャンプとなる場所の提供の要請があった場合は、町有地の中から適地を選定し、提供する。

3 ボランティアの募集情報の広報

ホームページなどを通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第12章 学校等での応急活動

第1節 学校・保育園での応急活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課保育園担当）・教育部（教育委員会）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害が発生したら、小中学校、保育園では、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

《施策の方向》

1 応急対策の推進

(1) 安全確保と避難誘導

在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

(2) 保護者への引き渡し

通学（園）路の安全が確認された場合は、学校（園）長の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校（園）などを行う。

園児・児童・生徒を下校（園）させることが危険である時は、学校（園）内での保護を継続する。

電話など通信手段が確保されている場合は、各学校（園）の教職員、教育委員会事務局職員、住民課職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。

(3) 夜間・休日等の応急対策

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、町災害対策本部が行う応急活動に協力する。

(4) 被災状況の報告

教職員は、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに教育委員会事務局、住民課に報告する。教育委員会事務局、住民課では、小中学校、保育園の情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。

(5) 避難者の受け入れ

小中学校、保育園は、指定避難所でもあるため、被災した住民が避難してくる。

教職員、災害対策本部教育部、災害対策本部住民部が協議しながら、各施設で避難

者の受け入れスペースを決定し、避難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 軽易な復旧措置

被害の軽易な復旧は、学校（園）長に委任して実施する。必要に応じて、仮間仕切り、仮設トイレの設置などの措置を行う。

(2) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(3) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等の建設を検討する。

3 教育・保育の再開

東日本大震災では、被災地の小中学校や保育園の多くは、4月中旬から5月上旬にかけて再開した。

子どもたちの教育・保育は、子どもたち自身の心身の成長のため、保護者の就業支援を通じた災害復興のために重要であり、可能な限り早期の再開をめざす。

そのために、教職員などの人員と、施設の確保に努める。

施設については、校舎が破損等により使用できない場合は、代替施設の確保を図る。また、校舎を利用した避難所は、開設後1週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。

4 広域一時滞在時の教育・保育の実施

東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。

本町の子どもたちが町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合、関係市町村、関係都道府県などの協力を得ながら、子どもたちへの早期の教育・保育の再開に努める。あわせて、広域一時滞在中で本町に受け入れた子どもたちへの早期の教育・保育の提供に努める。この場合の転校（園）受け入れは、住民票が当該市町村にない子どもたちについても行う。

5 給食の再開

災害により、給食の提供が困難になった時は、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

6 就学・就園への経済的支援

災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき配布する。

また、被災により、就学（園）することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除、その他の補助を行う必要がある場合は、県教育委員会等と協議の上、必要な措置を行う。

7 園児・児童・生徒の健康支援

被災した園児・児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第2節 社会教育施設・文化財対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課文化会館担当）・教育部（教育委員会）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害が発生した時は、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は速やかに応急復旧工事を行う。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

1 応急対策の推進

(1) 利用者の安全確保

発災時に社会教育施設に利用者がある場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

(2) 被災状況の調査・報告

災害対策本部教育部で社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 避難者の受け入れ

社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。

災害対策本部教育部で各施設の避難者の受け入れスペースを決定し、避難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(2) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3 文化財対策の推進

(1) 被害状況の調査

災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、県に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 農林漁業関係応急対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

災害による農林漁業被害としては、強風や豪雨による農作物被害や農業施設の損壊、漁船や漁業施設の損壊などが一般に想定されるほか、津波や河川堤防決壊などが生じれば、農地が広範囲にわたって水害・塩害にみまわれることも想定される。

福島第一原子力発電所事故では、放射性物質汚染や風評被害も発生している。

このため、災害発生時に、農林漁業被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開が図れるよう、町、農業・漁業従事者、J A、各漁協等が連携して応急対策を進める。

《施策の方向》

1 農林漁業施設の被害調査の実施

災害対策本部産業建設部は、災害発生後、J A、各漁協等と連携して農業施設や漁業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2 応急復旧工事の実施

応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

3 施設の一時的閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで、J A、漁協等と連携して管理監督する。

4 病虫害や流失油等の防除

二次災害として病虫害等の発生や、海洋への油や汚濁物質の流失などが生じた時は、農業・漁業従事者やJ A、各漁協、消防団、県、海上保安庁などと連携しながら、防除を行う。

第 2 部 風水害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

町は、県などと連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置など復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

《施策の方向》

1 災害復興方針・災害復興計画の策定

町は、女性や災害時要配慮者等の参画に配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

2 災害復旧事業計画の策定

町は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林漁業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (9) その他の計画

3 災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4 災害復旧・復興事業の実施

災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所などと連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5 激甚災害の指定

激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。

激甚災害指定による財政支援の内容

区分	内容
国庫補助率（または負担率）の嵩上げや、新たな補助	①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業および農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館など）災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、など
国による特別な貸付が行われたり貸付の優遇が図られるもの	①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別の財政援助が必要と考えられる場合

第2章 生活の再建支援

第1節 り災証明書・被災証明書の発行

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

《施策の展開》

1 り災証明書の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。町は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をする。家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明の対象外である。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等（2～3枚）を添付し、申請する。

町は、被災者からの申請により、被災証明書を発行する。

第2節 災害弔慰金の支給等

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部 （住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

町は、県など関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期再建を支援する。

《施策の方向》

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の概要

対象となる自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹。 (行方不明者についても同様)
支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合 500万円 イ その他の方が死亡した場合 250万円

災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の方が障害を受けた場合 125万円

災害援護資金の貸付の概要

対象災害	・災害救助法による救助が行われた自然災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額 150万円
	② 家財の1/3以上の損害	限度額 150万円
	③ 住居の半壊	限度額 170万円 (250万円)
	④ 住居の全壊	限度額 250万円 (350万円)
	⑤ 住居の全体が滅失	限度額 350万円
	⑥ ①と②が重複	限度額 250万円
	⑦ ①と③が重複	限度額 270万円 (350万円)
	⑧ ①と④が重複	限度額 350万円
	() は特別の事情がある場合	

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。			
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）			
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害			
支 援 対 象 世 帯	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難
	支給額	100万円	100万円	100万円
	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
	支給額	200万円	100万円	50万円
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円			
支 給 額	住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯			

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

関係機関が行う措置

区 分	措 置 内 容
町	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 ④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人 (財団法人都道府県会館)	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

なお、被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からのり災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の申請を受けるといった手法もとられた。

本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 税・利用料の減免等

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

《施策の方向》

1 町税の減免等

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法、国民健康保険法、東洋町税条例第18条の2、東洋町国民健康保険税条例第25条の2の規定に基づき、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3) 減免

災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、東洋町税条例第51条、東洋町国民健康保険税条例第25条の3に定めるところにより税の減免を行う。

2 利用料の減免等

保育料、水道料金など、各種利用料について、条例に基づき、または町長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

第4節 住宅の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対する支援に努める。

《施策の方向》

1 住宅相談窓口の設置

建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第5節 義援金品の受付・配分

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受けけるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

《施策の方向》

1 義援金の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援金は、災害対策本部情報部が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際して、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分する。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援物資は、災害対策本部産業建設部が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際して、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 配分

災害対策本部情報部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第3章 産業の復興支援

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

町は、災害により被害を受けた中小企業、農業・漁業従事者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関などの制度融資などを周知し、その円滑な利用を促進する。

《施策の方向》

1 制度の周知

被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県などによる相談窓口を広く被災者に広報する。

2 資金需要の把握・調査への協力

県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第3編 地震・津波対策編

第 1 部 地震・津波応急対策計画

第1章 参集・配備

第1節 動員・参集

《基本的な考え方》

災害発生時や発生のおそれがあるとき、職員は参集・配備の基準に基づき速やかに参集し、応急活動を実施する。

参集・配備の基準

	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備
	配備体制	警戒体制 (災害警戒本部)	非常体制 (災害対策本部)	緊急非常体制 (災害対策本部)
地震の揺れ	—	町内で震度4の地震が発生したとき	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき	町内で震度5強以上の地震が発生したとき
津波	高知県に津波注意報が発表されたとき	高知県に津波警報が発表されたとき	—	高知県に大津波警報が発表されたとき
南海トラフ地震臨時情報	(調査中) 若しくは(巨大地震注意)が発表されたとき	(巨大地震警戒)が発表されたとき	—	—
その他事故災害	—	事故等で町内で多数の死傷者等が発生する恐れのあるとき	事故等で町内で多数の死傷者等が発生したとき	第3 配備で不十分なとき

※特別警報発表時は第4 配備とする。

《施策の方向》

1 職員の動員・配備の決定

動員・配備の決定は町長が行う。町長が不在かつ連絡不能の場合の代決順位は、副町長、総務課長、産業建設課長とする。

2 職員の招集

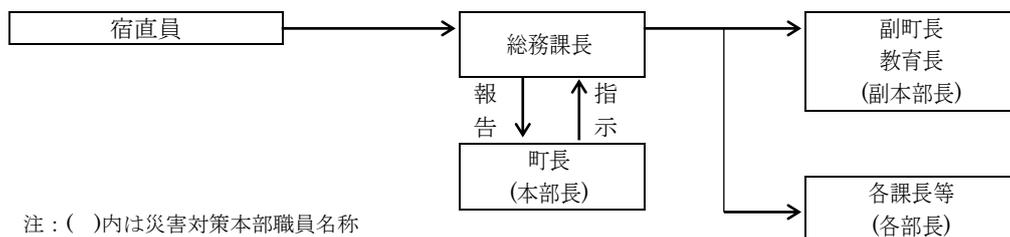
各課において、各課長が第1～第4配備の参集者と招集方法を定めておく。

勤務時間外は、携帯電話等により招集の連絡を行うが、通信途絶時は、各職員が災害の状況から自主判断し、通常の職場に参集する。通常の職場に参集できない場合は、甲浦小学校または野根地区防災活動拠点施設に参集する。

勤務時間外において、道路の寸断等によりこれらの場所に参集できない職員は、自宅から最寄りにある避難所等に参集する。いずれの場合も、自身の避難と地域住民の避難誘導を最優先に行う。

勤務時間外の災害発生時には、宿直員が総務課長に町役場の被害状況等を連絡し、総務課長が町長等に連絡する。

勤務時間外における町役場の警備員又は当直者からの連絡系統



注：()内は災害対策本部職員名称

応急対策に従事する職員数

課	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	連絡責任者
町長	0	1	1	1	
副町長	0	1	1	1	
総務課	1	全員	全員	全員	総務課長
税務課	0	1	全員	全員	税務課長
住民課	0	1	全員	全員	住民課長
地域包括支援センター	0	1	全員	全員	地域包括支援センター事務局長
保育園	現場対応				園長
産業建設課	1	全員	全員	全員	産業建設課長
出納課	0	1	全員	全員	会計管理者
教育委員会	0	1	全員	全員	教育長
小学校・中学校	現場対応				各校長
議会事務局	0	1	全員	全員	議会事務局長
消防団(水防団)	0	幹部	全員	全員	※役場職員との重複あり。

第2節 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害により被害の発生がほぼ確実であるとき、又は町長が必要と認めた場合、町長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

《施策の方向》

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、町長が行う。町長が不在等の場合は、次の意思決定者の順位により設置を行う。

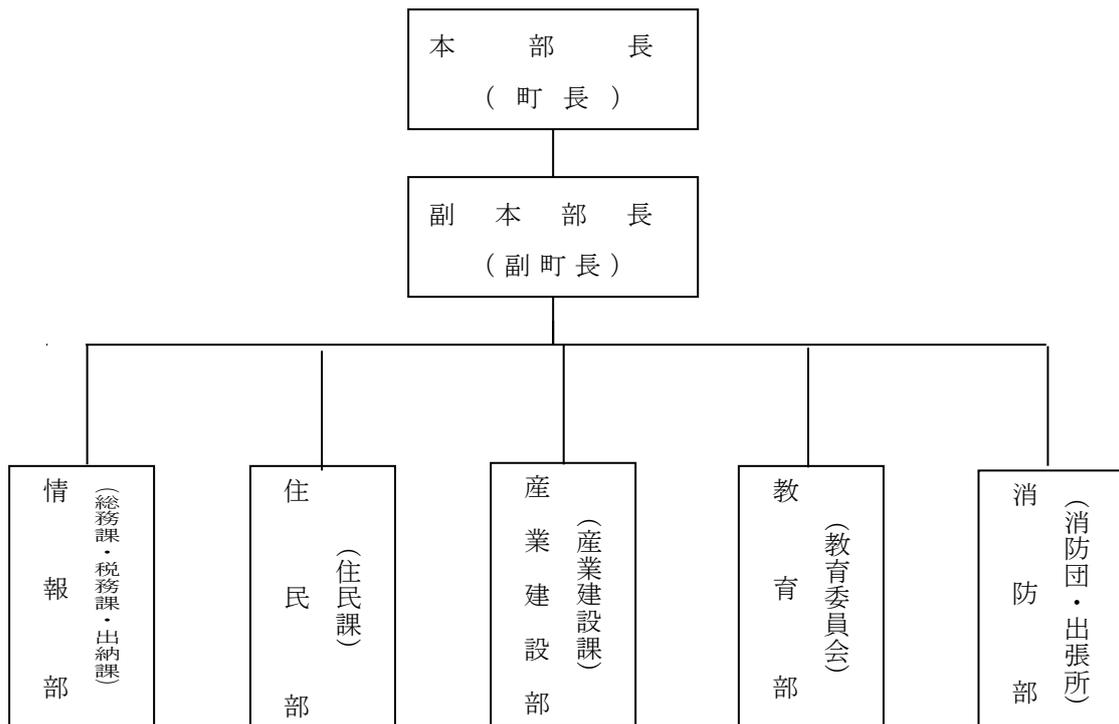
災害対策本部の設置決定者

第1順位	副町長
第2順位	総務課長
第3順位	産業建設課長

災害対策本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、情報部、住民部、産業建設部、教育部、消防部の5部構成とする。

災害対策本部の設置場所は、役場本庁舎（地域防災センターの整備後は同施設）とし、災害の状況により、適宜、適切な場所を使用する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部組織図



災害対策本部の業務内容

部 名	部長（副部長）	担 当 課	業 務 内 容
情 報 部	総 務 課 長 （議会議務局長） （税務課長） （会計管理者）	総 務 課 議会議務局 税 務 課 出 納 課	1 気象情報・災害情報の収集・伝達 2 高齢者等避難・避難指示等の伝達 3 職員の動員・配備調整 4 救助・救出・避難誘導 5 災害対策本部の運営 6 自衛隊、県、他市町村等への応援要請 7 車両の管理・調達 8 被害状況の取りまとめ、県等への報告 9 出納事務、義援金等の保管 10 家屋等の被害調査 11 納税猶予・減免措置 12 各種連絡調整など全般的事務
住 民 部	住 民 課 長 （地域包括支援センター局長）	住 民 課	1 救助・救出・避難誘導 2 避難所の開設・運営 3 応急救護・医療機関との調整 4 健康管理・相談 5 保育園・福祉施設の安全対策 6 町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整 7 ボランティアの受け入れ・調整 8 食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達 9 保健衛生・有害物質対策 10 ゴミ・し尿の収集・処理 11 物資の仕分け 12 遺体の安置・遺族との連絡調整
産業建設部	産 業 建 設 課 長	産 業 建 設 課	1 水防活動 2 救助・救出・避難誘導 3 道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧 4 簡易水道施設の被害調査・応急復旧 5 応急給水 6 下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達 7 林水産業施設の被害調査・応急対策 8 町内企業等の被災状況の把握・応急対策 9 ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整 10 被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置 11 町内企業等の復興のための融資等
教 育 部	教 育 長 （教育次長）	教 育 委 員 会	1 救助・救出・避難誘導 2 学校・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧 3 学校等での避難所の開設・運営 4 給食施設を活用した炊き出し 5 授業の再開
消 防 部	消 防 団 長 （室戸市消防署 東洋出張所長）	消 防 団 室 戸 市 消 防 署 東 洋 出 張 所	1 消防・水防活動、水門・陸閉閉鎖 2 危険箇所の警戒巡視 3 高齢者等避難・避難指示等の伝達 4 救助・救出・避難誘導 5 行方不明者、遺体の搜索

2 災害対策本部情報部による初動活動

災害対策本部情報部は、発災直後に、情報収集や広報、災害対策本部会議の準備などを行う。

発災直後の災害対策本部情報部の業務

- ① 気象情報（予警報）、高齢者等避難・避難指示の伝達
- ② 災害対策本部の設置
- ③ 災害対策本部設置等の情報提供
- ④ 被災情報の収集
- ⑤ 第1回本部会議の準備
- ⑥ 救援機関との連絡体制の確保
- ⑦ マスコミ対応
- ⑧ 応急対策に必要な資金の把握

3 災害対策本部会議の開催

本部長は、応急対策期間中、本部会議を定期的で開催し、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議・決定する。各部は、その決定事項をもとに、事務分掌に基づく応急対策を推進する。

災害対策本部会議で協議すべき事項の例

- ① 応急対策全体の方針
- ② 人命救助の方針
- ③ 避難所運営の方針
- ④ 配備体制・職員の労務管理の方針
- ⑤ 自衛隊の派遣要請
- ⑥ 災害救助法の適用要請
- ⑦ 他の地方公共団体等への応援要請
- ⑧ 電源の確保方策
- ⑨ 通常業務の再開の方針

4 職員の労務管理

各部長は、職員の健康や勤務の状態等を常に配慮し、交代勤務など適切な措置をとる。

5 設置、廃止等の表示・報告

災害対策本部を設置、移動又は廃止したときは、本部室入口に「東洋町災害対策本部」の標識板等を掲げるとともに、その旨を知事、東洋町防災会議委員、庁内各課、報道機関、その他関係機関に報告する。

災害対策本部は、被害が拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めるとき、本部会議の協議により閉鎖を決定する。

第3節 災害対策本部による初動活動の展開

《基本的な考え方》

応急活動は、自分自身や家族の安全確保を図った上で、発災直後は救助・救出・避難誘導を最優先に実施し、その後、各部ごとに、所掌内容を適切な時期に、的確に実施するよう努める。

《施策の方向》

1 情報部

総務課、議会事務局、税務課、出納課の職員は、災害対策本部情報部として、職員の動員配備、災害対策本部の設置・運営、災害情報の収集・伝達、県・国等への応援要請、出納事務、家屋等の被害調査など、以下の活動に取り組む。

情報部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	◇ 職員の動員配備					
	◇ 職員・家族の安否確認	→				
	1 気象情報・災害情報の収集・伝達				→	
	2 高齢者等避難・避難指示等の伝達	→				
	3 職員の動員・配備調整					→
	4 救助・救出・避難誘導	→				
	5 災害対策本部の運営					→
	6 自衛隊、県、他市町村等への応援要請			→		
	7 車両の管理・調達					→
	8 被害状況の取りまとめ、県等への報告					→
	9 出納事務、義援金等の保管					→
				10 家屋等の被害調査	→	
					11 納税猶予・減免措置	→
					◇ 災害対策本部の解散	→
					◇ 通常業務の再開	→
					◇ 復興本部の設置	→

2 住民部

住民課の職員は、災害対策本部住民部として、保育園など福祉施設利用者の安全確保、避難所や医療救護所の開設・運営、ごみ・がれき・し尿の応急処理、災害時要配慮者の支援、保健活動、遺体の安置などの応急対策を行う。

住民部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 救助・救出・避難誘導		→			
	◇ 福祉施設利用者の安全確保		→			
	◇ 職員・家族の安否確認		→			
		◇ 県等との連絡調整		→		→
		2 避難所の開設・運営		→		→
		◇ 在宅災害時要配慮者の安否確認・応急支援		→		→
		◇ 保育園園児の帰宅支援		→		
		3 応急救護・医療機関との調整			→	
		◇ ごみ処理場等の被害状況の確認				
				4 健康管理・相談		→
				5 保育園・福祉施設の安全対策		→
				6 町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整		→
				7 ボランティアの受け入れ・調整		→
				◇ 被災者への食料・生活物資の提供		→
				8 食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達	→	
					◇ がれき置き場の確保	
					◇ 遺体安置所の確保	
					9 保健衛生・有害物質対策	→
				10 ゴミ・し尿の収集・処理	→	
				11 物資の仕分け	→	
				12 遺体の安置・遺族との連絡調整	→	
					◇ 火葬・埋葬 →	
					◇ 通常業務の再開 →	
					◇ 施設の復旧工事 →	

3 産業建設部

産業建設課の職員は、災害対策本部産業建設部として、危険箇所の監視や、被害状況の調査、被災箇所の応急対策などを行う。また、断水時は応急給水を行うとともに、農地や漁港、町内企業の被害状況の調査、被災した農家や企業の復興支援などを行う。

産業建設部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 水防活動		→			
	2 救助・救出・避難誘導		→			
	◇ 職員・家族の安否確認		→			
		3 道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧			→	
		4 簡易水道施設の被害調査・応急復旧			→	
				5 応急給水	→	
				6 下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達	→	
				7 農林水産業施設の被害調査・応急対策	→	
				8 町内企業等の被災状況の把握・応急対策		→
				9 ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整		→
						10 被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置 →
					11 町内企業等の復興のための融資等 →	
					◇ 通常業務の再開 →	
					◇ 施設の復旧工事 →	

4 教育部

教育委員会の職員は、災害対策本部教育部として、児童・生徒や社会教育施設利用者の避難誘導や、帰宅支援、避難所となる教育施設への避難者の受け入れを行うとともに、教育施設や文化財の被害調査、応急復旧を行う。あわせて、小中学校の早期再開をめざす。

教育部の活動内容

		応急対策の実施時期					
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～	
活動内容	1 救助・救出・避難誘導		→				
	◇ 職員・家族の安否確認		→				
		◇ 傷病者の搬送		→			
		◇ 児童・生徒の帰宅支援		→			
		◇ 社会教育施設利用者の帰宅支援		→			
		◇ 教育施設への避難者の受け入れ				→	
		県等との連絡調整				→	
					2 学校・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧	→	
					3 学校等での避難所の開設・運営	→	
					4 給食施設を活用した炊き出し		→
							5 授業の再開 →
							◇ その他の通常業務の再開 →
						◇ 教育施設・文化財の本格復旧工事 →	

5 消防部

消防団員、室戸市消防署東洋出張所の職員は、災害対策本部消防部として、消火・水防、救助・救出・避難誘導などの応急対策を行う。

また、二次災害の防止や一般傷病者の救急搬送などのため、発災後も通常業務の継続を図る。

消防部の活動内容

		応急対策の実施時期				
		発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	◇ 職員の動員配備					
	1 消火・水防活動、水門・陸閘閉鎖		→			
	2 危険箇所の警戒巡視		→			
	3 高齢者等避難・避難指示等の伝達		→			
	4 救助・救出・避難誘導				→	
		◇ 職員・家族の安否確認				
					5 行方不明者、遺体の搜索	→
					◇ 遺体の安置所への移送	→
	◇ 通常業務の継続					→

第2章 情報の収集・伝達

第1節 地震情報の収集

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

地震・津波情報を迅速かつ的確に収集する。

《施策の方向》

1 地震・津波情報の収集

気象庁による地震・津波情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信される。これらの的確な収集に努める。東洋町は、津波予報区の高知県に属する。

地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	・震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予測される地域に対し発表	地震波のP波がS波より速く伝わる性質を利用して、先に伝わるP波を検知して震度を予測し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達。
緊急地震速報（予報）	・震度3以上又はマグニチュード3.5以上等	P波を検知して緊急地震速報（警報）に該当しない小規模な地震の震度を専用の受信端末等で伝達。
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配はない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※H25.8.30より、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。

気象庁は、地震が発生した時には、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度を目標にしている。

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることが出来ないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられている。

津波警報・注意報を公表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波に関する情報の種類と内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予測時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻の高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予測区単位で発表する。

「津波に関する情報」のうち、「津波観測に関する情報」は、沿岸で観測された津波の第1波の到着時刻と押し引き、その時点までに観測された最大級の観測時刻と高さを発表する。最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなくて「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

「津波に関する情報」のうち、「沖合の津波観測に関する情報」は、沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を公表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく

「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸の推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

2 気象情報の併行収集

地震に伴い発生する火災は、乾燥下で、延焼による被害拡大の危険性が高まる。このため、知事から町に通報される火災気象通報にも注意し、必要に応じて町として火災警報を発表することが認められている。

火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下の見込みのとき（乾燥注意報発表基準と同一）
 - ◇平均風速12 m/s以上の風が吹く見込みのとき（強風注意報発表基準と同一）
- （降雨、降雪中は通報しないこともある。）

3 異常現象発見時の通報

異常現象の発見者は、その旨を、町総務課または消防本部（119 番）、室戸警察署（110 番）に通報する。

通報すべき異常現象の内容

- 1) 地割れ、がけ崩れ等
- 2) 堤防からの漏水
- 3) 湧き水の出現
- 4) 井戸水位の急激な変動
- 5) その他、ごく小規模な災害の発生等

4 参集時の職員の情報収集

町職員は、参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第 2 節 初動のための情報伝達

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、地震・津波に関する情報や被害の状況などを速やかに伝達する。

《施策の方向》

1 庁内における伝達

(1) 勤務時間内の伝達

勤務時間内においては、総務課が、各課への連絡は、庁内放送や防災行政無線、電話、使走などの方法で、警報発表など重要な情報を伝達する。

(2) 勤務時間外の伝達

勤務時間外においては、総務課から町長、副町長、教育長、各課長へ、各課長から各課員へ、電話連絡網により情報を伝達する。

2 住民への周知

地震・津波に関する情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等について、町長が必要と認めた場合、防災行政無線、エリアメール等を活用して、住民に対し迅速に周知する。

第3節 被害情報の収集・報告

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

速やかな被害情報の収集は、応急活動を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、各課の役割分担のもと、速やかに被害調査を行い、県に報告する。

《施策の方向》

1 情報収集の一元化

被害情報は、災害対策本部各部に情報総括責任者を配し、一元化に努める。

情報総括責任者は原則として各部長とし、各部長が業務につけない時は代理を配する。

情報総括責任者は、「被害状況調査票」により必要な情報を記載し、災害対策本部情報部に報告する。

2 被害調査の実施

各部では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。

被害調査の役割分担

担当部	調査項目
情報部	被害状況のとりまとめ
	電算システムの被害
	庁舎・町内公有財産の被害
	町職員・議員の被害
住民部	社会福祉施設・医療機関の被害
	災害時要配慮者の被害
	廃棄物処理施設の被害
産業建設部	道路、橋梁、河川、海岸、港湾・漁港の被害
	公営住宅の被害
	公園緑地の被害
	廃棄物処理施設の被害
	水道施設、配水池の被害
	下水道施設の被害
	農地、農畜作物、農業施設の被害
	商工事業者の被害
教育部	学校の被害
	社会教育・体育施設の被害
	文化財の被害
消防部	消防団員・消防職員の被害
	消防施設・設備・車両等の被害

3 県への報告

災害対策本部情報部は、高知県防災情報システムを通じて、県（危機管理・防災課）に対して、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による報告により被害状況報告を行う。

各課は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

いずれも、報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したもののうちから逐次報告する。通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

県への被害状況報告の区分

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害（被害）の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。

第4節 情報通信システムの機能確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害発生後、ただちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じている時は、事業者と連携しながら、速やかに応急復旧を図る。

《施策の方向》

1 通信手段の確保

防災行政無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット、庁内LAN、パソコン、コピー機、プリンターなど、通常の情報通信機器・回線が確保されている時は、それらを通信手段として活用する。

故障や不通が生じている時は、その原因を調査し、代替電源の確保や、事業者と連携した応急復旧を進める。

2 災害時優先電話の活用

一般電話回線が不通の時も、災害時優先電話が使用できる場合は、それにより通信を確保する。

3 多様な通信手段の活用

住民の協力を得ながら、漁業無線やアマチュア無線などの活用により、通信を確保する。

第5節 広報・広聴活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

《施策の方向》

1 広報や記者発表の実施

災害対策本部情報部は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、住民への広報や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

広報の手段

- ア 広報紙の臨時発行
- イ 広報車による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 避難場所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ インターネット（ホームページ、エリアメール、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
- キ 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の災害時要配慮者に配慮したきめ細かな広報

広報の内容の例

- ア 気象情報
- イ 避難の指示の呼びかけ
- ウ 避難場所開設の情報
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 被災状況とその後の見通し
- カ 安否情報
- キ 被災者のために講じている施策に関する情報
- ク ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- ケ 医療機関などの生活関連情報
- コ 交通規制情報
- サ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2 広聴活動の実施

災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していくとともに、災害対策本部情報部でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、災害対策本部各部で実施していく。

また、議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。

第3章 応援・派遣要請

第1節 広域応援等の要請と受け入れ

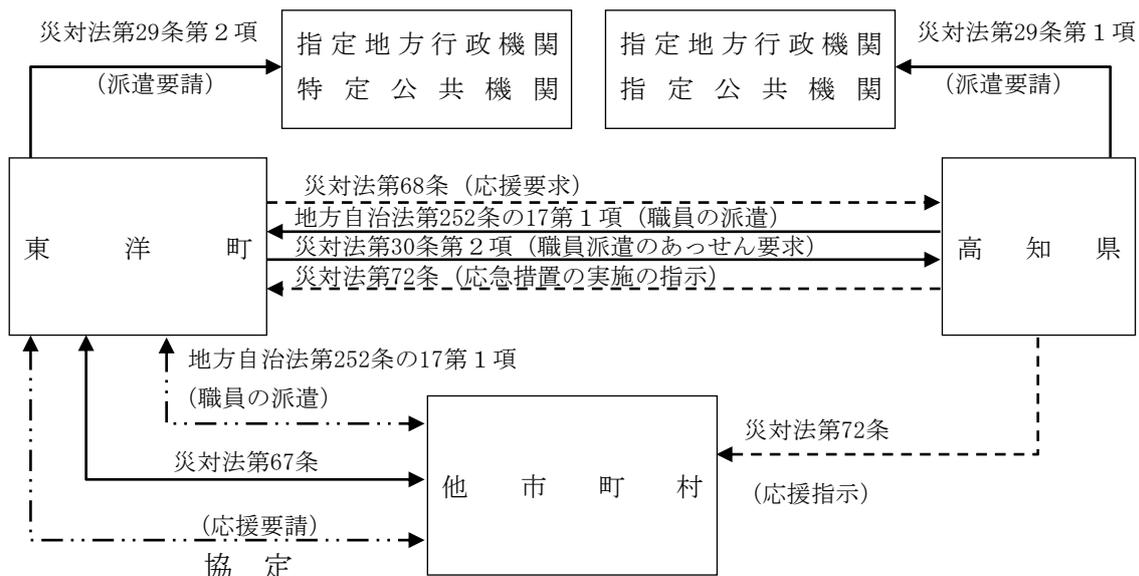
《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議事事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

被害が甚大で、町単独で対処することが困難なときは、県などに応援要請を行う。応援活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備に努める。

法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



---> 全般的な相互応援協力要請

----> 応急措置の応援要求、指示

——> 職員の派遣要請、派遣

(※災害対策基本法)

《施策の方向》

1 応援の要請

(1) 県への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

なお、災害対策本部情報部を通して応援要請を行ういとまのないときは、各課において県の担当部局に直接要請する。その場合、事後速やかに災害対策本部情報部に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

(2) 県下市町村への応援要請

町長は、県への応援要請のほか、必要に応じ県下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、室戸市消防本部、消防団、高知県内広域消防相互応援協定による応援の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ各府県からの緊急消防援助隊の派遣を要請する。各府県からの緊急消防援助隊は、市町村長から高知県経由で消防長へ派遣要請を行うほか、消防庁長官が自らの判断で各都道府県知事へ出動要請を行うケースがある。

(4) 相互応援協定市町村への応援要請

町長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

2 職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策、災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応できないと判断した場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他必要な事項

3 応援の受け入れ

県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、災害対策本部情報部を中心に、受け入れ体制を整備する。

(1) 誘導

災害対策本部情報部は、案内者を確保し、応援が到着したら、速やかに被災地や活動拠点へ誘導する。

(2) 連絡窓口の設置

災害対策本部情報部は、連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

4 他市町村への避難の受け入れの要請

東洋町内で甚大な被害が発生し、他市町村への避難を余儀なくされる場合は、応援要請の方法に準じて、県を介して、相手方市町村に、避難者の受け入れなどの要請を行う。

第2節 自衛隊の派遣要請

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県が行う。市町村は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」するが、通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

自衛隊の災害派遣時の活動の例

(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送
(3) 遭難者等の搜索救助	(9) 炊飯又は給水の支援
(4) 水防活動	(10) 物資の無償貸与又は譲与
(5) 消防活動	(11) 危険物の保安及び除去
(6) 道路又は水路の機能確保	(12) その他

《施策の方向》

1 派遣要請

(1) 県への派遣要請の要求

町長は、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事（県危機管理・防災課）に「要請を要求」する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び被害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 自衛隊への派遣要請

町長は、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

2 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊の受け入れ担当

自衛隊の受け入れ、町と自衛隊の間における総合調整は災害対策本部情報部があたり、連絡調整のために町の連絡担当者を指名し、町に連絡窓口を設置する。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。

(3) ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保など、準備に万全を期す。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動を開始できるよう留意する。

3 知事への撤収要請の要求

町長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第4章 避難誘導対策

第1節 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の指示

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住民に生命又は身体の危険が迫っている時、町は災害対策基本法第60条、水防法第29条を根拠に、高齢者等避難や避難指示、「緊急安全確保の指示」を発令し、住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

災害対策基本法に基づく発令はあくまで町主体で行う必要があるが、町が発令できない時に限り県が代行する。県は地すべり防止法第25条、水防法第29条に基づく避難指示は行うことができる。このほか、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難の指示を行う。

高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の指示の発令の目安

		高齢者等避難	避難指示		緊急安全確保の指示
津波	発令の目安	①東洋町に津波警報大津波警報発表 ②長時間のゆっくりとした揺れを感じ町長が危険性が高いと判断			(屋内に退避し、上階へ避難する方が望ましいケースもあるが、町として指示は出さない)
	対象地域	南海トラフ地震津波浸水想定区域			
南海トラフ地震臨時情報	発令の目安	(巨大地注意)が発表された場合	(巨大地警戒)が発表された場合	-	-
	対象地域	高齢者等事前避難対象地域 ※南海トラフ地震津波浸水想定外区域	住民事前避難対象地域 ※南海トラフ地震津波浸水想定区域	-	-
地震による火災・事故など	発令の目安	大規模火災での延焼など生命に危険がある状態になるおそれがあるとき	大規模火災での延焼など生命に危険があるおそれがあるとき	大規模火災、危険物災害等で、住民に明らかな生命の危険があるとき	原子力発電所事故等による放射性物質の漏洩
	対象地域	危険地域			町内全域

《施策の方向》

1 指示の発令・周知

町は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、「緊急安全確保の指示」を発令する。

町以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された指示は、発令主体(町、県、国、警察官など)、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、防災行政無線、エリアメール、IP告知放送、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。

避難指示の文例

年 月 日
〇〇月〇〇日〇〇時、東洋町長から避難の指示が出ました。 〇〇〇〇〇のため、〇〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに、 〇〇〇に避難してください。

年 月 日
こちらは東洋町です。 〇月〇日〇時〇分(高知地方気象台より、)東洋町に〇〇特別警報が発表されました。東洋町では、〇〇地区、△△地区に避難指示を発令しています。ただちに安全な場所に避難してください。外へ出ることが危険な場合には、家の中でも、2階や、崖から一番遠く離れた部屋へ移動するなど、ただちに安全確保行動をとってください。

2 高齢者等避難・避難指示の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに高齢者等避難・避難指示を解除し、その旨を公示する。

第2節 避難の誘導

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

生命・身体に危険が切迫している時は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、学校、各事業所等とも連携をとりながら、住民、観光客等の避難誘導を行う。

《施策の方向》

1 勤務時間内の避難誘導

(1) 大津波警報発表時

役場・地域福祉センター・室戸市消防署東洋出張所に在庁の職員は、福祉サービス利用者や在庁の住民を役場裏山の指定緊急避難場所、東洋町地域防災センターに避難誘導する。

甲浦地区、野根地区などにいる職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に避難誘導を行う。

(2) 大津波警報以外の地震・津波の場合

町長の指示のもと、「甲浦支援チーム」と「野根支援チーム」を編成し、公用車でそれぞれ甲浦地区、野根地区に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、甲浦小学校、野根地区公民館（野根地区防災活動拠点施設の整備後は同施設）甲浦集落活動センターなど、を基本に避難誘導を行う。チーム編成については、町長が不在のときは副町長、総務課長、産業建設課長の順に代決する。

町内に外出している職員は、自身の勤務施設に戻るか、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。

町職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官、自主防災組織、地域住民などが連携しながら、危険が迫っている地区の住民を安全な指定緊急避難場所、指定避難所に誘導する。

2 勤務時間外の避難誘導

(1) 大津波警報発表時

自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。

(2) 大津波警報以外の地震・津波の場合

津波の危険がある場合、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。

津波の危険がない場合、役場など、自身の参集場所に自主参集し、参集途上で可能な避難誘導を行う。

役場での情報収集により、津波による浸水がほぼない、または到達までに相当の時間があることが判明した際は、町長の指示のもと、「甲浦支援チーム」と「野根支援チーム」を編成し、公用車でそれぞれ甲浦地区、野根地区に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、甲浦小学校、野根地区公民館（野根地区防災活動拠点施設の整備後は同施設）甲浦集落活動センターなど、野根地区防災活動拠点施設を基本に避難誘導を行う。チーム編成については、町長が不在のときは副町長、総務課長、産業建設課長の順に代決する。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。

職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの安全な指定緊急避難場所、指定避難所に向かい、可能な避難誘導を行う。

第3節 警戒区域の設定

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第63条に基づき町が、水防法第14条、消防法第36条において準用する同第28条に基づき消防職員、消防団員が実施できるほか、警察官、海上保安官、自衛官も実施できる。

《施策の方向》

1 警戒区域の設定

町長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なわ張り等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を室戸警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第4節 避難所の開設・運営

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所（避難施設）を開設・運営する。

《施策の方向》

1 避難所の開設の決定

災害対策本部長は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合、その状況を判断して指定避難所の内から開設する避難所を選定し、施設の所管課に対し、開設の指示をする。なお、すでに住民が自主避難している各地域の避難所での避難についても、町による生活支援や災害救助法による国・県の財政支援を行う必要があることから、原則として開設避難所として承認する。

2 避難所の開設

災害対策本部情報部で、選定した避難所の施錠の状況を確認し、施錠中の避難所がある場合、鍵開けを、住民部、教育部などの関係職員に個別に依頼する。

また、災害対策本部情報部は、開館中の施設も含め、可能な限り全選定避難所に、町職員が速やかに配備されるよう、配備計画を立て、関係職員に配備を個別に依頼する。

配備された職員は、避難所に到着し、開設を終えた時、その旨を所属部長を通じて災害対策本部情報部に報告する。

3 避難所の運営・管理

(1) 運営でのリーダーシップの発揮

避難所の運営は、初期段階では町職員や教職員等が中心になり、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

(2) 避難者名簿の作成

避難所運営を円滑に行うため、氏名、年齢、性別、住所、その他事項を記載する避難者名簿を作成する。

避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とするが、避難者の自主的な意思を尊重する。

避難者名簿は、写しを災害対策本部情報部へも渡し、情報を共有する。

(3) 自主運営の協力依頼

避難所の開設が長期にわたると予想される場合は、町主導による運営継続は、町の通常業務の早期再開に支障をきたすことから、避難所運営委員会を組織し、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、自主運営への移行を図る。

(4) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所配備職員は、飲料水や食料、生活必需品、仮設トイレなど、救助・救援物資の必要数を把握し、災害対策本部情報部に供給を依頼する。

救助・救援物資が届いたら、避難者や地域住民等の協力を得ながら、設置や配布を行う。

(5) 要配慮者等の搬送

避難所に避難してきた被災者のうち、傷病等の状況により、当該避難所での長期生活が困難な被災者については、本人の意思を確認した上で、災害時医療救護所や医療機関へ搬送する。

(6) トイレ等の衛生対策

浄化槽や仮設トイレについては、事業者の協力を得ながら、できるだけ速やかにくみ取りや消毒等を行う。また、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、トイレや調理場、その他各設備の清掃等に努める。

(7) 避難所における情報提供

避難所では、安否情報や、救助・救援物資の配布予定、被災者支援情報、その他必要な情報を、口頭や掲示、放送等で定期的に周知する。

(8) 災害時要配慮者への配慮

避難所では、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(9) 男女のニーズの違いへの配慮

避難所では、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。

(10) 健康支援・生活支援の実施

きめ細かな相談などを通じ、避難者の健康状態や困りごとの把握に努める。

4 避難所の集約・閉鎖

学校での授業の再開などを行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

第5章 災害拡大防止活動

第1節 救助・救出・消防・搜索活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：消防部（東洋出張所）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害発生時に、消防職員、消防団員、さらには警察官、海上保安官、自衛隊員などが連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の搜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊などの応援隊が到着する前に人命救助や搜索の活動を大規模に展開する必要がある場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救助・搬送・搜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

1 人命の救助・救出

消防職員、消防団員は、日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生などの応急措置を行う。

災害対策本部員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。

2 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されている時は、消防職員が、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ災害時救護病院である海南病院や、田野病院、救急告示病院かつ災害拠点病院である徳島県立海部病院、高知県立あき総合病院などへの搬送を行う。

重篤な時は、防災ヘリやドクターヘリ等の協力も得ながら、広域的な災害拠点病院である高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部附属病院、阿南医療センター、徳島赤十字病院などへ搬送する。

傷病者が多数発生している時や、病院への搬送が不可能な場合、消防職員が、東洋町の災害時医療救護所である甲浦小学校、野根地区公民館、東洋町防災拠点施設、甲浦東地区防災広場、旧名留川小学校に搬送する。野根地区防災活動拠点施設の医療救護所としての指定後は、当該施設も活用する。

これらの搬送は、消防職員や警察官、自衛官などが行うが、消防団員や災害対策本部員、

地域住民は、可能な支援を行う。

3 火災の消火と延焼の防止措置の実施

火災が発生している時は、消防署、消防団を中心に、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、消火活動や延焼防止措置を行う。従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

災害対策本部長は、消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、以下の協定等に基づき、他市町村等に応援要請を行う。

- ア 高知県消防広域相互応援協定
- イ 室戸市・東洋町消防相互応援協定
- ウ 東洋町・中芸広域連合相互応援協定
- エ 海陽町との口頭・慣例による相互応援の申し合わせ

4 被災者台帳の作成と行方不明者の搜索活動の実施

消防職員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛隊員などが連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、行方不明者の搜索活動を行う。

災害対策本部では、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を搜索活動関係者に提供する。

第2節 医療救護活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

多数の傷病者への医療が必要な時は、災害時医療救護所を設置し、町内や近隣市町村の医療従事者の協力を得ながら、迅速な医療救護活動を実施する。

《施策の方向》

1 災害時医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生した際、町長は、災害時医療救護所設置予定場所である甲浦小学校、野根地区公民館、東洋町防災拠点施設、甲浦東地区防災広場、旧名留川小学校への傷病者の搬送を確認した時点で、災害時医療救護所の設置を決定する。野根地区防災活動拠点施設の医療救護所としての指定後は、当該施設も活用する。

災害時医療救護所の設置決定を受け、住民部職員は、安芸郡医師会事務局、安芸福祉保健所及び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、災害時医療救護所での傷病者の受け入れ準備を進める。あわせて町社会福祉協議会事務局職員、ボランティア組織等にも協力を呼びかけ、受け入れ体制の確保に努める。

2 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は安芸郡医師会が行う。

町は、安芸郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師などの町職員やボランティアなど、協力人員の割り振りを行う。あわせて、DMAT（災害派遣医療チーム）の応援の要否を検討し、必要に応じて、県に要請する。

3 医療救護活動の実施

災害時医療救護所では、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しながら、医療・看護活動を行う。

災害対策本部住民部では、飲用水や医療用資機材、薬剤などの調達に努めるとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析など特殊な医療を要する被災者の広域的な災害拠点病院への搬送体制の確保に努める。

災害対策本部において記録していくべき内容

- | |
|---|
| (ア) 医療救護所に参集した要員名簿
(イ) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
(ウ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記すること）
(エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻 |
|---|

資料：高知県災害時医療救護計画（平成24年3月）

第3節 二次災害の防止

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）
◇連携する部局：消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害により、倒壊しやすくなった建物、崩れやすくなった斜面など、危険箇所による二次災害の防止を図る。

《施策の方向》

1 公共施設・道路などの二次災害防止

危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じて二次災害の防止に努める。

危険性のある建物などへの立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 宅地・建築物の二次災害防止

県の協力を得ながら、宅地・建築物の応急危険度判定を実施する。なお、避難所開設時は、その応急危険度判定を優先的に行う。

被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、被災建築物応急危険度判定士が主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するもの

第6章 緊急輸送・交通対策

第1節 交通網の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道や阿佐海岸鉄道阿佐東線の早期啓開、早期復旧を図るとともに、町道の早期復旧を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握と報告

産業建設部は、災害発生後、速やかに自動車またはオートバイ、自転車、徒歩により道路、鉄道、港の被害状況の調査を行い、関係機関に報告する。

2 町道の交通規制の実施

町長は、危険箇所が発生している町道について、室戸警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。

3 国・県道の交通規制への協力

国・県道が、不通状態になったり、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知など、警察等による交通規制活動に協力するほか、町内の道路の被災の状況を検討しながら、町道による代替輸送路の確保に努める。

4 港湾・漁港、ヘリコプター発着場の機能確保

船舶やヘリコプターによる交通が可能となるよう、甲浦港、野根港、ヘリコプター発着場となりうる広場・グラウンド等の障害物の除去などを行う。

5 重要道路の早期啓開の促進

国・県道の早期啓開にむけ、町有地の作業場としての提供など、国・県の応急復旧作業に協力する。平成26年11月の災害対策基本法改正では、道路管理者が指定した道路区間に放置された車両等が道路啓開や緊急通行車両の妨げになる場合に、道路管理者による車両等の移動命令や撤去を可能とする権限が付与されたことから、町道について

は、重要道路を優先しながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

6 阿佐海岸鉄道阿佐東線の早期復旧への協力

阿佐海岸鉄道阿佐東線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、町有地の作業場としての提供など、事業者の応急復旧作業に協力する。

第2節 緊急輸送の実施

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

《施策の方向》

1 車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

災害対策本部情報部は、各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。

2 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付

交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、室戸警察署または県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。

事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3 緊急輸送の実施

災害対策本部情報部は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 物資集積場の開設・管理

備蓄物資や救援物資を、効率的に輸送するため、災害対策本部情報部は必要に応じて物資集積場を開設する。

物資集積場は、各公共施設やその駐車場などの公有地、さらには民間倉庫なども含めて選定し、各集積場の責任者を配備して、物資の需給状況や受付簿などによる在庫状況の管理に努める。

第7章 災害救助法の適用

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を受ける。

災害救助法の適用基準

①	町内の住家減失世帯数	30世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
②	県内の住家減失世帯数	1,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	町内の住家減失世帯数	15世帯以上	
③	県内の住家減失世帯数	5,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	町内の住家減失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号

※「減失」は半壊、半焼は2分の1で、床上浸水は3分の1で計算する。

災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療救護チームの派遣＝県 （ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
災害にかかった住宅の応急修理	緊急修理 3日以内 部分修理 3か月以内 場合によっては6月以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町

障害物の除去	10日以内	町
--------	-------	---

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

《施策の方向》

1 適用の手續の情報提供

町長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2 急を要する時の災害救助の実施

災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

3 職権による町への一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

第 8 章 生活救援活動

第 1 節 食料供給

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

《施策の方向》

1 食料の調達と配布計画の作成

町の備蓄と、J A、小売業者等からの購入により調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省、自衛隊に応援を要請する。

災害対策本部情報部では、調達される全体量をふまえ、配布予定場所ごとの配布計画を作成する。その際、離乳食、糖尿病食、アレルギー食などへの配慮に努める。

2 食料の搬送

応急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ輸送する。

調達食料は、調達先事業者に、物資集積場または各避難所への直接搬送を依頼し、不可能な場合は、ボランティア等の協力を得て、災害対策本部情報部が搬送する。

ボランティア等の協力が得られない場合は、必要に応じて運送業者に搬送を委託する。

3 食料の配布

各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、在宅の食料困窮者への食料配布についても考慮する。

4 炊き出し計画の作成と炊き出しの実施

即席食品を配布後、食料が不足し、交通途絶で、速やかな受援が見込めない場合、炊き出しを行う必要があるが、炊き出しを行うには、プロパンガスなどの燃料と飲料水、大型鍋などの調理器具、大量の食器（お椀・スプーンなど）が必要である。

災害対策本部情報部では、各避難所の担当職員と調整しながら、各避難所での炊き出しの必要性、必要量、不足する食材・機器を把握して炊き出し計画を作成し、食材・機

器を搬送し、各避難所でこれに基づき炊き出しを実施する。

ガス器具、燃料等は、高知県L Pガス協会に提供を要請して調達する。

災害対策本部情報部による炊き出し計画を待ついとまがない時は、各避難所で、最上席の職員の判断のもと、炊き出しを実施する。

5 残さ等の適切な管理

調理残さや食べ残しなどの衛生管理に努める。

第2節 応急給水

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

災害により、断水が発生した場合、備蓄しているボトル飲料水を配布するとともに、配水池から飲用水をくみだして給水タンクで運んで断水地区を巡回し、応急給水を行う。

《施策の方向》

1 応急給水体制の確保

断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。

このため、災害対策本部情報部による調整のもと、災害対策本部産業建設部を中心に、他部の協力を得ながら、応急給水チームと水道復旧チームを編成する。

災害対策本部情報部は、応急給水等に関する情報を、速やかに防災行政無線、エリアメール等で住民に周知する。

2 水道水の使用の制限

水道が汚染などにより、飲料水として使用することが不適当な時は、直ちに使用の禁止、停止及び制限などの措置を行い、防災行政無線、エリアメール等で周知を図る。

3 備蓄しているボトル飲料水の配布

町長は、災害対策本部情報部や産業建設部と協議しながら、食料の供給予定や、水道施設・管路の被害状況、配水池からのくみだしの可否などをふまえ、備蓄しているボトル飲料水の配布量、配布時間、配布場所を決定する。

ボトル飲料水の搬送・配布方法は、食料の場合に準じて行う。

4 応援要請

災害が発生し、町独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、町長は知事に要求する。

他市町村等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

5 配水池からのくみだし

配水池の水が利用できる場合は、町長は、被災者1人あたり1日3リットルを目安に、飲用水・生活用水の需要を試算し、くみだしによる配布の量、時間、場所を決定する。

応急給水チームは、給水タンクへのくみだしを行い、軽トラック等に積載して、断水地区の避難所等を巡回し、給水を行う。

第3節 生活必需品等の供給

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、災害時要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

生活必需品の例

ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、食器類 被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品
--

《施策の方向》

1 生活必需品等の調達と配布計画の作成

町の備蓄と、小売業者等からの購入により調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

災害対策本部情報部では、調達される全体量をふまえ、配布予定場所ごとの配布計画を作成する。

2 生活必需品等の搬送

備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ輸送する。

調達品は、調達先事業者に、物資集積場または各避難所への直接搬送を依頼し、不可能な場合は、ボランティア等の協力を得て、災害対策本部情報部が搬送する。

ボランティア等の協力が得られない場合は、必要に応じて運送業者に搬送を委託する。

3 生活必需品等の配布

各避難所に届けられた生活必需品等は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、在宅被災者への配布についても考慮する。

第4節 健康支援・保健衛生対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、町職員や町社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携しながら、被災者の健康支援に努める。

また、安芸福祉保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

《施策の方向》

1 健康支援活動の推進

災害対策本部住民部の職員と、安芸福祉保健所や町社会福祉協議会の職員、ボランティアが連携しながら、健康支援チームを編成し、避難所での避難生活者、在宅の被災者などへの健康相談、訪問支援、健康診断などを推進する。

グループホームの入居者については、施設で健康支援活動が行われるが、健康支援チームは可能な支援に努める。

2 心の健康への専門的な支援の推進

被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症などに対しては、安芸福祉保健所などと連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3 食中毒の予防

(1) 食中毒の防止

食中毒の防止のために、安芸福祉保健所と連携しながら、衛生状態の監視、改善に努める。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

4 感染症等の予防

法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒などを奨励する。

避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、安芸福祉保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。

結核、鳥インフルエンザ（H5N1）、SARSコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症などの法定感染症や、未知のインフルエンザウイルス感染症の発症が確認された場合は、医師と連携しながら、患者の隔離などまんえん防止措置を行う。

第5節 し尿処理

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。

このため、災害時は、仮設トイレを避難所等に設置し、し尿を収集・処理していく。

また、処理施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

災害対策本部住民部は、芸東衛生組合の各処理施設や収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

災害対策本部産業建設部は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達し、避難所、公共施設などへ設置する。

3 仮設トイレ等の衛生環境の維持

仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティアなどの協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。

4 し尿収集体制の確保

環境対策部は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。

室戸市と連携し、各処理施設の早期復旧に努める。処理施設は、室戸市が室戸清浄園を、東洋町が相間衛生センターを使用することとなっているが、被災状況により、必要に応じて、施設の相互利用の便宜を図る。

5 応急くみ取りの実施

災害対策本部住民部は、事業者の協力を得て、応急くみ取りを実施する。

室戸清浄園、相間衛生センターの両施設で処理が十分にできない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第6節 ごみ・がれきの処理

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩壊などにより、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や安芸広域メルトセンター、佐喜浜リサイクルセンター等の被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの仮置き場に一時的にごみ・がれきを集積させ、処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

処理施設の再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

災害対策本部住民部は、処理施設や収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 ごみ・がれきの仮置き場の設置・搬入

大量のごみ・がれきが発生した場合、仮置き場候補地の中から、可能な場所を選定し、ごみ・がれきの仮置き場を設置する。

仮置き場では、可燃・不燃、有害ごみに大別して搬入し、ボランティアなどの協力を得ながら、仕分けを行う。

3 処理計画の作成

災害対策本部住民部は、安芸広域メルトセンター等の処理施設や収集事業者の復旧見込みをもとに、県や安芸広域9市町村と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成する。

4 ごみ処理の再開

収集事業者による収集と、安芸広域メルトセンターでの処理が可能になり次第、一般ごみの収集・処理を再開する。

安芸広域メルトセンターでの処理が長期間不可能となる場合、安芸広域9市町村と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。

5 不法投棄の監視

災害対策本部住民部は、仮置き場や河川、海岸、山林等への不法投棄を防止するため、ボランティアなどの協力を得ながら、定期巡回を行う。

第7節 遺体の検案・安置・埋葬

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町が検案所・安置所を設置し、検案、埋火葬が速やかに行われるよう努める。

《施策の方向》

1 検案所・安置所の設置

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町長は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、公共施設等の中から、災害の規模により1か所から複数か所、選定する。

2 資機材の調達

災害対策本部住民部は、遺体安置のため資機材の調達を行う。遺体安置に係るドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。

資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

3 取扱書類の整理

遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関係書類を整理・保管する。

4 遺体の収容・検案

遺体は、消防署員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛官などが検案所に収容する。

町職員や地域住民は、収容場所の確保などを行うとともに、遺族・親族に連絡する。

災害対策本部住民部は、速やかに医師による検案や、必要に応じて警察官による検視（見分）を手配する。

検案・検視が行われた後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。

身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴などを記録、必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。

5 遺体の安置

検案・検視が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、

縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、町で遺体を安置する。

身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人として埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、火葬を行う。

6 火葬の実施

東洋町斎場の早期復旧を図り、遺族からの依頼に基づき、葬儀取扱店等の協力を得ながら、火葬を実施する。また、身元が確認できない遺体の火葬を行う。必要に応じて、棺、骨つぼ等の支給などの措置を講ずる。

火葬後の遺骨は、災害対策本部住民部が、寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。埋葬までの間、町で遺骨を保管する。

7 埋葬の実施

埋葬については、各自治会で埋葬場所を検討し、自治会主導で実施する。

町・町議会は、埋葬可能な町有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。

身元が確認できない遺骨については、町で埋葬場所を検討し、町で埋葬する。

8 応援の要請と広域の調整

町は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。

第8節 愛玩動物の保護・管理

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。

《施策の方向》

1 愛玩動物との同行避難の支援

犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。

2 放浪動物の保護・収容

災害対策本部住民部は、住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、安芸福祉保健所などと連携しながら、保護・収容等を行う。

3 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明、または所有者が被災により自力で処理できない場合は、災害対策本部住民部が、関係機関と協力して処理する。

第9節 応急住宅対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

住宅が損壊等のために住むことができなくなった人に対し、応急仮設住宅など住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、公費による応急修理も行う。

《施策の方向》

1 公営住宅への一時入居

災害対策本部産業建設部は、町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。

また、県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

2 民間住宅への一時入居

東日本大震災では、民間住宅を借り上げ、一時入居先とし、災害救助法で支弁する例が多くみられた。

災害対策本部建設部は、町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、県に、災害救助法での支弁が可能かを照会する。

災害救助法での支弁が可能である場合、町として民間住宅を借り上げ、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。なお、県が借り上げ、町があっせんするケースも想定される。

災害救助法での支弁について明確な回答が得られない場合は、町長の判断で、民間住宅の借り上げ、一時入居の措置を行うか、それが難しい場合は、被災者に対し、空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

3 応急仮設住宅の建設・供与

応急仮設住宅の建設・供与は、県が実施主体であり、町は必要戸数を県に申請するとともに、町有地を建設用地として提供する。町有地のみで建設用地が不足する場合は、民有地の提供を土地の所有者に要請する。

4 応急仮設住宅の管理運営・生活支援

県と管理委託契約を結び、町の責任において適切な管理運営を行う。

入居者どうしや地域住民によるコミュニティの形成や、女性の意見の反映、ボランテ

ィアの協力を得た生活支援、防犯対策などを進め、長期避難生活の質の向上に努める。

5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみ、県により、応急修理が行われる。

町は、この県が行う応急修理に協力するとともに、県の委任を受けた場合には町が実施する。

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 電力施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議事事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレなど基本的なライフラインが確保できない。また、役場の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、3月11日当日は450万戸が停電状態となり、発災後3日間は100万戸で、3月中は20万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、町は四国電力が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

《施策の方向》

1 非常電源の確保

災害により停電が生じた際は、町は、役場や避難所などを中心に、自家発電装置などによる電源の確保に努める。

2 四国電力が行う復旧作業への協力・支援

災害対策本部情報部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、四国電力からの広報内容の住民への周知など、四国電力が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第2節 水道施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害により水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

《施策の方向》

1 応急復旧体制の確保

断水が発生した場合、災害対策本部情報部による調整のもと、災害対策本部産業建設部を中心に、他部の協力を得ながら、応急給水チームと水道復旧チームを編成する。

水道復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。

工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われる時は、県、日本水道協会などに応援を要請する。

2 被害調査の実施

水道復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。

3 応急復旧工事その他必要な措置の実施

水道復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。

4 住民への周知

災害対策本部産業建設部は、災害対策本部情報部と連携しながら、水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第3節 下水道施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害により下水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

《施策の方向》

1 応急復旧体制の確保

下水道施設が被災した場合、災害対策本部情報部による調整のもと、災害対策本部産業建設部を中心に、各部の協力を得ながら、下水道施設復旧チームを編成する。

下水道施設復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。

工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われる時は、県などに応援を要請する。

2 被害調査の実施

下水道施設復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。

3 応急復旧工事その他必要な措置の実施

下水道施設復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。

4 住民への周知

災害対策本部産業建設部は、災害対策本部情報部と連携しながら、下水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第4節 その他のライフライン施設

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

電力、水道、下水道に加え、ガスや電話など、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

《施策の方向》

1 ガス会社が行う復旧作業への協力・支援

災害対策本部情報部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知など、ガス会社、高知県エルピーガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

2 通信事業者が行う復旧作業への協力・支援

災害対策本部情報部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話などの通信回線の復旧に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知など、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

3 暫定的な通信手段の確保への協力・支援

被災地特設公衆電話の設置など、暫定的な通信手段の確保への協力・支援を行う。

第10章 災害時要配慮者対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

町、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民などが連携しながら、災害発生後、速やかに災害時要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

《施策の方向》

1 災害時要配慮者の安否確認

災害発生後、災害対策本部住民部は、災害時要配慮者台帳と被災者台帳を照合し、災害時要配慮者の台帳上の安否確認を行う。

安否がわからない災害時要配慮者については、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得ながら、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

2 社会福祉施設入居者の安全確保

グループホームの入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、災害対策本部住民部は、事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。

3 在宅災害時要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない在宅災害時要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、近隣市町村の医療機関や介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、障害者支援施設等での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力など可能な支援を実施する。

4 きめ細かな支援情報の提供

被災者には、聴覚や視覚などに障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

5 避難所での災害時要配慮者等への配慮

避難所では、高齢者や障害者、乳幼児など、様々な災害時要配慮者のニーズに配慮し、スペースの確保に努めるとともに、必要な生活必需品・医療用具等の配布を行う。

6 福祉サービスの早期再開

訪問介護など、福祉サービスの早期再開に努める。

第11章 ボランティア活動対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）

◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生した時には、応急活動、復旧活動へのボランティアの協力が不可欠である。

ボランティアは、来訪する距離から、町内や近隣市町村の住民と遠方からの支援に区分されるとともに、専門技術の有無により、専門技術ボランティアと一般ボランティアに区分される。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町、町社会福祉協議会が連携しながら、ボランティアによる応援を応急活動、復旧活動に十分に活かせる環境づくりに努める。

ボランティアの活動内容の例

救助・搜索活動	物資の運搬・仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれきの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

《施策の方向》

1 災害時ボランティアセンターの開設

災害対策本部住民部は、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受け入れ、活動の調整を行う災害時ボランティアセンターを地域福祉センター内に開設する。

2 活動場所等の提供

災害対策本部住民部は、町社会福祉協議会と連携して、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を可能な範囲で提供し、活動に協力する。

また、団体、企業等による大規模・組織的なボランティアから、ベースキャンプとなる場所の提供の要請があった場合は、町有地の中から適地を選定し、提供する。

3 ボランティアの募集情報の広報

ホームページなどを通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第12章 学校等での応急活動

第1節 学校・保育園での応急活動

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課保育園担当）・教育部（教育委員会）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害が発生したら、小中学校、保育園では、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

《施策の方向》

1 応急対策の推進

(1) 安全確保と避難誘導

在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

(2) 保護者への引き渡し

通学（園）路の安全が確認された場合は、学校（園）長の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校（園）などを行う。

園児・児童・生徒を下校（園）させることが危険である時は、学校（園）内での保護を継続する。

電話など通信手段が確保されている場合は、各学校（園）の教職員、教育委員会事務局職員、住民課職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。

(3) 夜間・休日等の応急対策

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、町災害対策本部が行う応急活動に協力する。

(4) 被災状況の報告

教職員は、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに教育委員会事務局、住民課に報告する。教育委員会事務局、住民課では、小中学校、保育園の情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。

(5) 避難者の受け入れ

小中学校、保育園は、指定避難所でもあるため、被災した住民が避難してくる。

教職員、災害対策本部教育部、災害対策本部住民部が協議しながら、各施設で避難

者の受け入れスペースを決定し、避難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 軽易な復旧措置

被害の軽易な復旧は、学校（園）長に委任して実施する。必要に応じて、仮間仕切り、仮設トイレの設置などの措置を行う。

(2) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(3) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等の建設を検討する。

3 教育・保育の再開

東日本大震災では、被災地の小中学校や保育園の多くは、4月中旬から5月上旬にかけて再開した。

子どもたちの教育・保育は、子どもたち自身の心身の成長のため、保護者の就業支援を通じた災害復興のために重要であり、可能な限り早期の再開をめざす。

そのために、教職員などの人員と、施設の確保に努める。

施設については、校舎が破損等により使用できない場合は、代替施設の確保を図る。また、校舎を利用した避難所は、開設後1週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。

4 広域一時滞在時の教育・保育の実施

東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。

本町の子どもたちが町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合、関係市町村、関係都道府県などの協力を得ながら、子どもたちへの早期の教育・保育の再開に努める。あわせて、広域一時滞在中で本町に受け入れた子どもたちへの早期の教育・保育の提供に努める。この場合の転校（園）受け入れは、住民票が当該市町村にない子どもたちについても行う。

5 給食の再開

災害により、給食の提供が困難になった時は、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

6 就学・就園への経済的支援

災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき配布する。

また、被災により、就学（園）することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除、その他の補助を行う必要がある場合は、県教育委員会等と協議の上、必要な措置を行う。

7 園児・児童・生徒の健康支援

被災した園児・児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第2節 社会教育施設・文化財対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：住民部（住民課文化会館担当）・教育部（教育委員会）
◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

災害が発生した時は、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は速やかに応急復旧工事を行う。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

1 応急対策の推進

(1) 利用者の安全確保

発災時に社会教育施設に利用者がある場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

(2) 被災状況の調査・報告

災害対策本部教育部で社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 避難者の受け入れ

社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。

災害対策本部教育部で各施設の避難者の受け入れスペースを決定し、避難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(2) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3 文化財対策の推進

(1) 被害状況の調査

災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、県に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 農林漁業関係応急対策

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

災害による農林漁業被害としては、強風や豪雨による農作物被害や農業施設の損壊、漁船や漁業施設の損壊などが一般に想定されるほか、津波や河川堤防決壊などが生じれば、農地が広範囲にわたって水害・塩害にみまわれることも想定される。

福島第一原子力発電所事故では、放射性物質汚染や風評被害も発生している。

このため、災害発生時に、農林漁業被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開が図れるよう、町、農業・漁業従事者、J A、各漁協等が連携して応急対策を進める。

《施策の方向》

1 農林漁業施設の被害調査の実施

災害対策本部産業建設部は、災害発生後、J A、各漁協等と連携して農業施設や漁業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2 応急復旧工事の実施

応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

3 施設の一時的閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで、J A、漁協等と連携して管理監督する。

4 病虫害や流失油等の防除

二次災害として病虫害等の発生や、海洋への油や汚濁物質の流失などが生じた時は、農業・漁業従事者やJ A、各漁協、消防団、県、海上保安庁などと連携しながら、防除を行う。

第 2 部 地震・津波復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）・消防部（東洋出張所）

《基本的な考え方》

町は、県などと連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置など復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

《施策の方向》

1 災害復興方針・災害復興計画の策定

町は、女性や災害時要配慮者等の参画に配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

2 災害復旧事業計画の策定

町は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林漁業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (9) その他の計画

3 災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4 災害復旧・復興事業の実施

災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所などと連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5 激甚災害の指定

激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。

激甚災害指定による財政支援の内容

区分	内容
国庫補助率（または負担率）の嵩上げや、新たな補助	①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業および農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館など）災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、など
国による特別な貸付が行われたり貸付の優遇が図られるもの	①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別の財政援助が必要と考えられる場合

第2章 生活の再建支援

第1節 り災証明書・被災証明書の発行

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

《施策の展開》

1 り災証明書の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。町は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をする。家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明の対象外である。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等（2～3枚）を添付し、申請する。

町は、被災者からの申請により、被災証明書を発行する。

第2節 災害弔慰金の支給等

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部 （住民課、地域包括支援センター）
◇連携する部局：産業建設部（産業建設課）

《基本的な考え方》

町は、県など関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期再建を支援する。

《施策の方向》

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の概要

対象となる自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹。 (行方不明者についても同様)
支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合 500万円 イ その他の方が死亡した場合 250万円

災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金と同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の方が障害を受けた場合 125万円

災害援護資金の貸付の概要

対象災害	・災害救助法による救助が行われた自然災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額 150万円
	② 家財の1/3以上の損害	限度額 150万円
	③ 住居の半壊	限度額 170万円 (250万円)
	④ 住居の全壊	限度額 250万円 (350万円)
	⑤ 住居の全体が滅失	限度額 350万円
	⑥ ①と②が重複	限度額 250万円
	⑦ ①と③が重複	限度額 270万円 (350万円)
	⑧ ①と④が重複	限度額 350万円
	() は特別の事情がある場合	

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																					
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																					
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																					
支 援 対 象 世 帯	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
支 給 額	<p>住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p>																					

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

関係機関が行う措置

区 分	措 置 内 容
町	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 ④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建 支援法人 (財団法人都道 府県会館)	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

なお、被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からのり災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 税・利用料の減免等

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）・産業建設部（産業建設課）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

《施策の方向》

1 町税の減免等

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法、国民健康保険法、東洋町税条例第18条の2、東洋町国民健康保険税条例第25条の2の規定に基づき、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3) 減免

災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、東洋町税条例第51条、東洋町国民健康保険税条例第25条の3に定めるところにより税の減免を行う。

2 利用料の減免等

保育料、水道料金など、各種利用料について、条例に基づき、または町長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

第4節 住宅の確保

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・住民部（住民課、地域包括支援センター）

《基本的な考え方》

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対する支援に努める。

《施策の方向》

1 住宅相談窓口の設置

建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第5節 義援金品の受付・配分

《担当部局》

◆主要な担当部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）・産業建設部（産業建設課）
◇連携する部局：住民部（住民課、地域包括支援センター）・教育部（教育委員会）

《基本的な考え方》

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受けけるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

《施策の方向》

1 義援金の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援金は、災害対策本部情報部が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際して、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分する。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援物資は、災害対策本部産業建設部が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際して、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 配分

災害対策本部情報部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第3章 産業の復興支援

《担当部局》

◆主要な担当部局：産業建設部（産業建設課）

◇連携する部局：情報部（総務課、議会事務局、税務課、出納課）

《基本的な考え方》

町は、災害により被害を受けた中小企業、農業・漁業従事者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関などの制度融資などを周知し、その円滑な利用を促進する。

《施策の方向》

1 制度の周知

被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県などによる相談窓口を広く被災者に広報する。

2 資金需要の把握・調査への協力

県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第 4 編 事故災害対策編

第 1 部 各機関の業務の内容

重大事故発生時の防災関係機関の業務の役割分担は以下のとおりである。

重大事故発生時の関係機関の業務の役割分担

機 関 名	業務の内容
東洋町	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地における医療救護所及び収容施設等の設置 2 災害対策本部の設置（配備体制は風水害対策に準じる） 3 死傷者の捜索、救出、搬出 4 災害現場の警戒 5 関係機関の実施する搬送等の調整 6 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 7 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 8 身元不明遺体の処理
室戸市消防署 東洋出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場での人命検索活動 2 災害現場での救出活動 3 負傷者等への応急措置活動 4 医療機関、医療救護所等への負傷者等の搬送活動 5 その他住民の生命・身体の保護に関する活動
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 2 救急医療についての総合調整 3 救助、救急医療、死傷者の収容処理 4 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 5 公立医療機関に対する出動要請 6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 8 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
県警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び伝達 2 救出・救護及び行方不明者の捜索 3 避難誘導 4 被害拡大防止 5 緊急交通路確保等の交通規制 6 遺体等の検案、収容及び身元不明遺体の身元調査 7 遺体の検分(検視) 8 広報活動 9 その他必要な警察活動
高知海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上における人命救助 3 海上における流出油事故に関する防除措置 4 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 5 海上治安の維持
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 死傷者の救出及び搬送等の支援 2 救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の実施(遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む。) 2 傷病者に対する看護
日本赤十字社高知県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地医療の実施 2 傷病者に対する看護 3 輸血用血液の確保
医師会歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の確保 2 所属医師の派遣
薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急臨時電話の架設
四国電力（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 照明灯等の設置

※この表に記載ない指定地方行政機関等の措置については、各機関の業務計画等によるものとする。

第 2 部 応急対策計画

第1章 大規模火災応急対策計画

第1節 大規模火災

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

大規模な火災に対して、応援要請などを行いながら、速やかに消火活動、救急・救命活動を行う。

《施策の方向》

1 情報の収集と伝達

室戸市消防署東洋出張所は、町総務課と連携しながら、火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。

室戸市消防署東洋出張所は、町総務課と連携しながら、火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

2 消火活動の実施

町総務課、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、火災の状況に応じて県警察等と連携した火災防御活動や現地指揮本部の設置等の応急措置を実施する。現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防救急無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

給水場所の確保においては、消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（海、河川等）の中から適地を使用する。

3 避難の誘導

延焼などにより生命に危険がある場合は、町総務課、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、延焼危険区域内の滞在者の緊急避難の呼びかけを行う。負傷者が出た場合には、負傷者救援を行う。

4 応援の要請

火災が拡大し、消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。

(1) 県への空中消火の要請

空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防防災ヘリコプターによる活動を行う。

(2) 他の市町村への応援要請

高知県内広域消防相互応援協定等に基づき協定締結市町村等へ応援を要請する。

(3) 自衛隊への派遣要請の要求

必要に応じ県が行う自衛隊の派遣要請を県に要求する。県との連絡が不可能な場合は、町が直接自衛隊に要請する。

(4) 消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊運用要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。

(5) 協定締結水利管理者への応援要請

県消防防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力を要請する。

5 火災気象通報

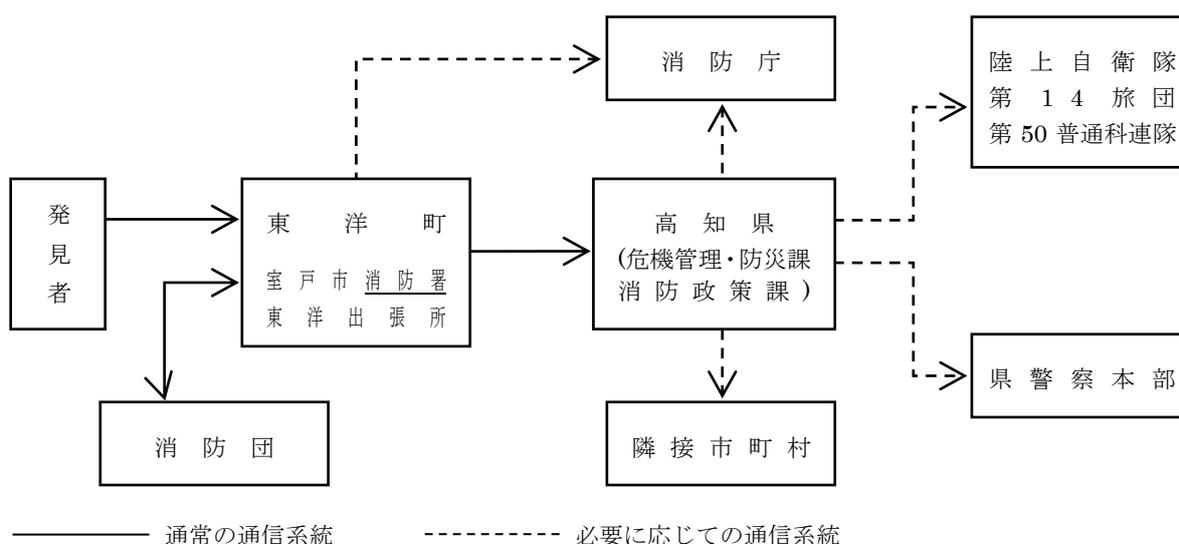
町長は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき、または火災警報の発表基準に該当したときは、必要により火災警報を発表する。

町総務課は、防災行政無線やエリアメール、広報車等を活用して、住民に対し、警報が発表された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例等で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発表を広報する。

火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下の見込みのとき（乾燥注意報発表基準と同一）
 - ◇平均風速12 m/s以上の風が吹く見込みのとき（強風注意報発表基準と同一）
- （降雨、降雪中は通報しないこともある。）

大規模な火災発生時の通報・通信系統図



第2節 林野火災

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

林野火災に対して、応援要請などを行いながら、速やかに消火活動、救急・救命活動を行う。

《施策の方向》

1 情報の収集と伝達

室戸市消防署東洋出張所は、町総務課、産業建設課などと連携しながら、火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。

室戸市消防署東洋出張所は、町総務課と連携しながら、火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

2 消火活動の実施

町総務課、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、火災の状況に応じて県警察等と連携した火災防御活動や現地指揮本部の設置等の応急措置を実施する。現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防救急無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

給水場所の確保においては、消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（海、河川等）の中から適地を使用する。

さらに、農林課は森林管理者等に森林内の作業員の安全を確保した上で、消火活動への協力を要請する。

3 避難の誘導

延焼などにより生命に危険がある場合は、町総務課、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、延焼危険区域内の滞在者の緊急避難の呼びかけを行う。負傷者が出た場合には、負傷者救援を行う。

4 応援の要請

火災が拡大し、消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。

(1) 県への空中消火の要請

空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防防災ヘリコプターによる活動を行う。

(2) 他の市町村への応援要請

高知県内広域消防相互応援協定等に基づき協定締結市町村等へ応援を要請する。

(3) 自衛隊への派遣要請の要求

必要に応じ県が行う自衛隊の派遣要請を県に要求する。県との連絡が不可能な場合は、町が直接自衛隊に要請する。

(4) 消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊運用要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。

(5) 協定締結水利管理者への応援要請

県消防防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力を要請する。

5 火災気象通報

町長は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき、または火災警報の発表基準に該当したときは、必要により火災警報を発表する。

町総務課は、防災行政無線やエリアメール、広報車等を活用して、住民に対し、警報が発表された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例等で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発表を広報する。

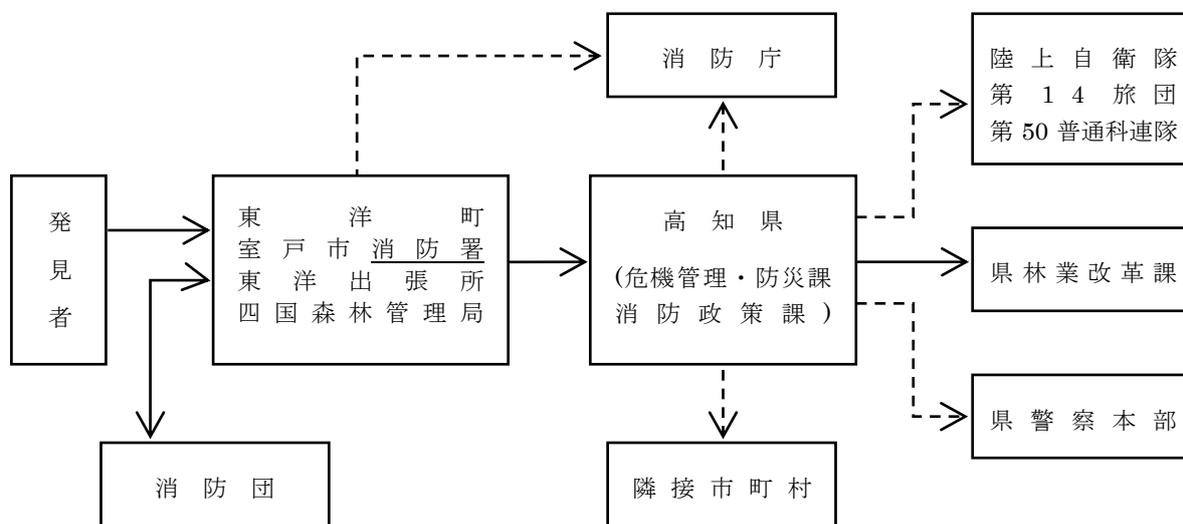
火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下の見込みのとき（乾燥注意報発表基準と同一）
 - ◇平均風速12 m/s以上の風が吹く見込みのとき（強風注意報発表基準と同一）
- （降雨、降雪中は通報しないこともある。）

6 二次災害の防止

林野火災により、降雨にともなう土砂災害が発生しやすくなることが想定されるため、危険箇所の点検等を実施する。

林野火災時の通報・通信系統図



——— 通常の通信系統

- - - - - 必要に応じた通信系統

第2章 交通災害応急対策計画

第1節 道路災害

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

橋の落下、大規模交通事故等の災害が発生した時は、被災者、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 道路管理者（国・県・町）の応急対策

(1) 通行制限措置等の実施

災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近の住民の避難誘導等必要な措置を講じる。また、危険物等の流失による二次災害のおそれがある場合には、他の防災機関と協力をしてただちに防除活動を行う。

町道の場合は、これらの措置を、町産業建設課が、室戸市消防署東洋出張所や町総務課、消防団、県警察等と連携しながら行う。

(2) 救助・救出、消火活動等の協力

迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。

(3) 応急復旧等の実施

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。町道の場合は、建設課が行う。

(4) 情報の伝達

災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。町道の場合は、総務課が、建設課等と連携しながら行う。

2 町の応急対策

(1) 関係機関への通報

町産業建設課は、室戸市消防署東洋出張所や町総務課などと連携しながら、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

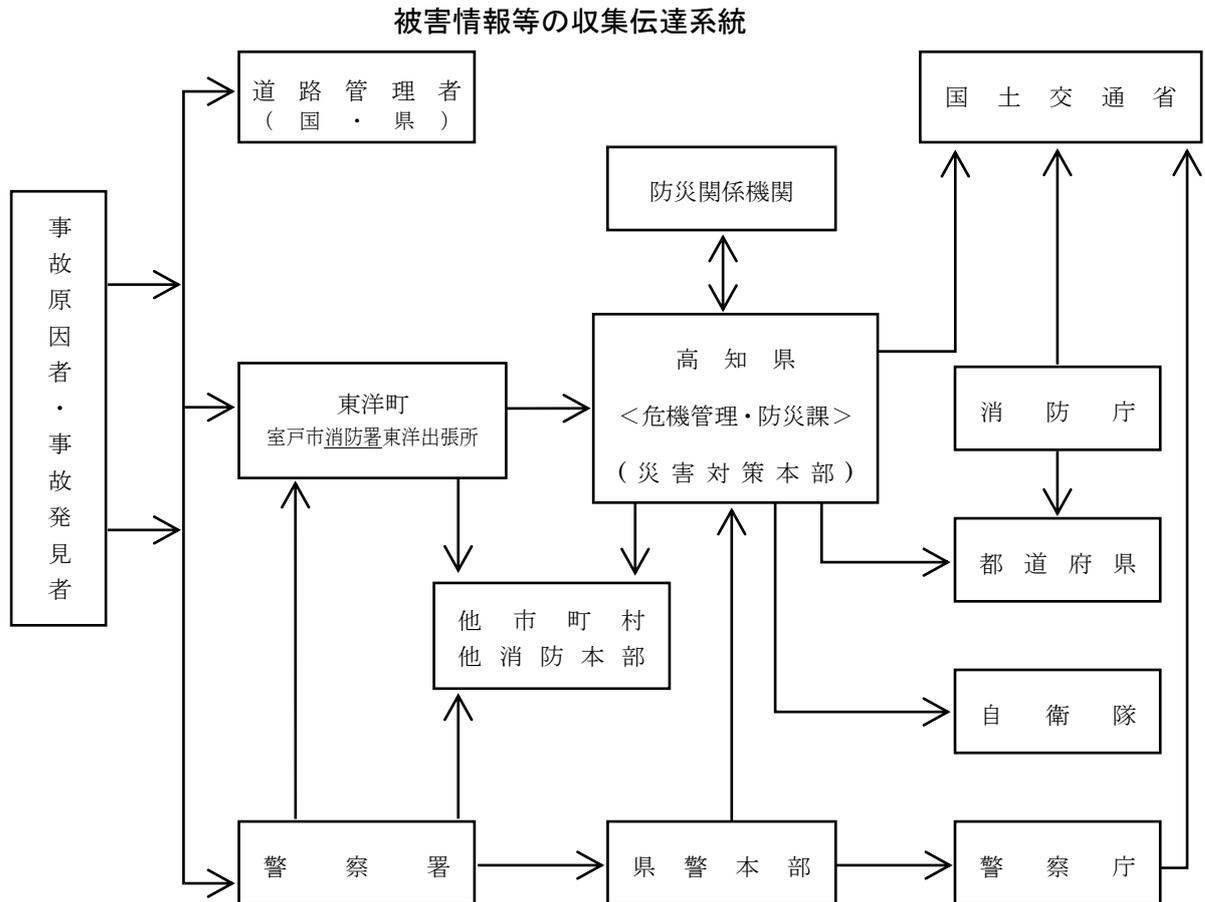
(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時は、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。



第2節 鉄道災害

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

列車の衝突事故等の災害が発生した時は、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 鉄道事業者の応急対策

(1) 被害拡大防止措置の実施

大規模な鉄道事故が発生した時は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

(2) 救助・救出、消火活動等の協力

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関、県警察による応急対策活動に対して全力を上げて協力する。

(3) 他の交通手段の確保

バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。

(4) 情報の伝達

災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

2 町の応急対策

(1) 関係機関への通報

町総務課は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

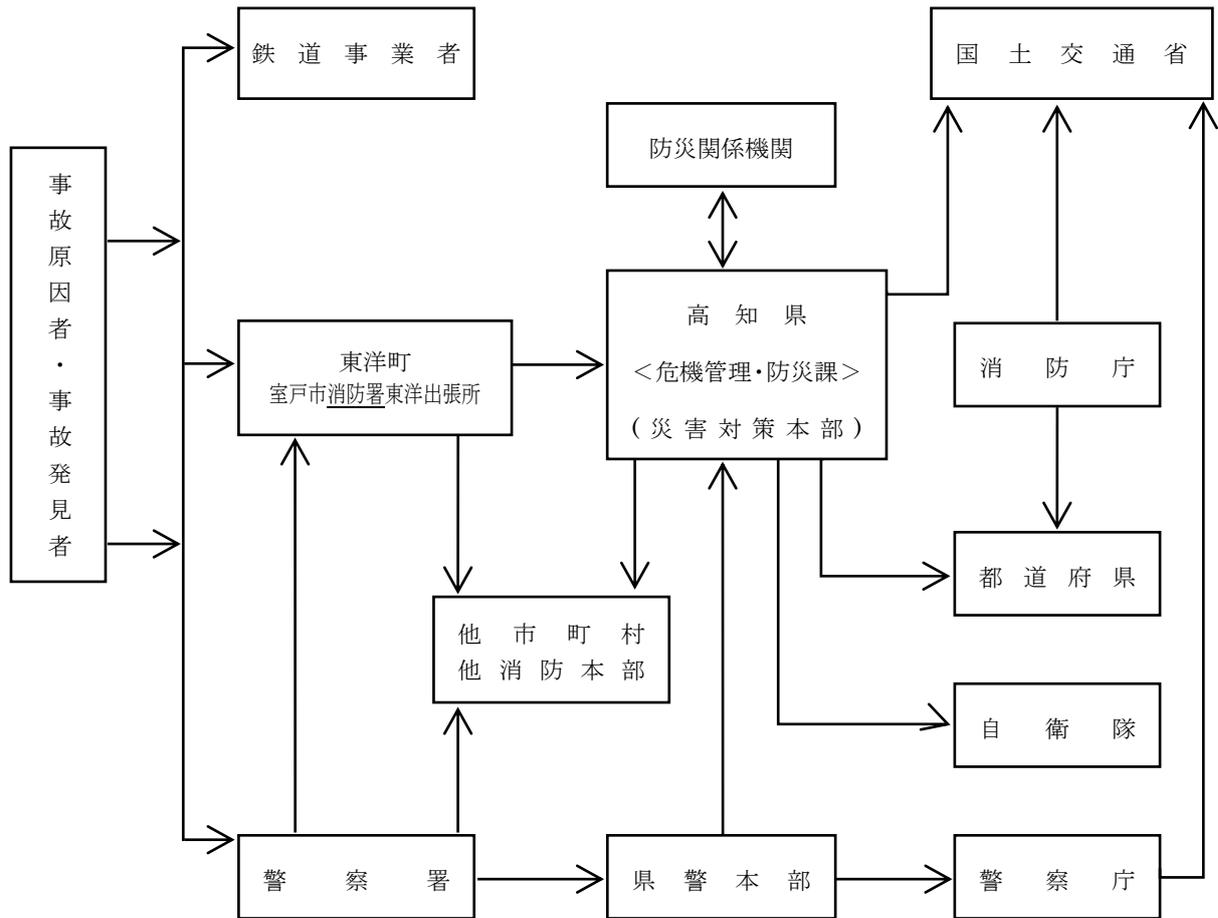
事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時は、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

被害情報等の収集伝達系統



第3節 航空災害

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

航空機の墜落炎上等の災害が発生した時は、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 町の応急対策

(1) 関係機関への通報

航空機事故の発生を知った時、または発見者からの通報を受けた時は、町総務課は、室戸市消防署東洋出張所、消防団などと連携しながら、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時は、室戸市消防署東洋出張所、消防団は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第4節 海上災害（人身事故等）

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した時、海上保安庁等と連携しながら、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 事故船舶の応急対策

(1) 関係機関への通報等の実施

海上災害が発生した時、または発生するおそれがある時は、ただちに最寄りの海上保安官署、警察署に通報するとともに、現場付近の者または船舶に対して、注意を喚起する。

(2) 救助・救護、消火活動の実施

消防機関、高知海上保安部等の指示に従い、積極的に救助・救護活動や消火活動等を行う。

2 町の応急対策

(1) 捜索・救助・救急、医療・救護、消火活動の実施

室戸市消防署東洋出張所、消防団は、海上保安部等に協力して、沿岸海域を中心とする捜索活動及び救助・救急活動、負傷者の医療、救護措置を講じる。また、火災が発生した場合には状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

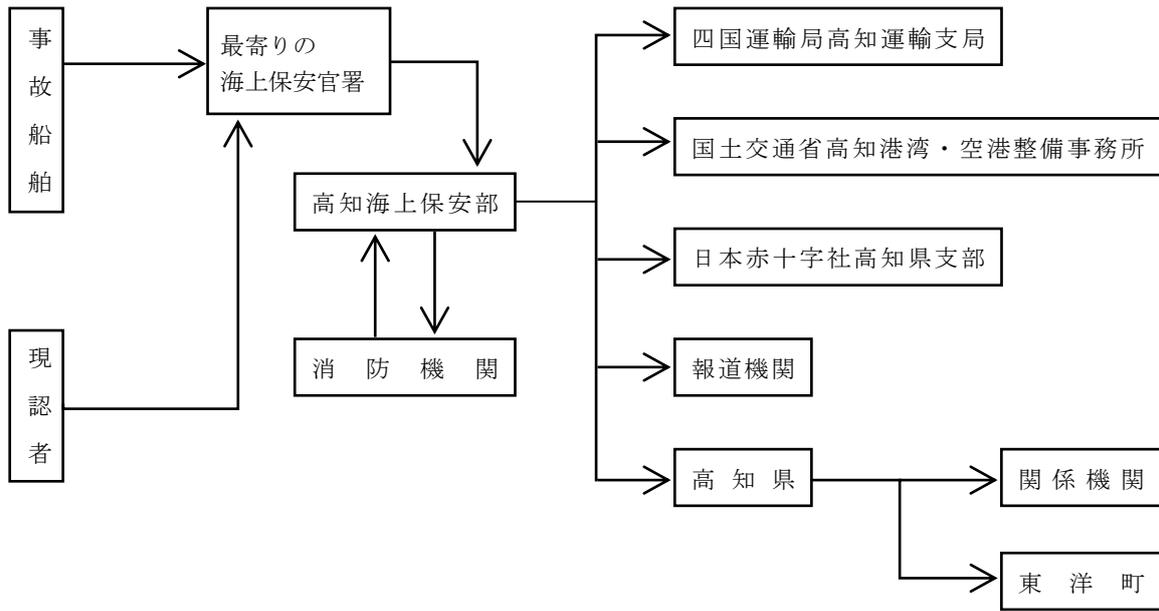
(2) 応援の要請

町総務課は、県に対し、医師等の派遣要請や他府県の消防機関の応援要請、自衛隊の派遣要請の要求等を行う。

(3) 警戒区域の設定等の措置

町総務課は、室戸市消防署東洋出張所や町産業建設課、消防団、地域住民などと連携しながら、被害のおよぶおそれのある沿岸の住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

通報連絡系統



第5節 海上災害（油流出等）

《担当部局》

◆主要な担当部局：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

船舶等から、海上に大量の油等が流出した時に、迅速かつ効率的に流出油等の防除等を行う。

《施策の方向》

1 事業者の応急対策

(1) 事故の通報

海上において大量の油等の流出事故が発生し、または発生のおそれがある場合は、以下の事項を高知海上保安部に通報するとともに、現場付近の者または船舶に対して、注意を喚起する。

- ア 事故発生又は発見の日時、場所
- イ 事故の概要
- ウ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- エ 現場の気象及び海象
- オ その他必要事項

(2) 付近の住民への警告

付近の住民に危険が及ぶと判断される時は、住民に対して避難するよう警告する。

(3) 防除作業の実施

現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収等、流出油等の防除作業を行う。必要に応じて、一般社団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

2 町の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

町総務課は、室戸市消防署東洋出張所、町産業建設課などと連携しながら、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

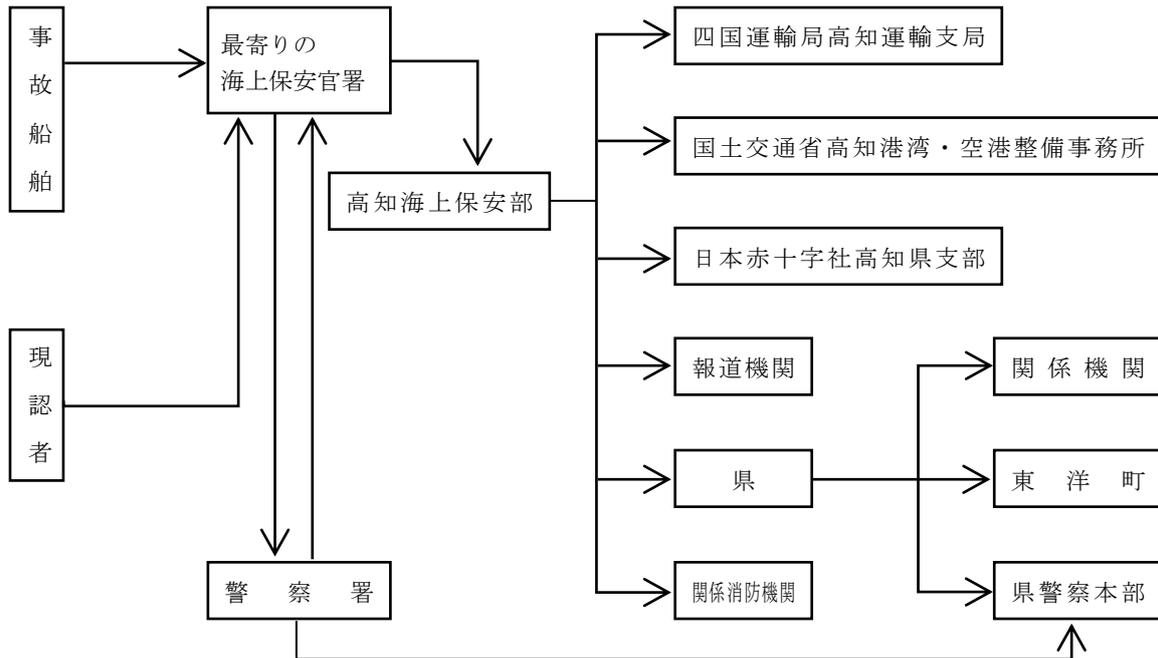
(2) 防除作業の実施

室戸市消防署東洋出張所、町総務課、町産業建設課、消防団は、必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定等の措置

町総務課は、室戸市消防署東洋出張所や町産業建設課、消防団、地域住民などと連携しながら、災害の危険がおよぶおそれのある沿岸の住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

通報連絡系統（海上における流出油事故発生時）



第3章 危険物災害応急対策計画

《担当部局》

◆主要な担当部局	：総務課・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局	：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生した時は、住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 事業者の応急対策

(1) 連絡・通報

危険物等による事故が発生した時は、ただちに、消防本部、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。

(2) 被害拡大防止措置の実施

大規模な事故が発生したときは、被害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。

(3) 消火活動の実施

事故に伴い火災が発生した時は、速やかに状況を把握し、自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

2 町の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

大規模な危険物等災害が発生した時は、室戸市消防署東洋出張所は、町総務課、産業建設課などと連携しながら、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時には、室戸市消防署東洋出張所は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第4章 原子力災害応急対策計画

《担当部局》

◆主要な担当部局	：総務課・住民課・地域包括支援センター・産業建設課・室戸市消防署東洋出張所
◇連携する部局	：議会事務局・税務課・出納課・住民課・地域包括支援センター・教育委員会

《基本的な考え方》

東洋町は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で200 k m、福井県や島根県の原子力発電所から300 k m離れているが、福島第一原子力発電所事故では、300 k m離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、東洋町においても影響を想定していく必要がある。また、放射性物質輸送中の事故等も考えられる。

原子力事業者の事故等による放射性物質の飛散が発生した際は、原子力事業者から国・県等への通報が義務づけられており、町は、本町への影響に関する迅速な情報の収集と住民への伝達に努めるとともに、必要に応じて、屋内退避等の措置や、食品・飲料水の摂取制限などの措置を実施する。

《施策の方向》

1 情報の収集・伝達

町総務課は、県、国、原子力事業者からの情報を迅速・的確に収集し、防災行政無線、エリアメール、広報車等を通じて、住民に被害状況や本町への影響などを伝達する。

2 屋内退避、避難等の防護活動の実施

県から屋内退避、避難等の防護対策の指示があった場合、町総務課は、消防団等と連携しながら、住民等に周知するほか、県による指示がない場合においても、必要に応じて、住民に対して、屋内退避、避難等の指示を行う。

3 安定ヨウ素剤の配布

町住民課は、必要に応じて、県と協力し、住民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

4 緊急時のモニタリングへの協力

県が実施するモニタリング・放射能濃度測定作業が円滑に行われるよう協力する。

5 健康被害防止対策

県が実施する人体に係るスクリーニング、除染などに協力する。

また、町住民課は、必要に応じて、住民に対する健康相談を実施する。

6 食品・飲料水の検査と摂取制限

町産業建設課は、国及び県から指示があった時、または放射線被爆から地域住民を防護するために必要があると判断する時は、汚染飲料・飲食物の摂取制限などの措置を行う。

また、国及び県から指示があった時は、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置も行う。

飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)
野菜類 (根菜・芋類を除く。)	2,000 ベクレル/キログラム以上

資料：原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

資料：平成24年3月15日厚生労働省通知

7 広域的な避難の実施

町総務課（災害対策本部情報部）は、県内の他の市町村への避難が必要と判断した時は、避難について、受け入れ先となる市町村と、直接協議する。県外への避難が必要と判断したときは、県に対して他の都道府県と協議するように求める。

また、県から、他市町村、他県からの避難者の受け入れを要請された場合、広域一時避難所を設置し、食料、飲料水等の提供など必要な支援を行う。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 計画の趣旨

東洋町は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、「東洋町東南海・南海地震防災対策推進計画」を定めて東南海・南海地震対策を進めてきた。

東日本大震災や近年の地震研究の動向を受けて、平成25年12月にこの法律が、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改定され、東洋町は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されたため、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月27日）に基づき、「東洋町南海トラフ地震防災対策推進計画」を定め、南海トラフ地震対策を推進する必要がある。

これについて、町としては、高知県が「高知県地域防災計画震災・津波対策編」をもって「高知県南海トラフ地震防災対策推進計画」を包括しているという考え方に立っていることを受け、「東洋町地域防災計画」の「第1編 共通編」「第3編 地震・津波対策編」が、「東洋町南海トラフ地震防災対策推進計画」を包括するという考え方に立つものとする。

第2章 盛り込むべき事項の一覧

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において市町村計画で盛り込むべきとされた事項と、東洋町地域防災計画での掲載箇所の一覧は、以下の通りである。

市町村計画で盛り込むべきとされた事項と東洋町地域防災計画での掲載箇所の一覧

	国の推進基本計画		東洋町地域防災計画	備考
1	堤防、水門等の点検、自動化・遠隔操作、補強等の推進	P37	「第1編第2部 第4章 第1節 津波・高潮の被害軽減対策」に掲載。	
2	地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順、平常時の管理方法等	P38	水門等の操作担当は資料編及び「第3編第1部 第1章 第3節 災害対策本部による初動活動の展開」において消防部の活動に位置づけ。	P47 ・ P139
3	津波により住家等の孤立が懸念される地域におけるヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整	P38	「第1編第2部 第2章 防災体制の強化 第5節 緊急輸送体制の整備」に掲載。	P40

	国の推進基本計画		東洋町地域防災計画		備考
	備				
4	庁内及び関係機関間における津波警報等の伝達経路・伝達方法	P38	「第3編第1部 第2章 情報の収集・伝達」に掲載。	P144 ～	
5	住民に対する津波警報等の伝達経路・伝達方法	P38		P153	
6	避難指示等の具体的な発令基準及び発令時に地域住民等が具体的にとるべき行動	P38	「第3編第1部 第4章 避難誘導対策」に掲載。	P159 ～ P165	
7	船舶に対する津波警報等の伝達経路・伝達方法	P38	高知県漁協、海上保安庁が伝達。	—	
8	被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法	P38	「第3編第1部 第2章 情報の収集・伝達 第3節 被害情報の収集・報告」に掲載。	P149 ～ P150	
9	防災行政無線の整備に関する事項	P38	「第1編第2部 第2章 防災体制の強化 第2節 情報通信システムの強化」に掲載。	P34	
10	避難対象地域及び避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法	P38	資料編に避難施設、津波一時避難場所を掲載。また、津波避難計画を別途策定。	P243 ～ P245	
11	家族との連絡方法、避難場所、避難経路、避難方法の平常時からの確認	P39	「第1編第2部 第1章 地域防災力の育成 第1節 防災知識の普及」に掲載。	P27	
12	外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の実施体制	P39	「第3編第1部 第4章 避難誘導対策 第2節 避難の誘導」において観光客について掲載。外国人については「第3編第1部 第10章 災害時要配慮者対策」に掲載。	P161 ・ P192	
13	避難後の救護の内容	P39	「第3編第1部 第5章 災害防止拡大活動 第2節 医療救護活動」に掲載。	P168	
14	避難所の開設時における応急危	P39	応急危険度判定は、「第3編第1	P151	

	国の推進基本計画		東洋町地域防災計画		備考
	陰度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制及び避難者リストの作成等に関する事項	～ P40	部 第5章 災害防止拡大活動 第3編 二次災害の防止」に掲載。 各避難所との連絡体制は、「第3編第1部 第2章 情報の収集・伝達 第4節 情報通信システムの機能確保」に掲載。避難者リストの作成は、「第3編第1部 第4章 避難誘導対策 第4節 避難所の開設・運営」に掲載。	・ P164 ・ P169	
15	船舶が沖合に避難するための避難海域	P40	高知県漁協、海上保安庁が定める内容。	—	
16	避難に関する意識を啓発するための方策	P40	「第1編第2部 第1章 地域防災力の育成 第1節 防災知識の普及」に掲載。	P27	
17	消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項	P40	津波避難計画を別途策定。また、「第3編第1部 第1章 参集・配備」において消防機関及び消防団を災害対策本部消防部に位置づけており、他の本部員同様、自身の身の安全の課確保を最優先に行う。	P134 ～ P143	
18	水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置	P40	「第3編第1部 第9章 ライフラインの応急対策」に応急復旧工事を掲載。また、「第3編第1部 第5章 第3節 二次災害の防止」に「公共施設・道路などの二次災害の防止」を掲載。	P169 ・ P188	
19	交通規制の内容	P41	「第3編第1部 第6章 緊急輸送・交通対策」に掲載。	P170	
20	予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた船舶が安全な海域に退避するための措置	P42	高知県漁協、海上保安庁が定める内容。	—	
21	庁舎等の公共施設における非常用発電装置の整備、水や食料等の	P42	発電装置や情報機器は、「第1編第2部 第2章 防災体制の強化	P34 ～	

	国の推進基本計画		東洋町地域防災計画	備考
	備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項		第2節 情報通信システムの強化」に掲載。水や食料等の備蓄は、「第1編第2部 第3章 住民生活の確保 第2節 食料・生活必需品の確保 第3節 飲料水の確保」に掲載。	P35 ・ P44 ・ P45
22	自らが管理又は運営する施設に関する地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制	P42	福祉施設や学校など、それぞれの施設で避難計画を策定しており、緊急点検及び巡視はそれぞれの施設の職員で実施。	—
23	工事中の建築物について、津波襲来に備えた安全確保上実施すべき措置	P42	工事の実施主体が津波襲来に備えた安全確保措置をとる。なお、工事実施中の津波襲来における避難誘導は、「第3編第1部 第4章 避難誘導対策 第2節 避難の誘導」に従い実施する。	P161
24	消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制	P43	津波避難計画を別途策定。また、「第3編第1部 第1章 参集・配備」において消防機関及び消防団を災害対策本部消防部に位置づけ。	P134 ～ P143
25	緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策	P43	「第1編第2部 第2章 防災体制の強化 第3節 火災予防対策の推進」に広域応援・受援体制の充実を掲載。	P36 ～ P37
26	自衛隊・警察・消防等による救助のための被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進	P43	「第1編第1部 第6章 防災ビジョン」に応援・受援を的確に行う体制づくりを掲載。	P19
27	消防団における加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実	P43	「第1編第2部 第2章 防災体制の強化」に掲載。	P36 ～ P37
28	被災時における物資等の調達手	P43	「第3編第1部 第3章 応援・	P154

	国の推進基本計画		東洋町地域防災計画	備考
	配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要な事項		派遣要請」、「第3編第1部 第5章 災害拡大防止活動」～「第3編第1部 第13章 農林漁業関係応急対策」のそれぞれに掲載。	～ P158 ・ P166 ～ P198
29	事前応援協定の締結その他の手続上の措置	P43	「第1編第2部 第2章 防災体制の強化」に民間との協定締結の推進等を掲載。	P41
30	物資の備蓄及び調達に関する計画	P44	「第1編第2部 第3章 住民生活の確保 第2節 食料・生活必需品の確保」に掲載。	P44
31	年1回以上の防災訓練の実施内容、方法	P44	「第1編第2部 第2章 防災体制の強化」に掲載。訓練の実施内容、方法は年次計画で決定する。	P32
32	津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施内容、方法	P44		
33	職員等に対する地震防災上の教育の実施内容、方法	P44	「第1編第2部 第1章 地域防災力の育成」に掲載。	P27
34	住民に対する防災教育・広報の実施内容、方法	P45		

第3章 高齢者等避難・避難指示の対象地域

高齢者等避難・避難指示の対象地域は、以下の通りである。

地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域

対象地域	甲浦地区
	生見地区
	野根地区（一部山間地域を除く。）

第4章 実施すべき事業

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類・目標・達成期間は、以下の通りである。

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類・目標・達成期間

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
甲浦地区	避難施設の整備事業	3箇所	平成31年度
	避難経路の整備事業	16路線	平成31年度
生見地区	避難経路の整備事業	4路線	令和3年度
野根地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成28年度
	避難経路の整備事業	11路線	平成31年度

第 6 編 参考資料

第1章 避難所の一覧

指定避難所の一覧

	施設名	所在地	海拔 (m)	収容可能 人員	避難対象地区名	津波の場合
1	甲浦東部長生会憩の家	甲浦 19-4	2.3	40	甲浦東	×
2	甲浦中町地区集会所	甲浦 333-1	2.6	40	甲浦中	×
3	甲浦西地区集会所	甲浦 708-12	3.9	30	甲浦西	×
4	甲浦中学校	白浜 6-2	2.4	250	白浜	(L1のみ)
5	甲浦地区公民館	白浜 12-1	2.4	300	白浜・河内	×
6	白浜老人里の家	白浜 198-9	2.4	30	白浜	×
7	甲浦小学校	河内 27	8.5	500	甲浦西・中・東	(L1のみ)
8	甲浦地区老人里の家	河内 98	2.7	30	甲浦西	×
9	小池地区老人憩の家	河内 151-1	2.3	30	小池	×
10	甲浦保育園	河内 198	2.4	100	小池	×
11	ふれあい館なごみ	河内 350	2.9	200	小池・原・河内	×
12	河内地区老人憩の家	河内 1071-1	4.2	30	河内	×
13	生見地区集会所	生見 158	4.3	30	生見	×
14	東洋町町民会館	生見 758-3	7.4	200	生見	計画有
15	東洋町地域福祉センター	生見 756-8	6.8	100	生見	×
16	野根地区老人憩の家	野根丙 2456-1	10.4	30	池相間・東町	○
17	池第2地区集会所	野根丙 2237-1	9.9	30	池	×
18	東町地区集会所	野根丙 2115-1	10.3	30	東町	×
19	野根地区公民館	野根丙 1975	6.0	200	浦・池相間・東町	計画有
20	文化会館	野根丙 1963-2	9.8	60	東町	○
21	浦地区集会所	野根丙 1645-2	9.5	20	浦	×
22	銀杏保育園	野根丙 1364	5.3	100	浦・中村	×
23	中村地区集会所	野根丙 1271	5.7	15	中村	×
24	野根小学校	野根丙 1084-3	6.8	500	浦・中村	計画有
25	野根中学校	野根丙 994-1	7.6	500	中島・押野・別役	×
26	中島地区集会所	野根丙 846-1	9.9	15	中島	×
27	つづら地区集会所	野根丙 725-1	15.4	10	つづら	○
28	押野地区集会所	野根甲 366-1	12.9	15	押野	○
29	内田地区集会所	野根丙 105-2	20.1	10	内田	○
30	名留川地区集会所	野根乙 418	25.6	15	名留川	○
31	別役地区集会所	野根丁 222-8	32.6	15	別役	○
32	大斗地区集会所	野根乙 2318	49.6	10	大斗	○
33	川口地区集会所	野根乙 1337-1	60.8	25	川口	○
34	真砂瀬地区集会所	野根乙 1933	134.6	15	真砂瀬	○
35	野根地区防災活動拠点施設	野根丙 1694-2	10.2	100	浦・東町	○
36	東洋町自然休養村管理センター	白浜 88-3	4.4	150	白浜	×
37	東洋町地域防災センター	生見 758-3	7.4	100	生見	○
38	池相間地区集会所	野根丙 2446	14.6	20	池	○
39	旧川口地区集会所	野根乙 1362	68.5	10	川口	○
40	野根地区防災避難施設	野根丙 2003-1	11.4	100	東町	計画有
41	甲浦集落活動センター	白浜 198-9	2.5	150	白浜	○

津波の際の緊急避難場所の一覧

【甲浦・生見地区】

	避難対象地域	避難場所	備考	標高(m)	収容可能人数(現状)	収容可能人数(整備後)
1	甲浦東	甲浦東2区避難場所①	甲浦東2区①防災倉庫裏山	31.3	50	50
2	甲浦東	甲浦東2区避難場所②	甲浦東2区②防災倉庫裏山	26.1	50	50
3	甲浦東	甲浦東1・2区避難場所	東ノ谷	15.8	50	50
4	甲浦東	甲浦東1区避難場所	金刀比羅宮	12.9	100	100
5	甲浦東	甲浦東3区避難場所①	甲浦東青年会堂裏山	34.7	100	100
6	甲浦東	甲浦東3区避難場所②	造船所裏山	17.9	50	50
7	甲浦東	甲浦東3区避難場所③	国道55号船蔵橋北詰畑地	25.4	50	50
8	甲浦東	(株)三谷組甲浦事務所	(株)三谷組甲浦事務所広場	23.7	700	700
9	甲浦東	甲浦東3区避難場所④	旧道入口付近	16.2	50	50
10	甲浦中	甲浦中町1区避難場所(真乗寺裏山)		33.9	30	30
11	甲浦中	甲浦中町2区避難場所	中町集会所裏山	27.2	30	30
12	甲浦西	萬福寺		19.2	30	30
13	甲浦西	甲浦西1区避難場所	萬福寺裏山	36.4	30	30
14	甲浦西	甲浦西2区避難場所	超願寺参道中間から東高台へ	-	50	50
15	甲浦西	超願寺	超願寺境内上方	16.2	30	30
16	甲浦西	甲浦西3区避難場所①	甲浦港西股南側	39.1	50	50
17	甲浦西	甲浦西3区避難場所②(テレビ塔)		36.4	100	100
18	甲浦西・中・東	甲浦西4区避難場所①(甲浦小学校裏山)	林道甲浦線沿道広場	34.9	200	200
19	甲浦西・中・東	甲浦西4区避難場所②(NTT基地)	NTT中継基地局広場	47.5	100	100
20	甲浦西	甲浦西4区避難場所③(甲浦海運倉庫裏山)		44.0	80	80
21	小池・原	小池地区避難場所①(延命寺裏山)		39.9	50	50
22	小池・原	小池地区避難場所②	山林管理道	-	50	50
23	小池・原	小池地区避難場所③	ポンカン山中腹広場	32.0	100	100
24	小池・原	小池地区避難場所④	甲浦保育園西側山頂	20.9	50	50
25	小池・原	原地区避難場所		18.4	20	20
26	小池・原	小池地区防災避難タワー		14.5	100	100
27	白浜	白浜地区第1防災避難タワー	整備計画有(増設)	11.7	130	230
28	白浜	白浜地区第2防災避難タワー	整備計画有(増設)	11.5	120	220
29	白浜	甲浦中学校(屋上)	外付け階段(地上より11.05m)	13.4	100	100
30	白浜	白浜海岸津波避難タワー	白浜海岸内	20.1	500	500
31	白浜	甲浦集落活動センター(なぎ)		18.5		500
32	河内	河内地区避難場所①(玉泉寺裏山)		47.9	50	50
33	河内	河内地区避難場所②	河内地区防災倉庫付近	16.8	50	50
34	河内	河内地区避難場所③(貯水タンク)	貯水タンク方面	33.6	50	50
35	生見	東洋町町民会館(屋上)	外付け階段により屋上へ避難(計画有)	16.5		200
36	生見	生見地区避難場所①(役場裏山造成地)		27.1	500	500
37	生見	生見地区防災避難タワー		13.5	100	100
38	生見	生見地区避難場所②(甲浦坂トンネル付近)		30.5	100	100
39	生見	生見地区避難場所③	樹園地より山側	-	30	30
40	生見	生見地区避難場所④(南山)	相間トンネル方面	25.5	200	200
41	生見	東洋町地域防災センター		21.5	100	100
計					4,330	4,880

【野根地区】

	避難対象地域	避難場所	備考	標高(m)	収容可能人数(現状)	収容可能人数(整備後)
1	池	池地区避難場所①(明徳寺裏山)		24.1	50	50
2	池	池地区避難場所②	センドウ谷川上流	46.9	100	100
3	池	池地区避難場所③	井の谷川上流付近広場	67.5	50	50
4	池	池相間地区集会所		14.6	20	20
5	東町	野根地区第1防災避難タワー		18.1	50	50
6	東町	野根地区防災避難施設		18.6		100
7	東町	文化会館		19.3	20	20
8	浦・池・相間	浦地区避難場所(愛宕山)	貯水タンク付近広場	80.2	300	300
9	浦・池・相間・東町	野根地区公民館(屋上)	整備計画有(外付階段)	14.6		100
10	浦・東町	野根地区防災活動拠点施設		17.0	100	100
11	浦	野根分団屯所(屋上)	整備計画有(外付階段)	18.0		20
12	浦	NHK鉄塔方面	NHK鉄塔管理道	-	100	100
13	浦・中村	中村地区避難場所①(神明宮)	銀杏保育園裏	10.7	30	30
14	中村	中村地区避難場所②	墓所付近から高台へ	16.7	20	20
15	浦・中村	野根小学校(屋上)	整備計画有(外付階段)	14.0		100
16	中村	中村地区避難場所③	野根小学校裏山(墓所)	22.4	100	100
17	中島	中島地区避難場所(旧中島地区集会所)		13.3		30
18	つづら	つづら地区集会所		15.4	30	30
19	押野	押野地区集会所		12.9	30	30
20	押野	押野地区避難場所(旧養鶏場)	旧養鶏場跡広場	24.7	100	100
21	内田	内田地区集会所		20.1	10	10
22	内田	内田地区避難場所(了徳寺)	了徳寺境内	25.7	20	20
23	名留川	旧名留川小学校	備蓄倉庫利用	26.3	300	300
24	名留川	名留川地区集会所		25.6	15	15
25	名留川	愛宕大権現	愛宕山山頂付近	49.2	20	20
					1,465	1,815

指定緊急避難場所の一覧

	施設名	海拔 (m)	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫
指定避難所 4	甲浦中学校	2.4	×	○	×	○	L1のみ	○	×
指定避難所 7	甲浦小学校	8.5	○	○	○	○	L1のみ	○	○
指定避難所 15	東洋町町民会館	7.4	○	○	○	○	屋上へ	○	○
指定避難所 17	野根地区老人憩の家	10.4	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 28	つづら地区集会所	15.4	×	×	○	○	○	○	○
指定避難所 29	押野地区集会所	12.9	×	○	○	○	○	○	○
指定避難所 30	内田地区集会所	20.1	×	×	○	○	○	○	○
指定避難所 31	名留川地区集会所	25.6	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 32	別役地区集会所	32.6	×	○	○	○	○	○	○
指定避難所 33	大斗地区集会所	49.6	○	×	○	○	○	○	○
指定避難所 34	川口地区集会所	60.8	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 35	真砂瀬地区集会所	134.6	○	×	○	○	○	○	○
緊急避難場所 甲浦・生見地区 26	小池地区防災避難タワー	14.5	○	○	○	○	○	○	○
緊急避難場所 甲浦・生見地区 27	白浜地区第1防災避難タワー	11.7	○	○	○	○	L1のみ	○	○
緊急避難場所 甲浦・生見地区 28	白浜地区第2防災避難タワー	11.5	○	○	○	○	○	○	○
緊急避難場所 甲浦・生見地区 37	生見地区防災避難タワー	13.5	○	○	○	○	○	○	○
緊急避難場所 野根地区 5	野根地区第1防災避難タワー	18.1	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 36	野根地区防災活動拠点施設	10.2	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 38	東洋町地域防災センター	7.4	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 39	池地区集会所	14.6	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 40	旧川口地区集会所	68.5	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 41	野根地区防災避難施設	11.4	○	○	○	○	○	○	○
指定避難所 42	甲浦集落活動センター	2.5	○	○	○	○	○	○	○

第3章 り災証明書・被災証明書の様式

り災証明申請書

東洋町長様

申請人住所

申請人氏名

印

り災内容

り災年月日	年 月 日()～ 日() 午前 時 ～ 午前 時にかけて 午前 午後
災害の種別	台 風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地 震() 火 災() その他()
り災箇所の状況	(Blank space for description of disaster site)
備 考	

平成 年 月 日

上記のとおりり災したことを証明願います。

被災証明申請書（兼証明書）

年 月 日

東洋町長 様

住 所

申 請 人

㊞

電話番号 () ー

下記の物件について、被災しましたことを証明願います。

記

(1) 被災日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃

(2) 対象物件所在地 高知県安芸郡東洋町

(3) 被災の原因

(4) 被災の状況

(5) 証明の必要な理由 下記の該当するものに○をつけてください。

ア. 損害保険等の給付金請求に必要なため

イ. 災害見舞金等の請求に必要なため

ウ. その他 ()

上記願い出のとおり、相違ないことを証明します。

第 号

年 月 日

東洋町長

㊞

第4章 各課の被害調査様式

各課では、以下の様式により被害調査を行い、総務課（災害対策本部情報部）へ報告する。

被害状況調査票

災害名		災害						報告年月日			年 月 日()						
番号	災害日時 (調査日時)	被害場所	被害項目						被害状況			仮復旧(緊急)対応の状況			確認者		
			人的	道路	河川	崖崩	建物	その他									
1																	
			仮復旧概算額														
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復旧概算額						国災・町単の別	国災	町単災	補正希望年度	(仮)	(本)			
2																	
			仮復旧概算額														
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復旧概算額						国災・町単の別	国災	町単災	補正希望年度	(仮)	(本)			
3																	
			仮復旧概算額														
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復旧概算額						国災・町単の別	国災	町単災	補正希望年度	(仮)	(本)			
4																	
			仮復旧概算額														
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復旧概算額						国災・町単の別	国災	町単災	補正希望年度	(仮)	(本)			
5																	
			仮復旧概算額														
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復旧概算額						国災・町単の別	国災	町単災	補正希望年度	(仮)	(本)			

※被害状況の項目に○をつけてください。

第5章 消防庁への報告様式

災害の場合は、第4号様式を用いる。

第4号様式（その1）

災害概況即報

	(災害概況即報)	報告日時	年	月	日	時	分
		都道府県					
		市町村 (消防本部名)					
		報告者名					
	消防庁受信者氏名	災害名	(第	報)			

災害 の 概 況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急 対策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入する。

被害状況即報

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		その他	田	流失・埋没	ha		
	(月 日 時現在)				冠水	ha		
報告者名			畑		流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
区分			被害					
人的被害	死者	人	文教施設		箇所			
	行方不明者	人	病院		箇所			
	負傷者	重傷	人	道路		箇所		
		軽傷	人	橋りょう		箇所		
住家被害	全壊		棟	河川		箇所		
			世帯	港湾		箇所		
			人	砂防		箇所		
	半壊		棟	清掃施設		箇所		
			世帯	崖くずれ		箇所		
			人	鉄道不通		箇所		
	一部破損		棟	被害船舶		隻		
			世帯	水道		戸		
			人	電話		回線		
	床上浸水		棟	電気		戸		
			世帯	ガス		戸		
			人	ブロック塀等		箇所		
床下浸水		棟	り災世帯数		世帯			
		世帯	り災者数		人			
		人	火災発生		建物		件	
非住家	公共建物	棟	危険物		件			
	その他	棟	その他		件			

区	分	被	害		都道府県	
公立文教施設	千円			災等 害の 対設 策置 本状 部況	市 町 村	
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他	千円			消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人	
備	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の種類概況					
考	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防，水防，救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請，応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請，出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 					

※被害額は省略することができる。

被害の判定基準

被害区分		認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者 (重傷者) 1 ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者) 1 ヶ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること	
住家の被害		住家とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする	
	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする	
	一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。	
	床上浸水	全壊、半壊に該当しないが、その住家の床より上に浸水したもの及び土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度浸水したもの	
非住家の被害		非住家とは、住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物	
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの	
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする	
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう	
	道路		道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
		損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったもの
		冠水	道路が水をかぶり、通行不能となったもの及び通行規制が必要なもの
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なもの
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要となったもの	
	河川		河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする
堤防決壊		河川法にいう 1 級河川、2 級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のもの	
越水		堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のもの	

	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なもの
	港湾・漁港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理に必要な臨港交通のための施設への被害があったとき
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき
	がけ崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	地すべり	地すべりによる災害で地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	土石流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共的建物に被害があったもの
	水道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき
	鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする
	電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする
その他	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする
	水道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする
り災者	り災世帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう
	り災者	り災世帯の構成員をいう
被害額	公立文教施設	公立の文教施設をいう
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同施設をいう
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害をいう
	林業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば立木、苗木の被害をいう
	畜産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう
	水産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害をいう
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害をいう

第6章 自衛隊派遣要請の様式

第 号
年 月 日

高知県知事 殿

東洋町長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
平成 年 月 日 時から
平成 年 月 日 時まで
- 3 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- 4 派遣を希望する区域及び活動状況
- 5 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 殿

東洋町長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

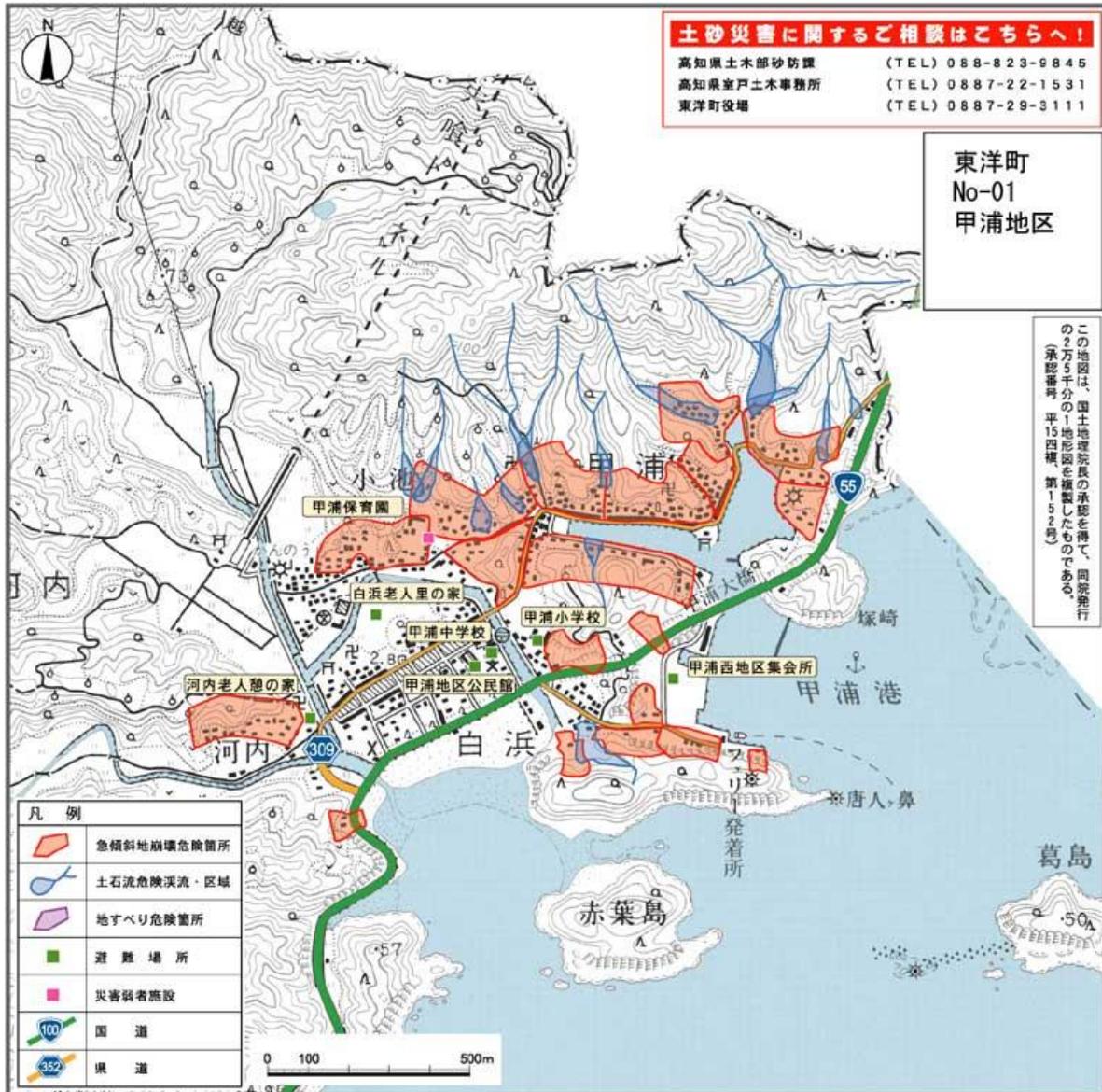
- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

※通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。要請する隊は、香南市の陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊（県防災行政無線31215-619、一般加入電話0887-55-3171）、小松島市の海上自衛隊第24航空隊（一般加入電話0885-37-2111）である。

第7章 土砂災害の警戒箇所

東洋町には、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流・箇所があり、土砂災害の危険が迫った時には、指定区域を対象に、高齢者等避難や避難指示を发出する必要がある。

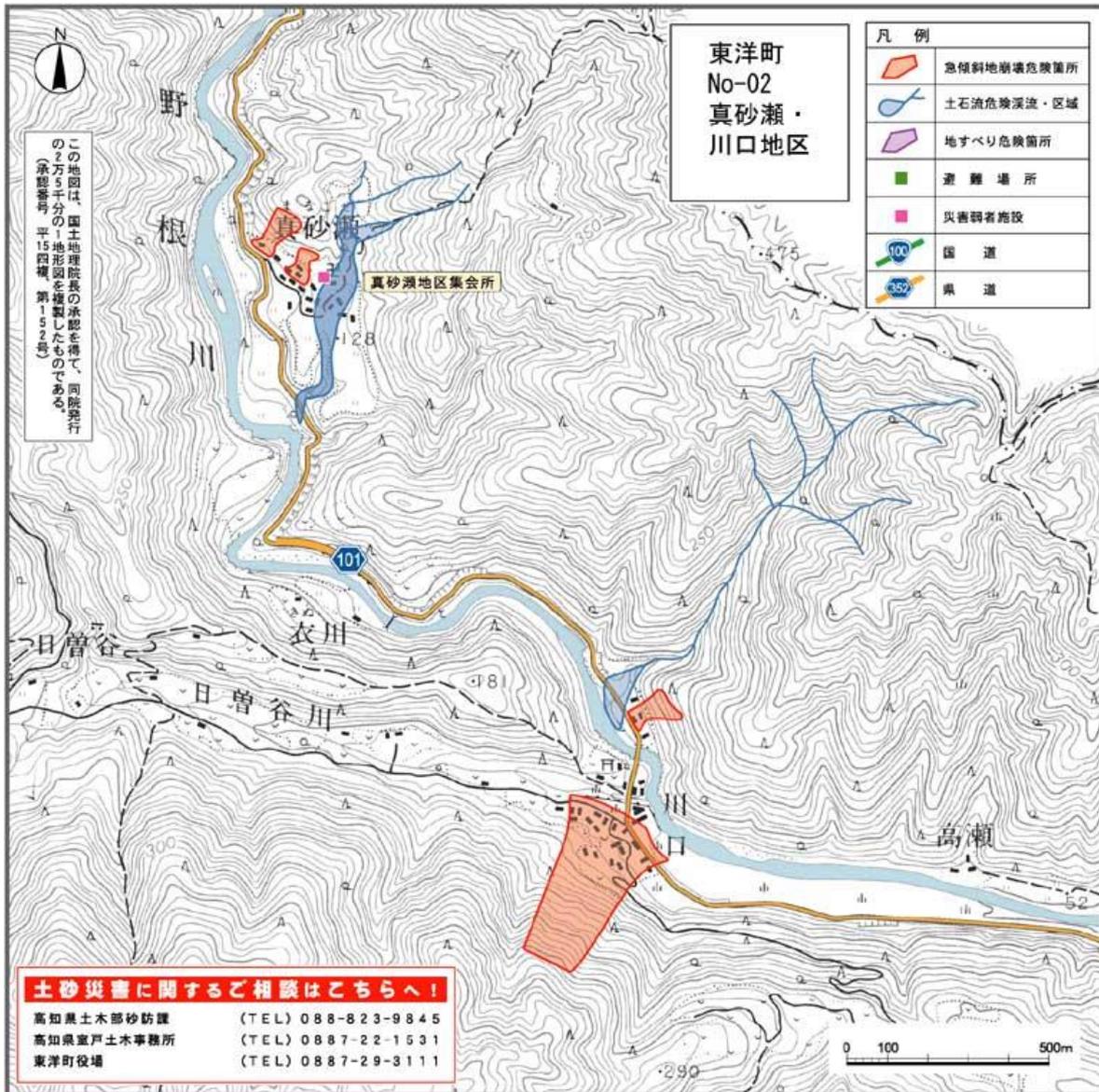
土砂災害の警戒箇所（甲浦地区）



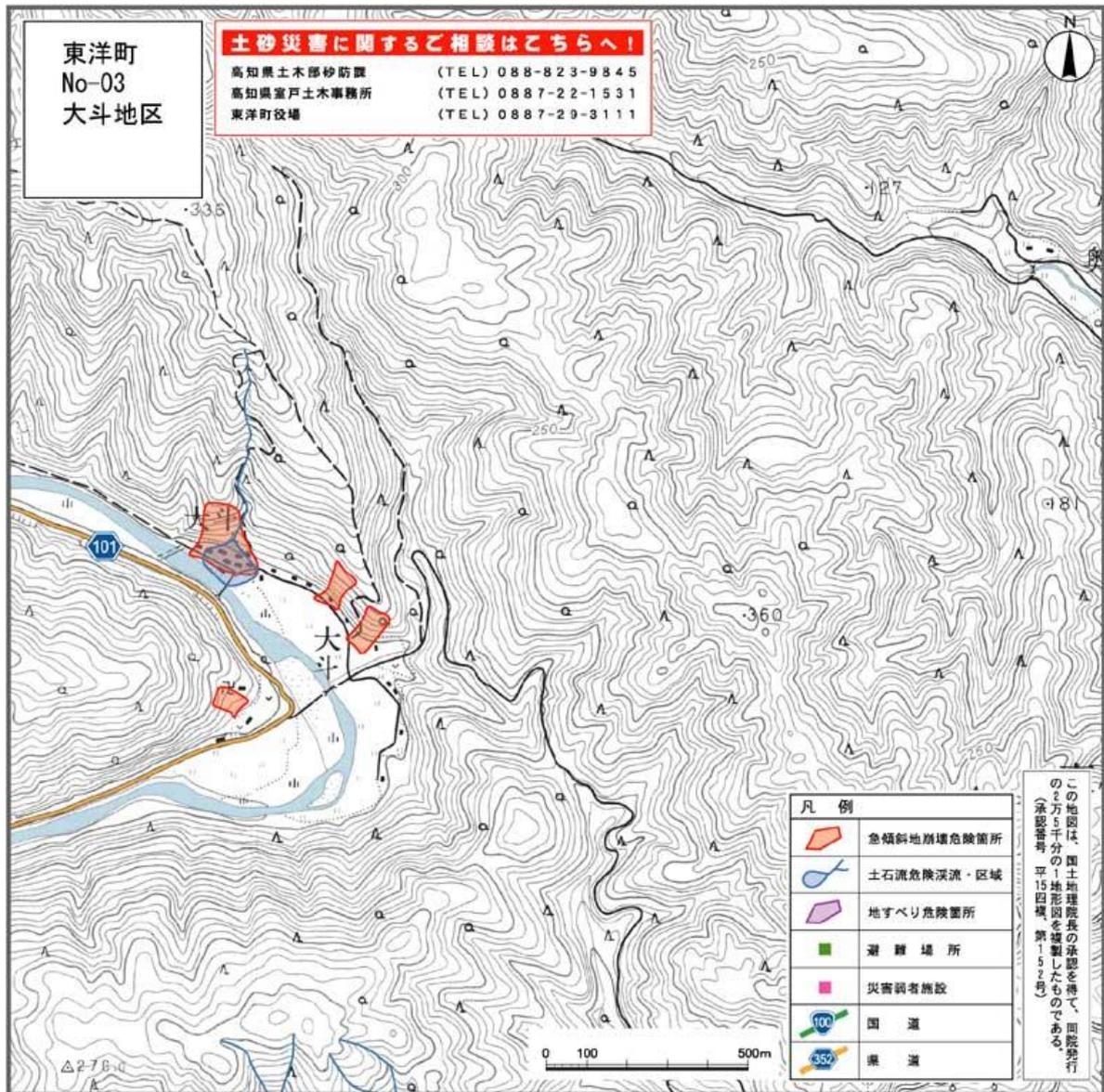
東洋町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、現状を把握し、住民への周知に努める。

(※防災砂防課 HP URL : <https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/index.aspx>)

土砂災害の警戒箇所（真砂瀬・川口地区）



土砂災害の警戒箇所（大斗地区）



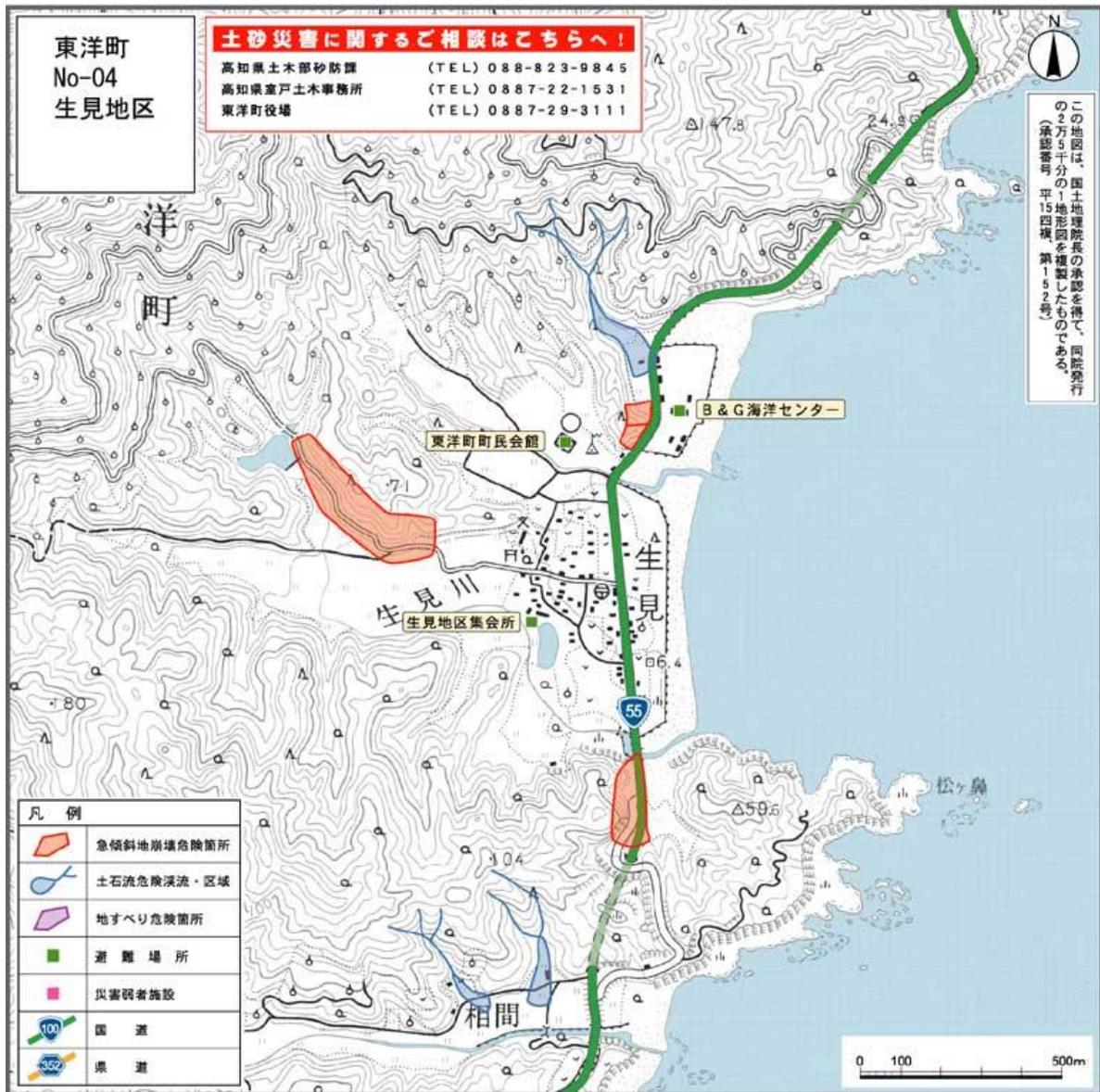
東洋町
No-03
大斗地区

土砂災害に関するご相談はこちらへ！
 高知県土木部砂防課 (TEL) 088-823-9845
 高知県室戸土木事務所 (TEL) 0887-22-1531
 東洋町役場 (TEL) 0887-29-3111

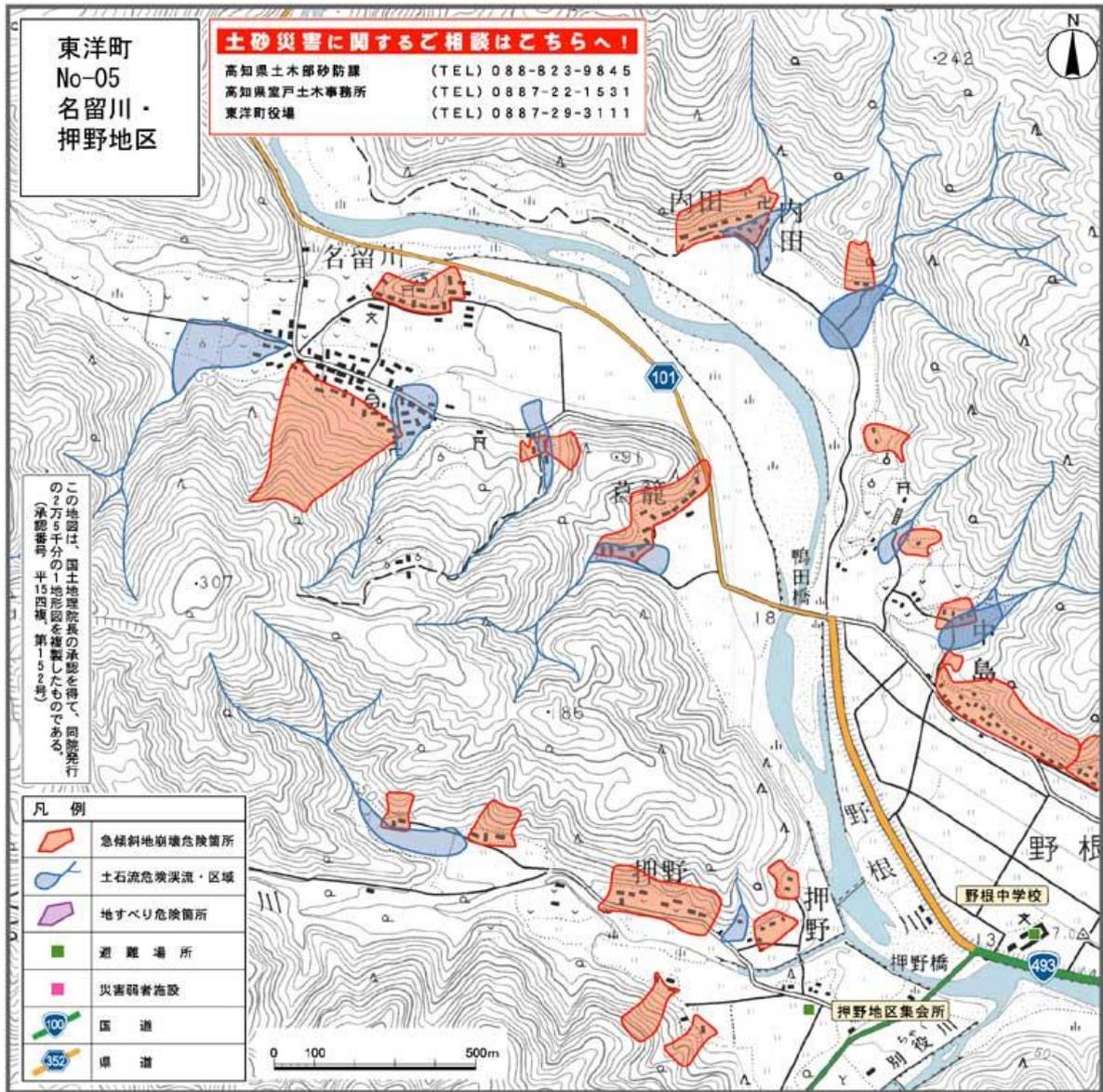
凡例	
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険渓流・区域
	地すべり危険箇所
	避難場所
	災害弱者施設
	国道
	県道

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平15四環 第152号)

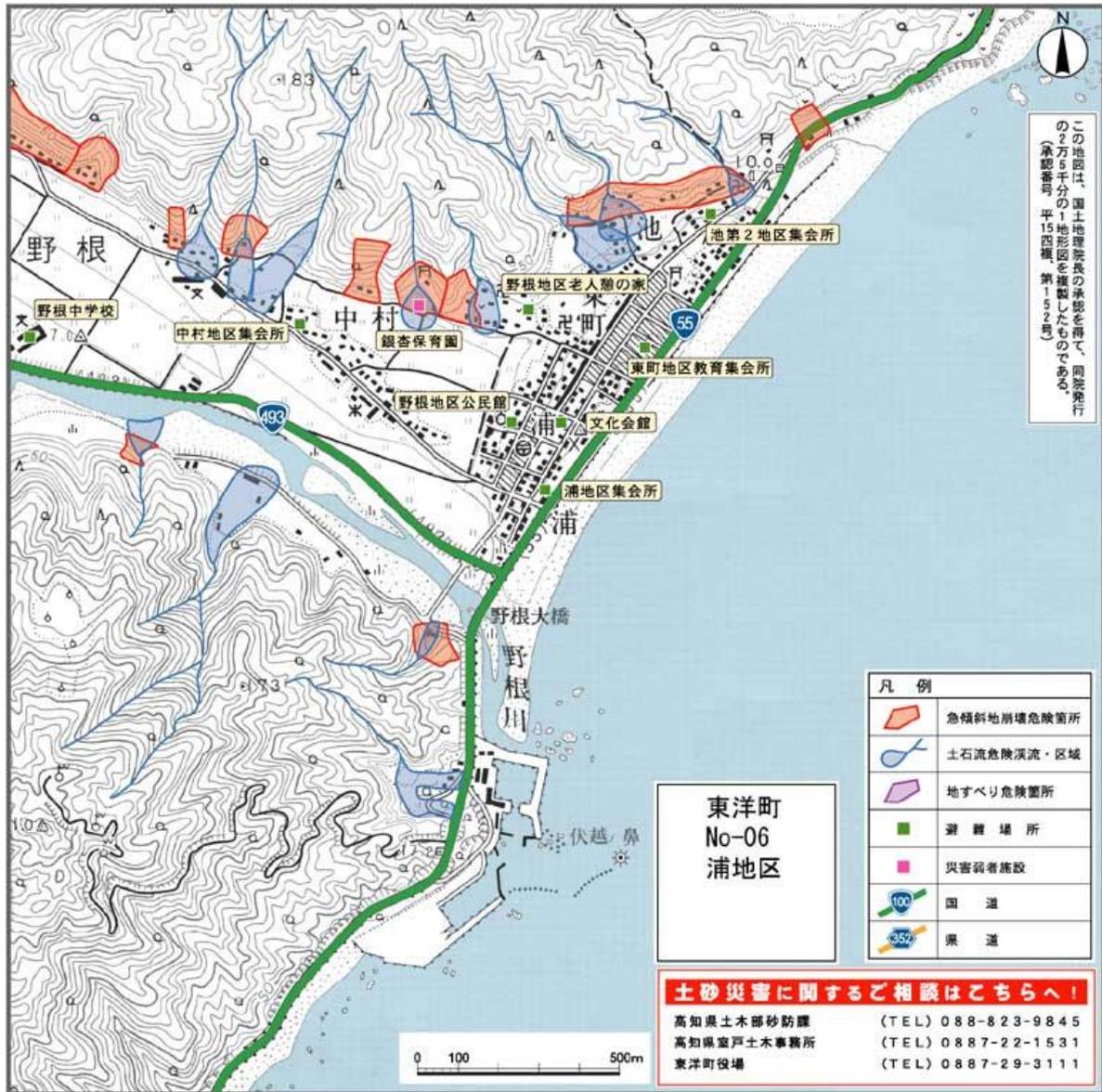
土砂災害の警戒箇所（生見地区）



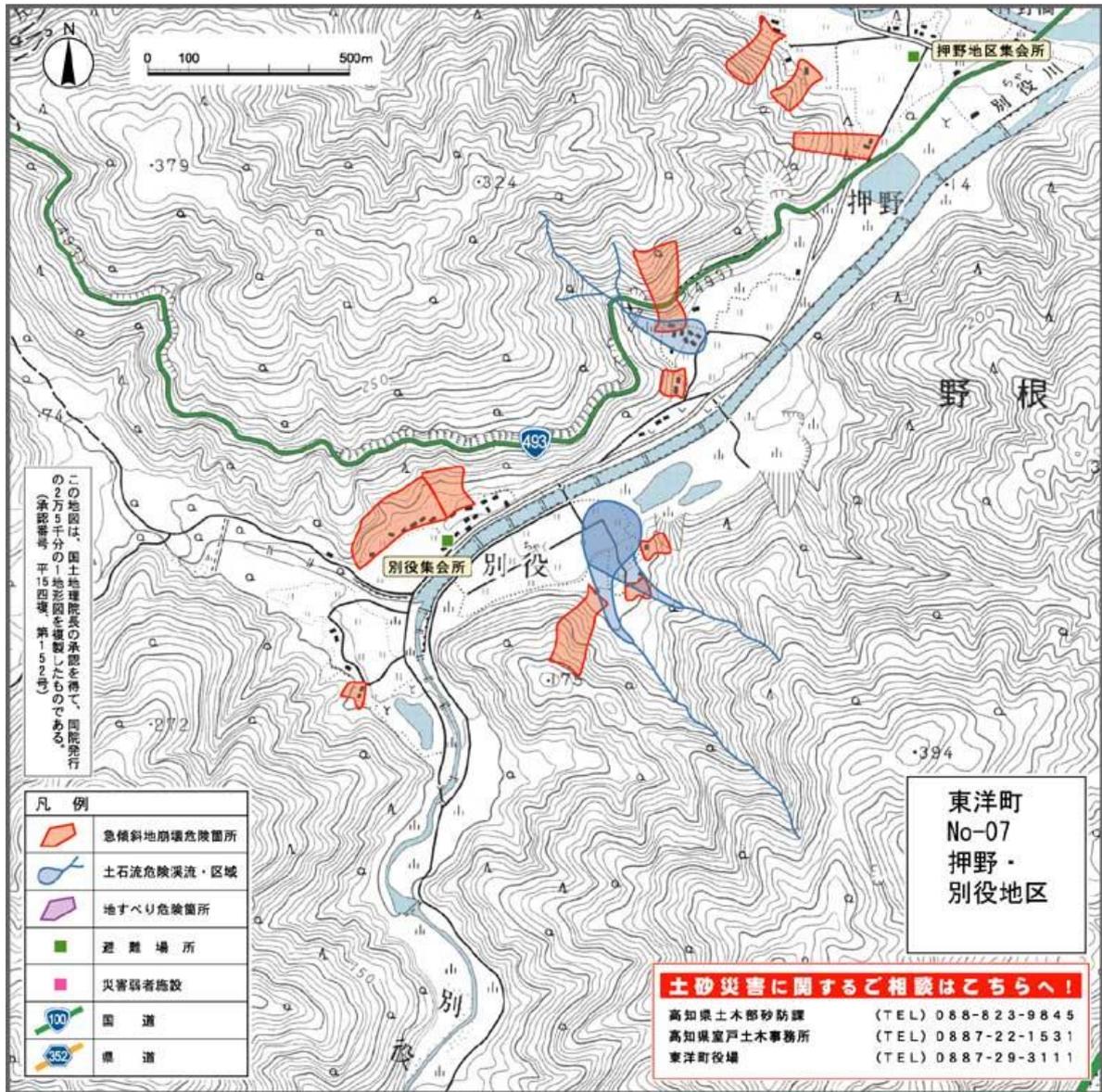
土砂災害の警戒箇所（名留川・押野地区）



土砂災害の警戒箇所（野根地区）



土砂災害の警戒箇所（別役・押野地区）



急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流・箇所を中心に、平成 23 年度には、甲浦地区、野根地区には、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域も、あわせて指定されている。

土砂災害警戒区域（甲浦東・中町・甲浦西・小池地区）

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(甲浦小学校区1/5)



○高知県では平成27年度に甲浦小学校区の一部において、「土砂災害防止法」に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

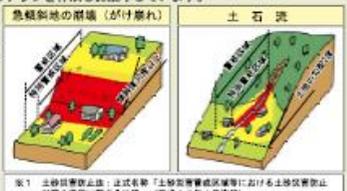
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）

①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。

②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山の中谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



記号	項目	備考
黄色	土砂災害警戒区域 （警戒区域の 通知書が送付された 地域です）	急傾斜地の崩壊 （がけ崩れ）
オレンジ	土砂災害警戒区域 （特別警戒区域）	土石流
赤丸	避難所開設	海岸町より

※黄色の警戒（赤色と青色の線画で囲んだ範囲）での指定は「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。

※薄い赤色・青色（赤色と青色の線画で囲んだ範囲）の色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」でありその後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の方によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。

- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨

となる場合は、特に注意が必要です。

土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
- 小石がけりくバラバラ落ちてくる。
- 流水がにごり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。

このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。

○「土砂災害警戒情報」はテレビ、ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や雨間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域（甲浦西地区）

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（甲浦小学校区2/5）

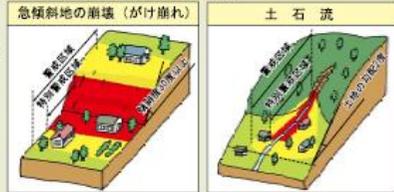


○高知県では平成27年度に甲浦小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。
※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山腹や谷筋にお住まいの方は、大雨の時は土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法：正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（数字は指定地の通し番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
		土石流
	避難所施設	東洋町より

※黄色の着色（赤色と青色の実線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※薄い赤色・青色（赤色と青色の破線で囲んだ範囲）の着色で示した箇所は、高知県が平成15年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水のかによって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ

土石流

早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。

- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。

土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
- 小石がバラバラ落ちてくる。
- 流水がにごり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。

このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。

○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。

問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

平成28年3月作成

土砂災害警戒区域（河内地区）

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（甲浦小学校区3/5）

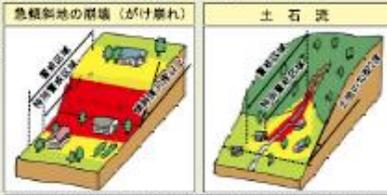


○高知県では平成27年度に甲浦小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の届知、警戒避難体制の整備、住宅等の新築立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。
※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山腹や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域 (数字は指定地の通知番号です)	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)
		土石流
	避難所施設	高津町より

※黄色の警告（黄色と青色の線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※薄い赤色・青色（黄色と青色の線で囲んだ範囲）の警告で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がくらばら落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象庁では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周囲の状況に十分な注意をしてください。



また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難をおこなうようにしてください。

問い合わせ先 ■高知県土木部防災防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

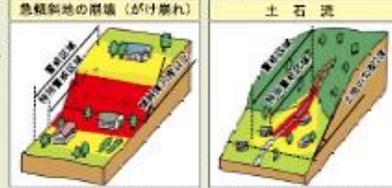
平成28年3月作成

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(甲浦小学校区4/5)



○高知県では平成27年度に甲浦小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しております。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれがある区域をいいます。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成15年4月施行）

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。
※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨時には土砂災害への注意をお願いします。

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（数字は指定地の通知番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	土砂災害特別警戒区域	土石流
	避難所施設	東洋町より

※黄色の輪色（赤色と黄色の輪色で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色、黄色（赤色と黄色の輪色で囲んだ範囲）の輪色で示した箇所は、高知県が平成16年に公布した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにこり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象庁では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周囲の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(甲浦小学校区5/5)



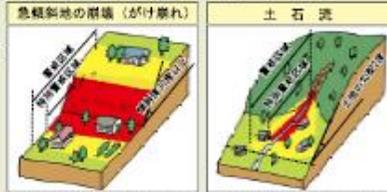
○高知県では平成27年度に甲浦小学校区の一部において、「土砂災害防止法」に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（数字は土壌安定の適し番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
		土石流
	避難所施設	業務所より

※黄色の帯色（赤色と黄色の帯色で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。

※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の帯色で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。

また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。

○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区1/14)



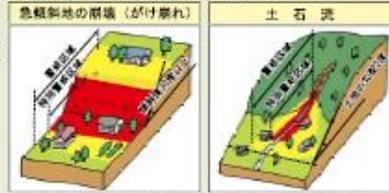
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の届知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	土砂災害特別警戒区域	土石流
	避難所施設	崖下より

※黄色の帯色（赤色と黄色の帯色で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※薄い赤色・黄色（赤色と黄色の帯色で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。

また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流氷がにぎり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。

○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先

■高知県土木部防災砂防課
TEL:088-823-9845

■高知県安芸土木事務所 室戸事務所
TEL:0887-22-1531

■東洋町総務課
TEL:0887-29-3111

平成28年3月作成

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区2/14)



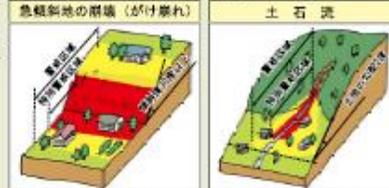
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しております。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（※2の欄をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域をいいます。

※2の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
■	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
■	土砂災害特別警戒区域	土石流
●	避難所施設	県庁より

※黄色の着色（赤色と黄色の線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の線で囲んだ範囲）の着色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

問い合わせ先

■高知県土木部防災砂防課
TEL:088-823-9845

■高知県安芸土木事務所 室戸事務所
TEL:0887-22-1531

■東洋町総務課
TEL:0887-29-3111

平成28年3月作成

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。



- 斜面から水がわきでる。
- 小石がバラバラ落ちてくる。
- 流氷がにぎり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。



このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。



また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区3/14)

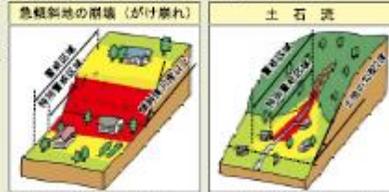


○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に浸透が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難経路は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	急傾斜地の危険（がけ崩れ）
	土砂災害特別警戒区域（土石流等）	土石流
	避難所誘致	素行町より

※黄色の帯色（赤色と黄色の連続で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の連続で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定が予定されています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先

■高知県土木部防災防課
TEL:088-823-9845

■高知県安芸土木事務所 室戸事務所
TEL:0887-22-1531

■東洋町総務課
TEL:0887-29-3111

平成28年3月作成

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区4/14)



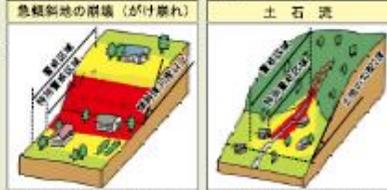
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；土砂災害「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（数字は土壌安定度の差し番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	土石流	
	避難所施設	業務所より

※黄色の帯色（赤色と黄色の線画で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。

※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の線画で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。

また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流氷がにぎり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。

○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先

■高知県土木部防災砂防課
TEL:088-823-9845

■高知県安芸土木事務所 室戸事務所
TEL:0887-22-1531

■東洋町総務課
TEL:0887-29-3111

平成28年3月作成

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区5/14)



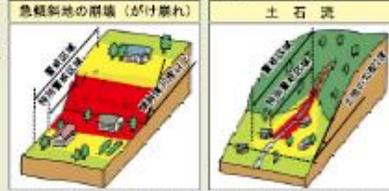
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれのある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域 （数字は指定地の通し番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
		土石流
	避難所施設	崖下より

※黄色の帯色（赤色と黄色の縦線が重なった縦線）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の縦線が重なった縦線）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ

土石流

早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。
土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
○1時間の雨量が200ミリ以上の大きな雨
○降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。

土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
- 小石がバラバラ落ちてくる。
- 流水がにごり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。

このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

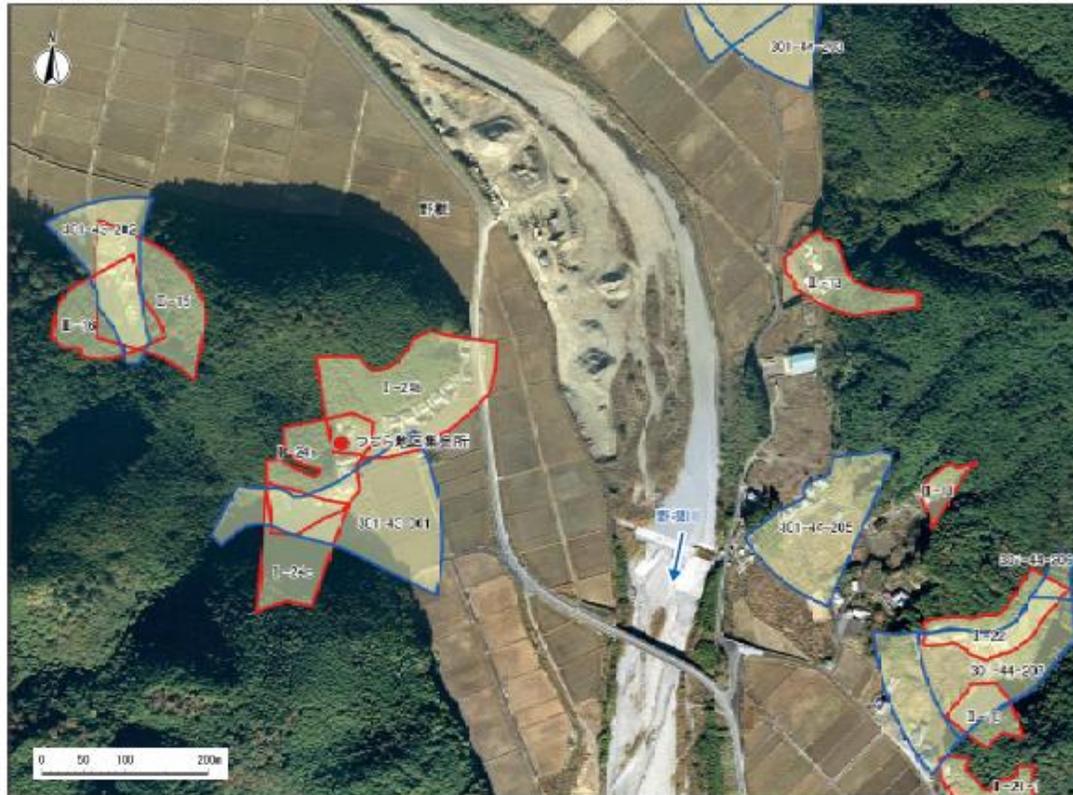
土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。

問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町防務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区6/14)



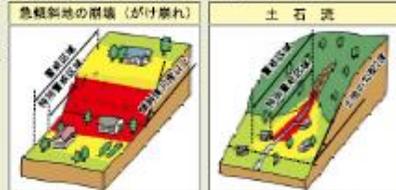
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新築立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；土砂災害防止法第10条「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	土砂災害特別警戒区域	土石流
	避難所施設	崖下より

※黄色の帯色（赤色と黄色の線画で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※赤い帯色・黄色（赤色と黄色の線画で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。

土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

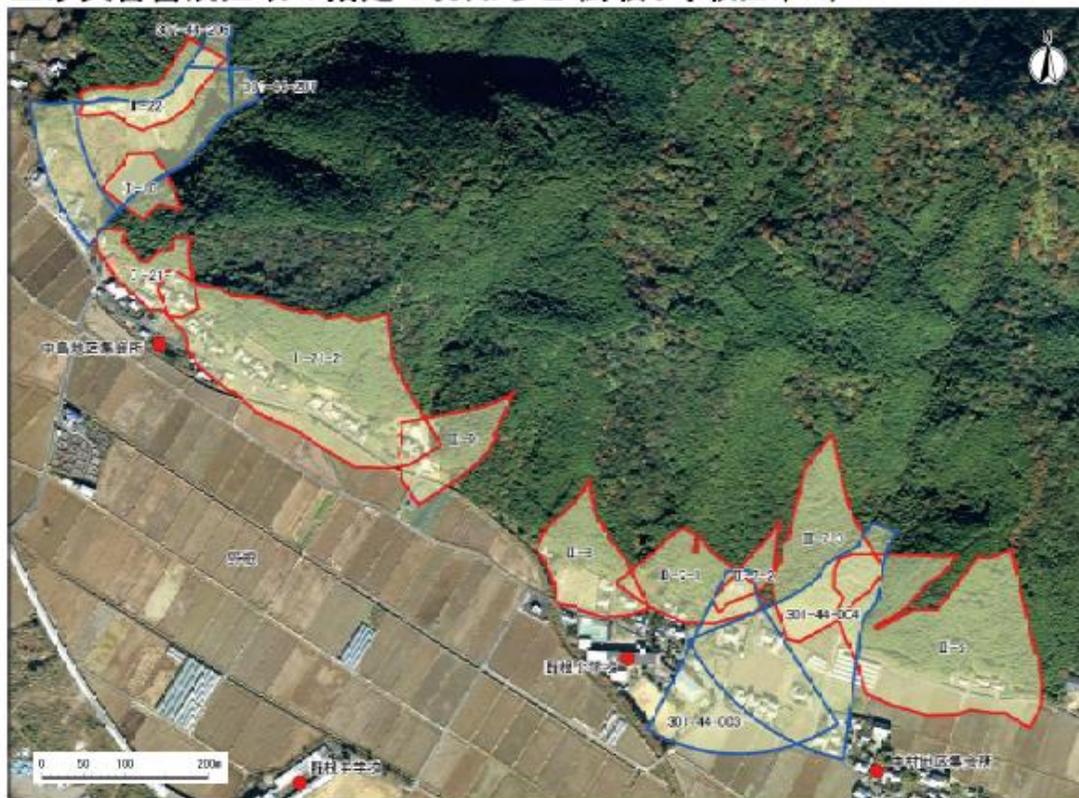
- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先
 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845
 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531
 ■東洋町防務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区7/14)



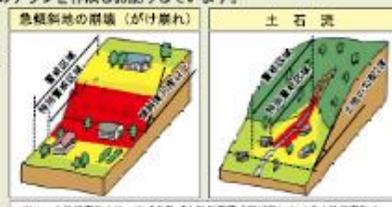
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
 住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
 ①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
 ②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
 ※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷間に住んでいる方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；土砂災害「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	土砂災害特別警戒区域	土石流
	避難所施設	集落内より

※黄色の帯色（赤色と黄色の連続で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
 ※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の連続で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
 雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
 雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
 雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
 また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。
 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
 ○1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
 ○降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。

土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
- 小石がバラバラ落ちてくる。
- 流水がにごり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。

このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
 ○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
 また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先
 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845
 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531
 ■東洋町防務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区8/14)

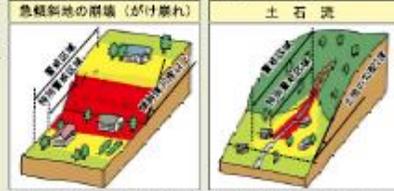


○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様には、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（※2の欄をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に被害が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれのある区域をいいます。

※2の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難経路は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷間に住んでいる方は、大雨の時は土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法；正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域 （数字は指定地の通し番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
		土石流
	避難所経路	崖下より

※黄色の帯色（赤色と黄色の帯色で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色・黄色（赤色と黄色の帯色で囲んだ範囲）の帯色で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流氷がにぎり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。



また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。

問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町防務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（野根小学校区9/14）



○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

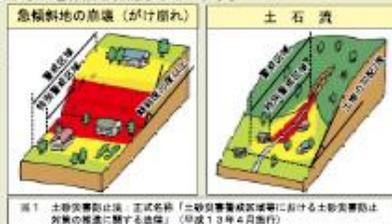
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）

①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。

②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
黄色	土砂災害警戒区域（がけ崩れ） （数字は災害発生時の予測番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
オレンジ	避難所施設	土石流
赤丸		津町河より

※黄色の番号（黄色と青色の線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」です。

※薄い赤色・青色（赤色と青色の線で囲んだ範囲）の番号で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

○急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然破れ落ちるものです。

○土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。

○地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。

また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。

○1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨

○降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

○斜面から水がわきでる。

○小石がバラバラ落ちてくる。

○流水がにごり、木などが流れてくる。

○山鳴り・地鳴りがする。

○雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。

このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。

○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や復舊の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難をおこなってください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

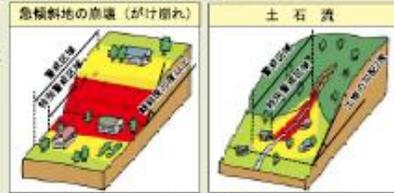
土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（野根小学校区10/14）



○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。
※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷間に在住の方は、大雨の時は土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
■	土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
■	土砂災害特別警戒区域（著しい土砂災害の発生を要する）	土石流
●	避難所施設	新河町より

※黄色の警告（黄色と青色の連続で囲んだ範囲）を示した箇所が「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色・青色（赤色と青色の連続で囲んだ範囲）の警告を示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然流れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、本などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
- 小石がバラバラ落ちてくる。
- 流水がにごり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。



このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や復舊の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難をおこなってください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域（別役地区）

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（野根小学校区11/14）



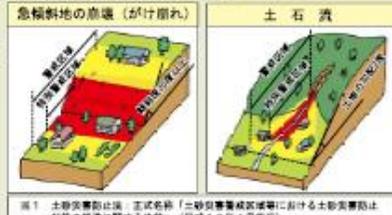
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山間や谷間に在住の方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	（数字は指定後の通知番号です）	土石流
	避難所施設	東河町より

※黄色の輪色（赤色と青色の線で囲んだ範囲）を示した箇所が「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」です。
※薄い赤色・青色（赤色と青色の線で囲んだ範囲）の輪色を示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然破れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地裏にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難をおこなうようにしてください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

※平成28年3月現在

土砂災害警戒区域（別役地区）

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（野根小学校区12/14）



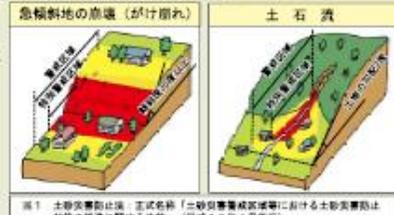
○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しております。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれのある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山崩れや谷筋にお住まいの方は、大雨の時は土砂災害への注意をお願いします。



型号	項目	備考
黄色	土砂災害警戒区域 （数字は土石流等の 発生箇所です）	急傾斜地の崩壊 （がけ崩れ）
黄色	避難所誘導線	土石流
赤丸	避難所誘導線	東河町より

※黄色の番号（黄色と青色の線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。
※濃い赤色・青色（赤色と黄色の線で囲んだ範囲）の番号で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然破れ落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、本などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

がけ崩れ



土石流



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。



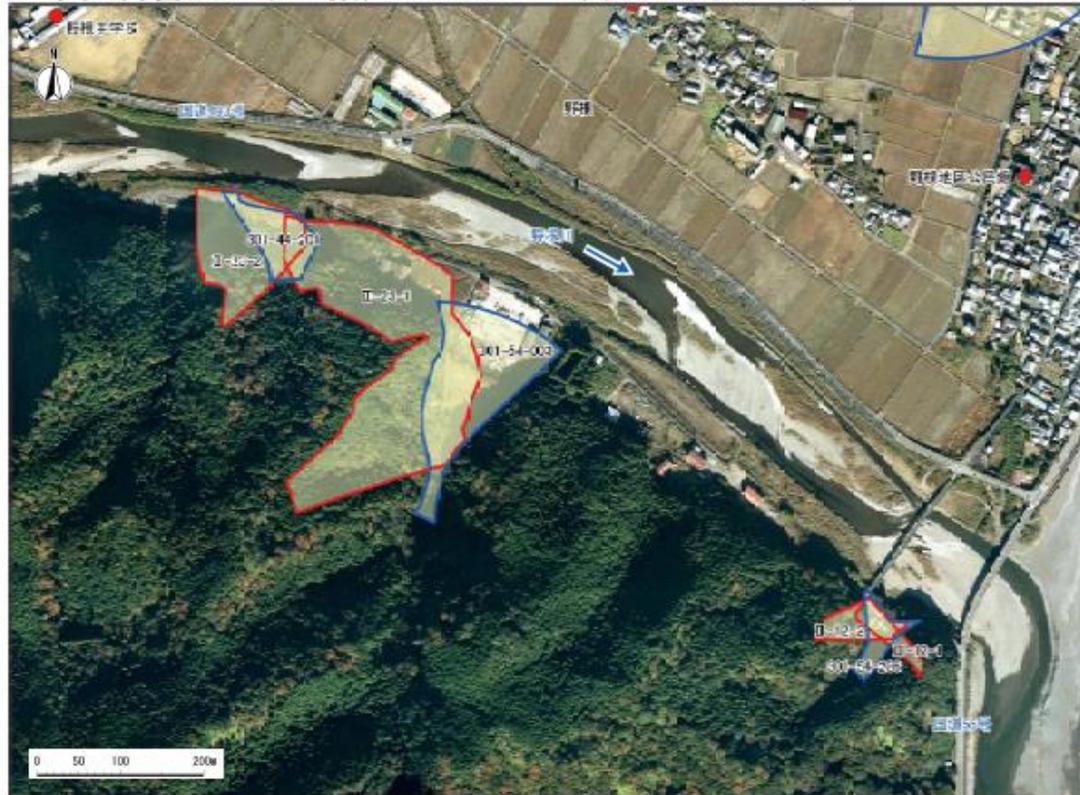
また、大雨時や復舊の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難をおこなってください。

問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

平成28年3月発行

土砂災害警戒区域（中村地区）

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ(野根小学校区13/14)



○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

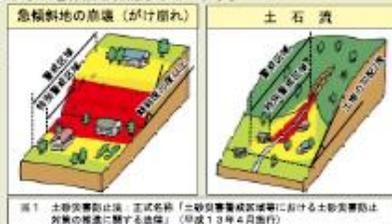
○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）

①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。

②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山崩れや谷筋にお住まいの方は、大雨の時は土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	（数字は指定後の通知番号です）	土石流
	避難所施設	津川町より

※黄色の番号（黄色と青色の線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。

※薄い赤色・青色（赤色と黄色の線で囲んだ範囲）の番号で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

- 土砂災害には次の3種類があります。
- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然破れ落ちるものです。
 - 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、本などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
 - 地すべり
雨水が地盤にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地盤が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

- 雨量情報に注意しましょう。
- 土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
 - 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。

- 土砂災害の前ぶれに注意しましょう。
- 斜面から水がわきでる。
 - 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 流水がにごり、木などが流れてくる。
 - 山鳴り・地鳴りがする。
 - 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
- このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分注意をしてください。
また、大雨時や復舊の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災助課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（野根小学校区14/14）



○高知県では平成27年度に野根小学校区の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。
住民の皆様へ、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）

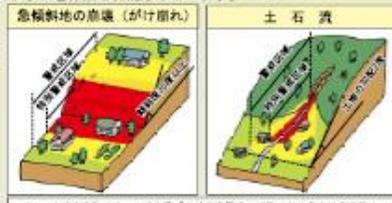
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。

②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますと、いざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておきましょう。

※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山崩れや谷筋にお住まいの方は、大雨の時は土砂災害への注意をお願いします。



※1 土砂災害防止法 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項目	備考
	土砂災害警戒区域（がけ崩れ） （数字は指定後の通知番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
	土石流	土石流
	避難所施設	東河町より

※黄色の警告（黄色と青色の線で囲んだ範囲）で示した箇所が「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」です。

※濃い赤色・青色（赤色と黄色の線で囲んだ範囲）の警告で示した箇所は、高知県が平成16年に公表した「土砂災害危険箇所」であり今後「土砂災害防止法」に基づき「土砂災害警戒区域」の調査・指定を予定しています。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

- 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然落ち落ちるものです。
- 土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒に一気に流れ落ちてくるものです。
- 地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。



早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。

また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。

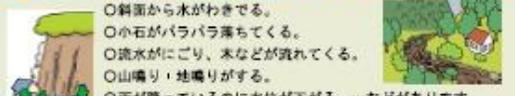
- 1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
- 降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨となる場合は、特に注意が必要です。



土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

- 斜面から水がわきでる。
- 小石がバラバラ落ちてくる。
- 流水がにごり、木などが流れてくる。
- 山鳴り・地鳴りがする。
- 雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。

このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！



土砂災害警戒情報に注意しましょう。

- 高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- 「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報に十分注意していただきますようお願いいたします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。

また、大雨時や復舊の避難は危険を伴いますので、土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難をおこなうようにしてください。



問い合わせ先 ■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845 ■高知県安芸土木事務所 室戸事務所 TEL:0887-22-1531 ■東洋町総務課 TEL:0887-29-3111

第8章 水防区域・施設の一覧

町内の重要水防区域の一覧

1 河川の重要水防区域

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所	危険区域		特に危険な場所及び対策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
			左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防 工法	公共 施設	一般 個数	人口 (人)	耕地 (ha)	
野根川	野根川	室戸	左 右	10,300 10,300	左 右	2,000 3,000	河口～東洋町 中島 河口～つづら	越流	土のう積	5	130	302	83	町が指示 する場所
小池川	小池川	室戸	左 右	1,500 1,500	左 右	1,500 1,500	河口～東洋町 河内	越流	土のう積	5	120	360	33	町が指示 する場所
河内川	河内川	室戸	左 右	3,000 3,000	左	700	河口～東洋町 奥河内	越流	土のう積	0	45	168	15	町が指示 する場所
生見川	生見川	室戸	左 右	700 700	左 右	700 700	河口～東洋町 生見	欠壊	土のう積	3	62	219	10	町が指示 する場所
相間川	相間川	室戸	左 右	1,000 1,000	左 右	1,000 1,000	河口～東洋町 相間	欠壊	土のう積	1	1	3	8	町が指示 する場所

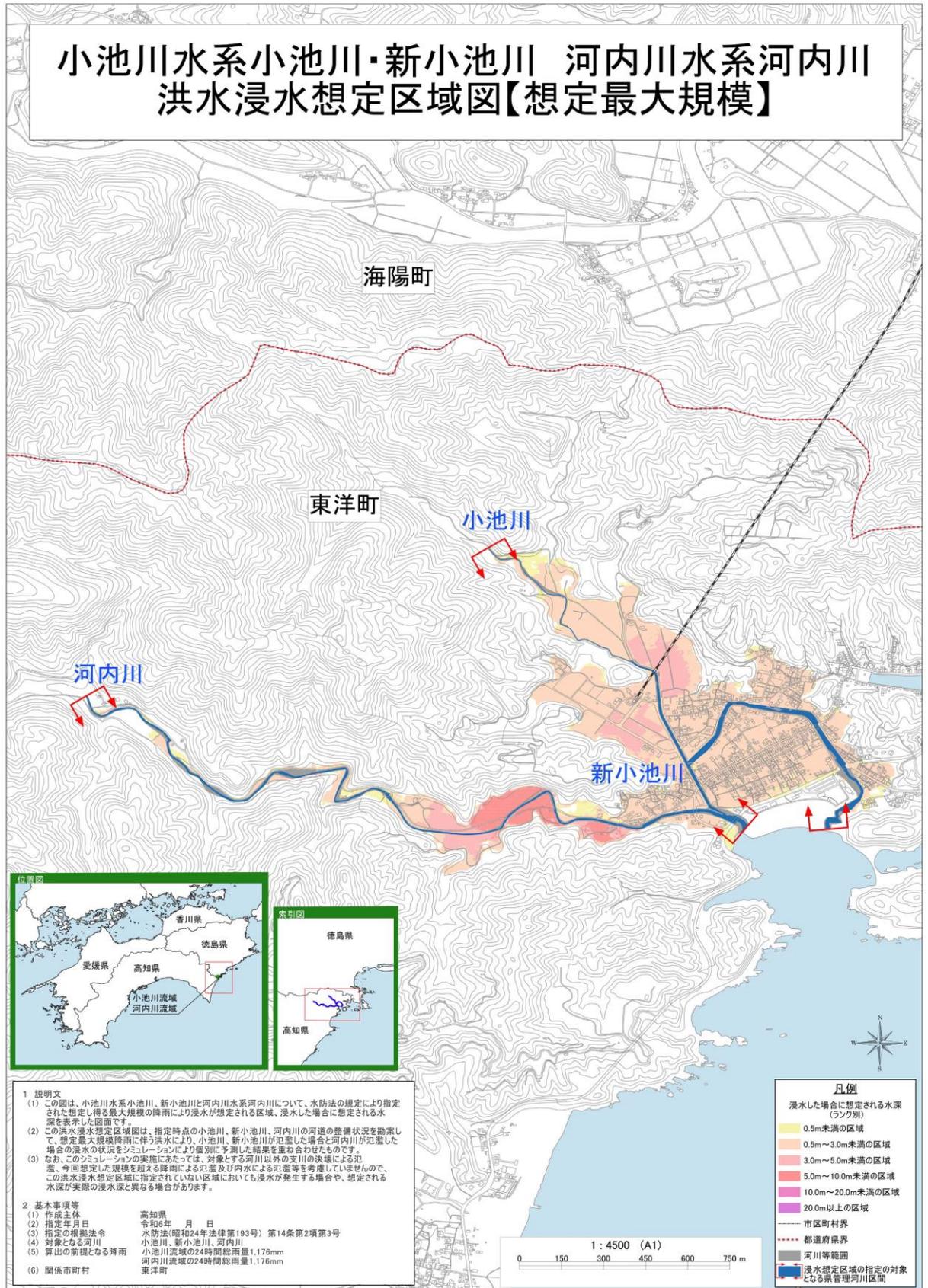
資料：高知県水防計画付属資料（平成25年度）

2 海岸の重要水防区域

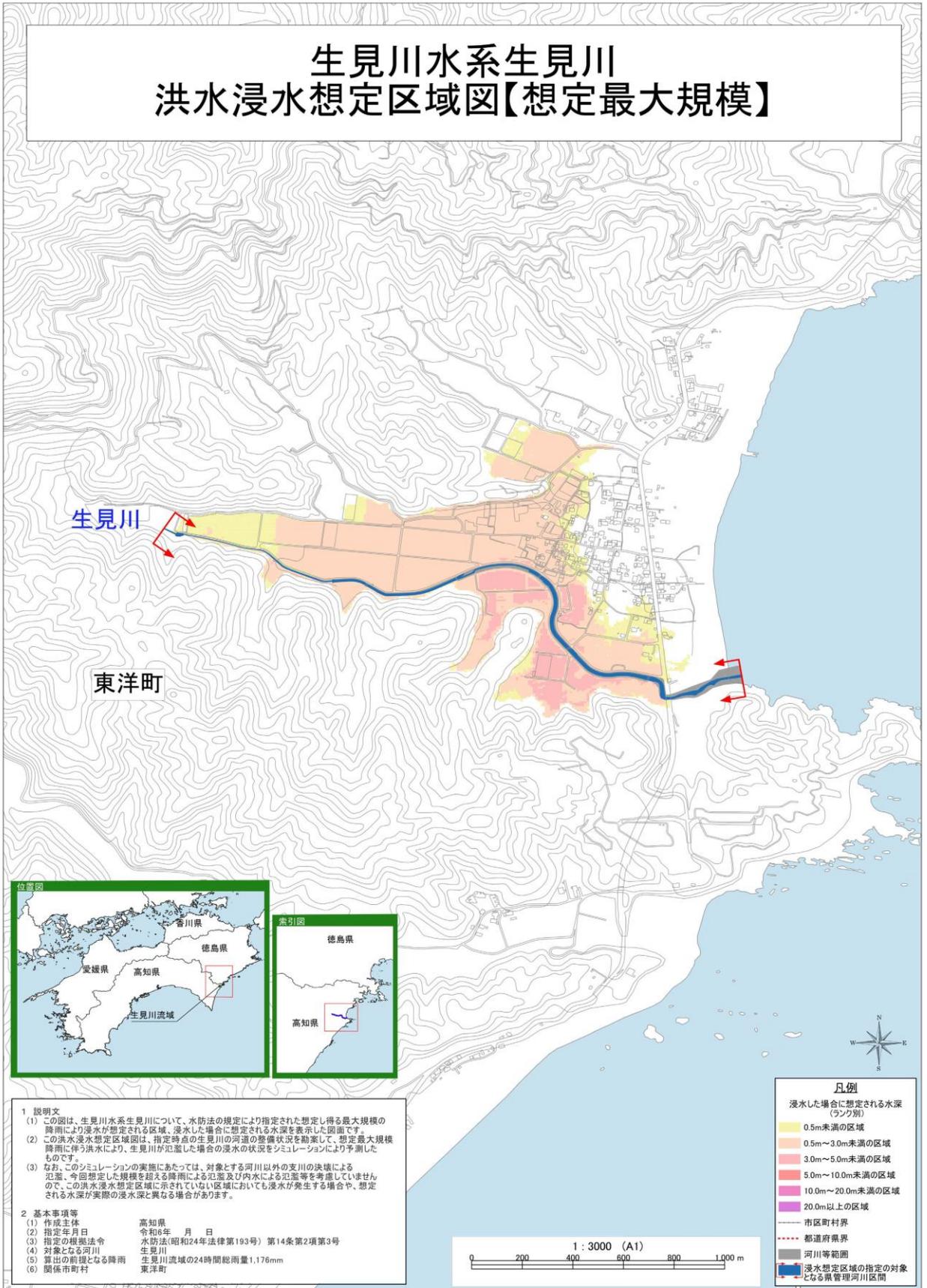
所管別	沿岸名	海岸名	所轄 土木 事務所	重要水防 区域延長 (m)	特に危険な箇所及び対策				地区の概要				避難場所
					延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防 工法	公共 施設	一般 個数	人口 (人)	耕地 (ha)	
国交省	海部灘	野根海岸	室戸	1,582	1,400	東洋町 野根	越波	土のう積		396	880		野根地区 公民館

資料：高知県水防計画付属資料（平成25年度）

3 洪水浸水想定区域図（高知県河川課令和6年12月2日指定）



生見川水系生見川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】



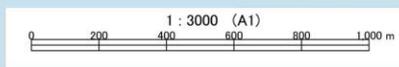
- 1 説明文**
- (1) この図は、生見川水系生見川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の生見川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により、生見川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象とする河川以外の支川の決壊による氾濫、今回想定した規模を超える降雨による氾濫及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 作成主体 | 高知県 |
| (2) 指定年月日 | 令和9年 月 日 |
| (3) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号 |
| (4) 対象となる河川 | 生見川 |
| (5) 算出の前提となる降雨 | 生見川流域の24時間総雨量1,176mm |
| (6) 関係市町村 | 東洋町 |

凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

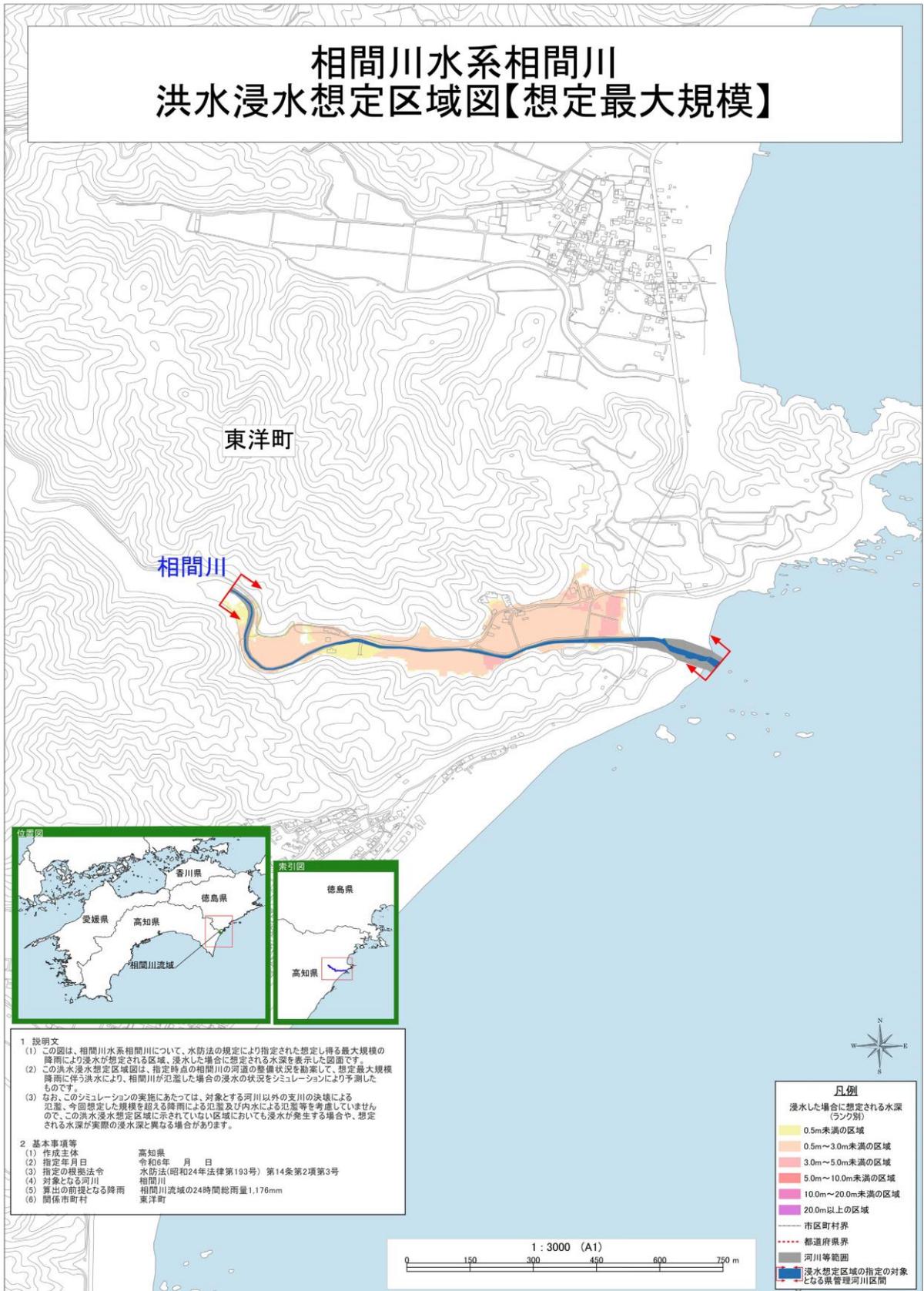
- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

- 市区町村界
- 都道府県界
- 河川等範囲
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川区間



『測量法に基づき(国土地理院長承認)使用) R6JH125』

相間川水系相間川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】



1 説明文

(1) この図は、相間川水系相間川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の相間川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により、相間川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象とする河川以外の支川の決壊による氾濫、今回想定した規模を超える降雨による氾濫及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 高知県
 (2) 指定年月日 令和6年 月 日
 (3) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
 (4) 対象となる河川 相間川
 (5) 算出の前提となる降雨 相間川流域の24時間総雨量1,176mm
 (6) 関係市町村 東洋町

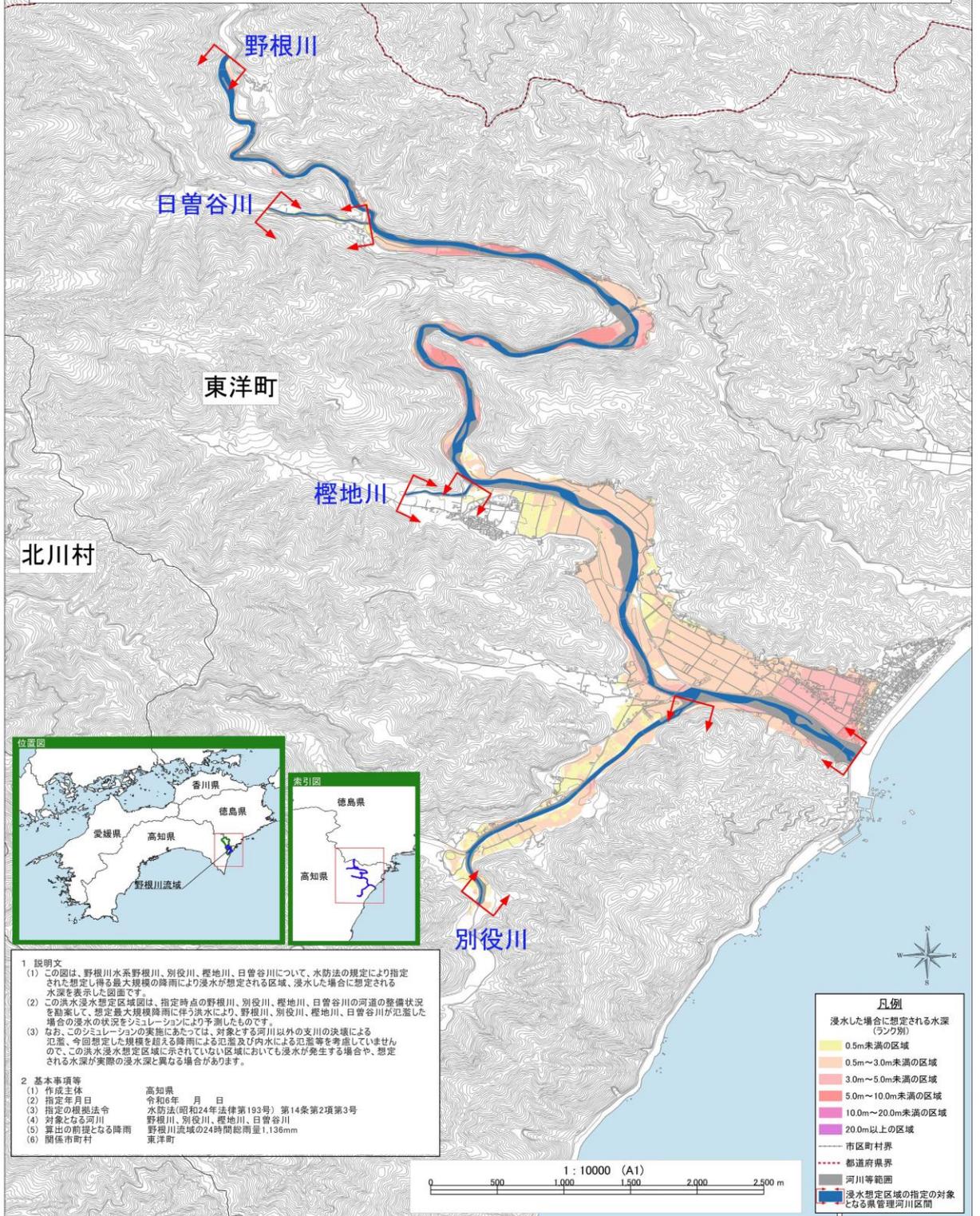
凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域
- 市区町村界
- 都道府県界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川区間

「測量法に基づき国土地理院長承認(使用) R6JHs125」

野根川水系野根川・別役川・檜地川・日曾谷川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】



洪水浸水想定区域図の対象河川（東洋町）

	種別	水系名	河川名	流域市町村	配慮者利用施設	人家	市町村役場	浸水想定区域図の作成	備考欄	市町村役場	公表年月日
394	二級	小池川	こいけ川 小池川	東洋町	○	○		◎			R6. 12. 2
395	二級	河内川	かわうち川 河内川	東洋町	○	○		◎			R6. 12. 2
396	二級	生見川	いくみ川 生見川	東洋町	○	○	○	◎	地域包括支援センター	東洋町	R6. 12. 2
397	二級	相間川	あいに川 相間川	東洋町		○		◎			R6. 12. 2
398	二級	野根川	のね川 野根川	東洋町	○	○		◎	野根小学校		R6. 12. 2
399	二級	野根川	べつやく川 別役川	東洋町		○		◎			R6. 12. 2
400	二級	野根川	のしち川 榎地川	東洋町		○		◎			R6. 12. 2
401	二級	野根川	ひそがに川 日管谷川	東洋町		○		◎			R6. 12. 2

小池川・河内川流域（東洋町） 主要施設一覧

単位（mm）

区分	名称	所在地	最大浸水深
学校	甲浦小学校	河内 26-1	0
	甲浦中学校	白浜 3-2	2. 236
病院	寿美医院	甲浦 542	0
	東洋歯科クリニック	河内 151-1	2. 525
社会福祉施設	らいおん堂薬局 甲浦店	甲浦 5 4 1	0
	グループホーム 慎太郎	河内 3 5 3 - 1	2. 507
	デイセンター海援隊	河内 3 5 3 - 1	2. 507
	甲浦保育園	河内 198	2. 495
警察署	室戸警察署甲浦駐在所	白浜 140-3	0. 431
その他	ふれあい館なごみ	河内 350	2. 52
	河内老人憩の家	河内 1071-1	2. 042
	甲浦西地区集会所	甲浦 708-12	0
	甲浦地区公民館	白浜 12-1	1. 531
	甲浦地区老人里の家	河内 98	0
	甲浦中町地区集会所	甲浦 333-1	0
	小池老人憩の家	河内 151-1	3. 035
	白浜自然休養村管理センター	白浜 88-3	0
	白浜地区第 1 防災避難タワー	白浜 69-4	1. 055
	甲浦集落活動センターなぎ	白浜 198-9	2. 399

生見川流域（東洋町） 主要施設一覧

単位（mm）

区分	名称	所在地	最大浸水深
その他	東洋町地域福祉センター	生見 756-8	0
	生見地区集会所	生見 158	1.386
	東洋町町民会館	生見 758-3	0

野根川流域（東洋町） 主要施設一覧

単位（mm）

区分	名称	所在地	最大浸水深
学校	野根小学校	野根丙 1104-1	2.117
	旧名留川小学校	野根乙 459	0
	野根中学校	野根丙 994-1	1.927
病院	野根診療所	大字野根丙 1411-1	3.972
社会福祉施設	銀杏保育園	野根丙 1364	3.432
警察署	室戸警察署野根駐在所	野根丙 1675-1	0
その他	浦地区集会所	野根丙 1645-2	0
	押野地区集会所	野根甲 366-1	0
	真砂瀬集会所	野根乙 1933	0
	川口集会所	野根乙 1337-1	0.447
	大斗集会所	野根乙 2318	1.091
	池第2地区集会所	野根丙 2237-1	0
	中村地区集会所	野根丙 1271	3.136
	中島地区集会所	野根丙 846-1	0.248
	東町地区教育集会所	野根丙 2115-1	0
	内田集会所	野根丙 105-2	1.038
	文化会館	野根丙 1963-2	0
	別役集会所	野根丁 222-8	0.375
	名留川地区集会所	野根乙 418	0
	野根地区公民館	野根丙 1975	3.389
	野根地区老人憩の家	野根丙 2456-1	0
	籠葛集会所	野根甲 725-1	1.224

小池川・河内川流域 要配慮者利用施設一覧

単位 (mm)

施設区分	名称	所在地	最大浸水深
学校	東洋町立甲浦小学校	河内 26-1	0
学校	東洋町立甲浦中学校	白浜 3-2	2.236
社会福祉施設	東洋町甲浦保育園	河内 198	2.495
医療施設	寿美医院	甲浦 542	0

野根川流域 要配慮者利用施設一覧

単位 (mm)

施設区分	名称	所在地	最大浸水深
学校	東洋町立野根小学校	野根丙 1104-1	2.117
学校	東洋町立野根中学校	野根丙 994-1	1.927
社会福祉施設	東洋町銀杏保育園	野根丙 1364	3.432
医療施設	野根診療所	野根丙 1411-1	3.432

第9章 災害時応援協定の締結状況

災害時応援協定の締結状況

相手方	締結日	協定名	有効期間	内容	要請方法	費用負担
四国コカ・コーラボトリング(株)	平成 17 年 10 月 17 日	災害時における 救援物資の 提供に関する協 定書	継続 (解消の申 し出ない限 り)	①地域貢献型自販機在 庫製品 ②飲料水の優先的な安 定供給	救援物資提 供要請書 (緊急時:口 頭、電話等)	無償提供
高知県内市町 村	平成 20 年 1 月 25 日	高知県内市町村 災害時相互応援 協定	継続 (解消の申 し出ない限 り)	①職員の派遣 ②物資・資機材の提供 ③被災者の救出、医療、 防疫 ④救援救助の車両 ⑤児童・生徒の受入 ⑥被災者への住宅提供	救援物資提 供要請書 (緊急時:口 頭、電話等)	受援市町 村負担
徳島県海陽町	平成 20 年 9 月 1 日	東洋町・海陽町災 害時応援協定	継続 (解消の申 し出ない限 り)	①職員の派遣 ②物資・資機材の提供 ③被災者の救出、医療、 防疫 ④救援救助の車両 ⑤児童・生徒の受入 ⑥被災者への住宅提供	救援物資提 供要請書 (緊急時:口 頭、電話等)	受援町負 担
(社)高知県建 築士会	平成 24 年 2 月 22 日	高知県被災建築 物応急危険度判 定士の招集に関 する協定書	継続 (解消の申 し出ない限 り)	建築物の危険度判定	救援物資提 供要請書(緊 急時:口頭、 電話等)	(社)高知 県建築士 会
民間事業所	平成 24 年 10 月 1 日	災害時における 避難場所等施設 利用に関する協 定書	継続 (解消の申 し出ない限 り)	①避難場所等として活用 ②防災倉庫設置及び管 理	救援物資提 供要請書(緊 急時:口頭、 電話等)	町
四国電力(株)	平成 24 年 11 月 27 日	災害時の協力に 関する協定書	継続 (解消の申 し出ない限 り)	電力設備の復旧	救援物資提 供要請書 (緊急時:口 頭、電話等)	四電
高知県・県内 市町村	平成 25 年 7 月 23 日	災害時における 下水道施設を管 理する市町村等 の相互支援に関 する協定	継続 (解消の申 し出ない限 り)	①被災状況及び内容の 調査 ②緊急措置、応急復旧及 び本復旧に係る検討 ③被災証明に関する資 料の作成 ④災害査定用設計書の 作成	高知県下水 道課に要請	特段定め なし

相手方	締結日	協定名	有効期間		要請方法	費用負担
日本下水道事業団	平成 25 年 7 月 23 日	災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧に関する協約	継続 (解消の申し出ない限り)	①被災状況及び内容の調査 ②緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討 ③被災証明に関する資料の作成 ④災害査定用設計書の作成 ⑤災害査定の立ち会い及び説明	文書(緊急時:電話)	個別に協議
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 25 年 7 月 23 日	災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧に関する協定	継続 (解消の申し出ない限り)	①被災状況及び内容の調査 ②応急復旧のために必要な業務	文書(緊急時:電話)	個別に協議
西日本電信電話(株)高知支店	平成 25 年 9 月 30 日	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	継続 (解消の申し出ない限り)	特設公衆電話回線の設置	両者協議	西日本電信電話(株)高知支店
大阪府守口市	平成 25 年 1 月 9 日	東洋町守口市災害時の相互応援に関する協定書	継続 (解消の申し出ない限り)	①職員の派遣 ②物資・資機材の提供 ③被災者の救出、医療、防疫 ④救援救助の車両 ⑤避難者、傷病者の受入	電話連絡の後、応援要請書	受援市町負担
一般社団法人高知県LPガス協会	平成 26 年 3 月 1 日	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	継続 (解消の申し出ない限り)	LPガス及び容器(供給するための器具を含む。)並びに燃焼器具	応急生活物資提供要請書(緊急時:口頭、電話等)	町
高知県薬剤師会安芸支部	平成 26 年 4 月 1 日	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	継続 (解消の申し出ない限り)	①薬剤師の派遣 ②医薬品等の提供	特段定めなし	町
高知県旅館ホテル生活衛生同業組合	平成 28 年 12 月 26 日 (令和 7 年 2 月 14 日改正)	大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定書	継続 (解消の申し出ない限り)	(1)宿泊施設の避難所としての提供 (2)物資の可能な限りの提供	文書(緊急時:口頭)	別途協議
東部交通株式会社・有限会社芸西観光	平成 30 年 12 月 5 日 (令和 7 年 2 月 6 日改正)	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	継続 (解消の申し出ない限り)	(1)被災者(滞在者を含む)及び救援者等の輸送業務 (2)災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務 (3)その他各市町が必要とするバスによる支援業務	文書(緊急時:口頭)	町

<p>公益社団法人 高知県獣医師会</p>	<p>令和7年2 月20日</p>	<p>災害時における 動物の救援活動 に関する協定書</p>	<p>継続 (解消の申し出ない限り)</p>	<p>①被災動物の保護及び管理 ②被災動物に関する情報提供 ③施設、設備及び物資の提供、その他必要な災害応急業務 ④避難所における公衆衛生上の管理、指導への協力</p>	<p>文書(緊急時:電話)</p>	<p>個別に協議</p>
---------------------------	-----------------------	--	----------------------------	--	-------------------	--------------

第10章 自主防災組織の一覧

東洋町の自主防災組織の一覧

	自主防災組織名	設立年度		自主防災組織名	設立年度		自主防災組織名	設立年度
1	甲浦東1-1区	H17	15	甲浦西4-2区	H18	29	名留川地区	H18
2	甲浦東1-2区	H18	16	白浜1区	H18	30	池・相間地区	H22
3	甲浦東1-3区	H18	17	白浜2区	H18	31	池第2地区	H20
4	甲浦東2区	H18	18	白浜3区	H18	32	押野地区	H20
5	甲浦東3区	H18	19	白浜4区	H18	33	別役地区	H20
6	甲浦東4-1区	H18	20	白浜5区	H18	34	内田地区	H20
7	甲浦東4-2区	H18	21	原地区	H18	35	つづら地区	H20
8	甲浦東5区	H18	22	小池地区	H18	36	中村地区	H21
9	甲浦中町1区	H16	23	河内地区	H18	37	中島地区	H21
10	甲浦中町2区	H16	24	生見地区	H18	38	大斗地区	H21
11	甲浦西1区	H18	25	東町地区	H21	39	川口地区	H21
12	甲浦西2区	H18	26	浦1区	H21	40	真砂瀬地区	H21
13	甲浦西3区	H18	27	浦2区	H18			
14	甲浦西4-1区	H18	28	浦3区	H18			

計 1283 世帯
令和7年2月末

第11章 食料配布計画等のイメージ

食料や生活必需品の配布、炊き出しは、以下のようなイメージの計画表を作成して実施する。

食料配布計画のイメージ

	○月○日			○月○日			○月○日		
	避難者数	必要量	調達方法	避難者数	必要量	調達方法	避難者数	必要量	調達方法
A避難所									
B避難所									
C避難所									
・・・									
・・・									
・・・									

炊き出し計画のイメージ

	避難者数	必要量	食材供給 見込み	調理器具 の状況	燃料の 状況	食器の 状況	調理 要員数	炊き出し実施日時		
A避難所										
B避難所										
C避難所										
・・・										
・・・										
・・・										

生活必需品配布計画のイメージ

	避難者数	品目A			品目B			品目C		
		必要量	調達方法	配布日時	必要量	調達方法	配布日時	必要量	調達方法	配布日時
A避難所										
B避難所										
C避難所										
・・・										
・・・										
・・・										

第12章 津波避難対象地域の一覧

対象地域	対象地区の範囲	対象世帯数	対象人口
甲浦東	全域	160	256
甲浦中	全域	21	34
甲浦西	全域	141	227
白浜	全域	198	333
小池・原	全域	106	185
河内	全域	70	135
生見	全域	68	116
池・相間	全域	127	179
東町	全域	104	157
浦	全域	134	208
中村	全域	39	50
中島	全域	22	35
内田	全域	3	4
押野	全域	18	29
つづら	全域	5	7
名留川	全域	36	44

※対象世帯数、対象人口は令和7年2月28日現在の値

第13章 応急活動の担当部局一覧

災害応急活動の担当部局は、以下の通りである（◆は主要な担当部局）。

	情報部	住民部	産業建設部	教育部	消防部
	総務課 議会事務局 税務課 出納課	住民課 地域包括支援センター	産業建設課	教育委員会	東洋出張所
第1章 参集・配備	◆	◇	◇	◇	◇
第2章 情報の収集・伝達					
第1節 気象情報の収集	◆		◇		◇
第2節 初動のための情報伝達	◆				
第3節 被害情報の収集・報告	◆				
第4節 情報通信システムの機能確保	◆	◇	◇	◇	◇
第5節 広報・広聴活動	◆				
第3章 応援・派遣要請	◆	◇	◇	◇	◇
第4章 避難誘導対策					
第1節 高齢者等避難・避難指示、屋内退避の指示	◆				
第2節 避難の誘導	◇	◇	◆	◇	◇
第3節 警戒区域の設定	◇		◆		◇
第4節 避難所の開設・運営	◇	◆		◇	
第5章 災害拡大防止活動					
第1節 水防活動・土砂災害防止活動	◇		◆		◇
第2節 救助・救出・消防・搜索活動	◇	◇	◇	◇	◆
第3節 医療救護活動	◇	◆			
第4節 二次災害の防止			◆		◇
第6章 緊急輸送・交通対策					
第1節 交通網の確保	◇		◆		◇
第2節 緊急輸送の実施	◆	◇	◇	◇	
第7章 災害救助法の適用	◇	◆	◇	◇	
第8章 生活救援活動					
第1節 食料供給	◇	◇	◆		
第2節 応急給水	◇	◇	◆		
第3節 生活必需品等の供給	◇	◇	◆		
第4節 健康支援・保健衛生対策		◆			
第5節 し尿処理		◆	◇		
第6節 ごみ・がれきの処理		◆	◇		
第7節 遺体の検案・安置・埋葬		◆	◇		◇
第8節 愛玩動物の保護・管理		◆			
第9節 応急住宅対策	◇		◆		
第9章 ライフラインの応急対策					
第1節 電力施設	◆	◇	◇	◇	
第2節 水道施設	◇		◆		
第3節 下水道施設	◇		◆		
第4節 その他のライフライン施設	◆		◇		
第10章 災害時要配慮者対策	◇	◆		◇	
第11章 ボランティア活動対策		◆	◇		
第12章 学校等での応急活動					
第1節 学校・保育園での応急活動	◇	◆		◆	
第2節 社会教育施設・文化財対策	◇	◆		◆	
第13章 農林漁業関係応急対策			◆		

※第5章第1節「水防活動・土砂災害防止活動」は風水害応急対策計画にのみ記載しており、地震・津波応急対策計画では、節番号が繰り上がる。

第14章 土砂災害警戒体制の整備

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- 2 避難場所・避難経路
- 3 土砂災害に係る避難訓練の実施
- 4 要配慮者利用施設
- 5 救助
- 6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、FAX等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

施設区分	施設の名称	所在地
小学校	東洋町立甲浦小学校	東洋町大字河内27番地
小学校	東洋町立野根小学校	東洋町大字野根丙1104番地1
児童福祉施設	東洋町立甲浦保育園	東洋町大字河内198番地
児童福祉施設	東洋町立銀杏保育園	東洋町大字野根丙1364番地
医療施設	寿美医院	東洋町大字甲浦542番地

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難指示が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取組みを行う。

7 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

9 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方气象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話等により情報を受信する。

10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示等の発令

10.1 判断基準

a)高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合

2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合

なお、避難が必要な状況が夜間及び早朝になると想定される場合の判断基準

3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

4：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

b) 避難指示

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

1：土砂災害警戒情報が発表された場合

2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合

3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

c) 緊急安全確保

次のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令する。

1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合

2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

3：土砂災害が発生した場合

4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

5：避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

10.2 発令対象地区

避難指示等の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

11 土砂災害緊急情報

四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて高齢者等避難又は避難指示を発令する。

12 避難指示等の発令・解除の際の助言

町長は、高齢者等避難、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は高知県に対し、高齢者等避難、避難指示等に関する事項について助言を求める。

町長は、土砂災害に対する高齢者等避難、避難指示等を解除しようとする場合において、必要に応じて四国地方整備局又は高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。

第15章 津波災害警戒区域要配慮者利用 施設の一覧

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

施設区分	施設の名称	所在地
小学校	東洋町立甲浦小学校	東洋町大字河内27番地
小学校	東洋町立野根小学校	東洋町大字野根丙1104番地1
児童福祉施設	東洋町立甲浦保育園	東洋町大字河内198番地
児童福祉施設	東洋町立銀杏保育園	東洋町大字野根丙1364番地
医療施設	寿美医院	東洋町大字甲浦542番地